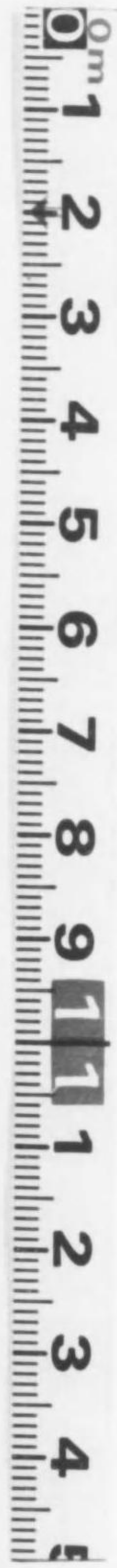


326-13  
1200501382535

326  
13



始





昭和二年十月

第二十四回上水協議會議事錄

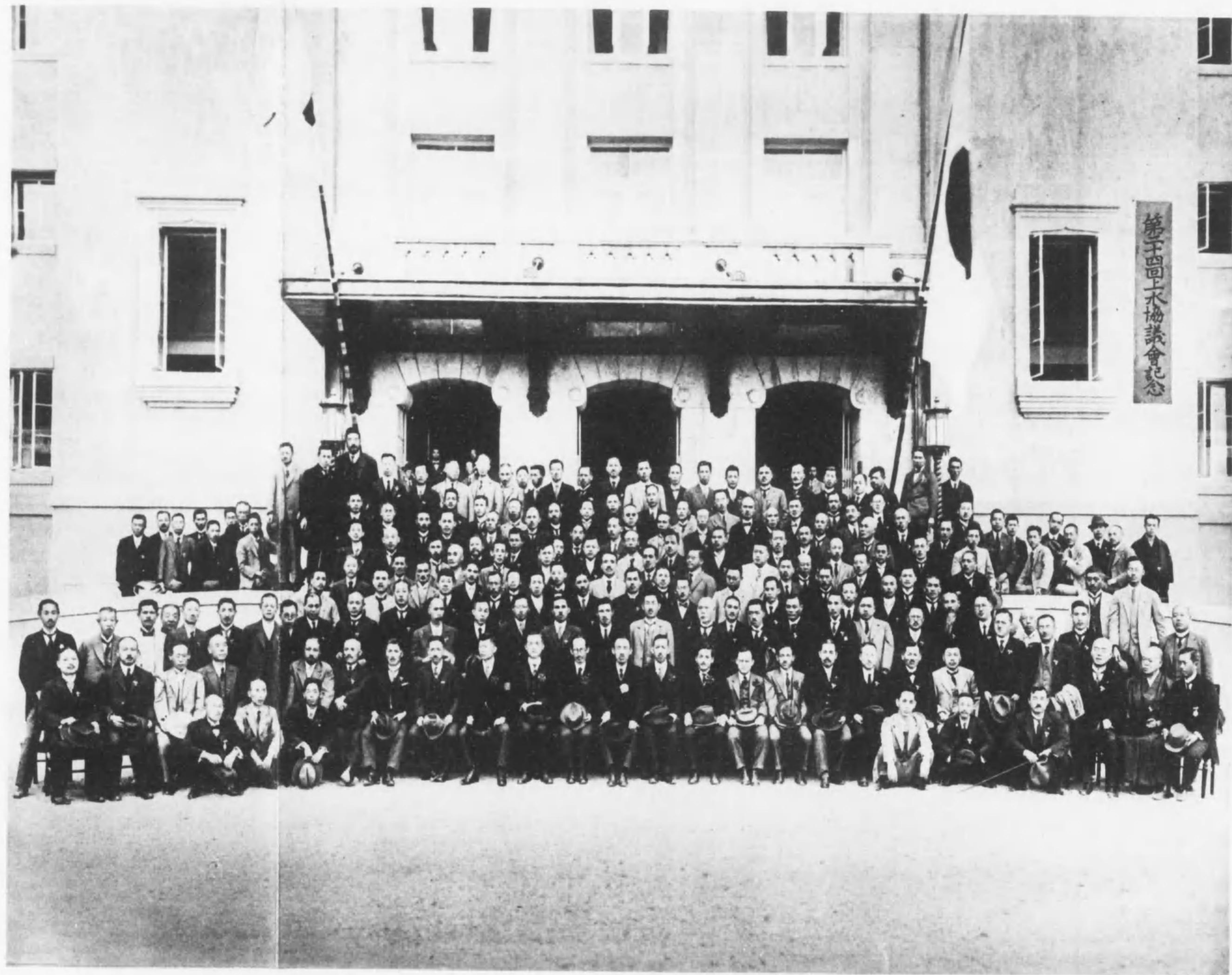
主催 鹿兒島市

上水協議會











第二十四回上水協議會議事録目次

上水協議會寄贈本

一、議事日程……………(一)

一、議席表及來賓氏名……………(二)

一、主要決議事項……………(一三)

    (一)上水協議會理事改選の件……………(一三)

    (二)第二十五回上水協議會主催地及第二十六回同會主催豫定地に關する件……………(一四)

    萬國原子量表……………(一五)

    提出問題及議事大要……………(一五)

    (一)理事提出事項……………(一五)

    (二)會員提出事項……………(一七)

    提出問題に對する回答……………(一七)

    速記録……………(二九)

    (一)本會議……………(二九)

    (二)衛生試驗委員會……………(四〇)

一、報 告……………(四三)

    (一)炎暑時及酷寒時に於ける井水と水道水の溫度比較調査報告……………(四三)

    (二)濾床再洗滌の細菌學的標準……………(四七)





- (三)井水中の Asellus に関する衛生學的觀察  
京 都 市……………(四五〇)
  - (四)神戸市上水道の微生物學的考察  
神 戸 市……………(四五五)
  - (五)東京市に於て水道敷設後に残存する飲用掘井水の水质に就て  
東 京 市……………(四八四)
  - (六)モール氏法に依るクロール定量法に於て硝酸銀液と標示薬との關係に就て  
東 京 市……………(四八六)
  - (七)東京市及其の近郊に於ける鑿井水の「アンモニヤ」に就て(第二報)  
東 京 市……………(四九三)
  - (八)東京市水道東村山貯水池に於ける生物の分布並にその發生の消長に就て  
東 京 市……………(四九七)
  - (九)水の細菌學的検査に際し膠質及寒天培地に發育する細菌聚落數の比較  
東 京 市……………(五〇〇)
- 一、講 演
- (一)水道の經濟的設計に就きて  
東京帝國大學教授 工學博士 草 間 偉……………(五三七)
  - 二、最近の歐米の水道  
九州帝國大學教授 工學博士 西 田 精……………(五三八)
  - 三、上水道の生物學的故障と其の處置法  
京都帝國大學教授 川 村 多 實 二……………(五四九)

### 第二十四回上水協議會日程

- 一 日 十月二十七日 (木 曜)  
自午前十時終日議事
- 二 日 十月二十八日 (金 曜)  
自午前九時至午前十一時議事  
自正午水源地、配水池視察、教育參考館參觀、南洲神社參拜
- 三 日 十月二十九日 (土 曜)  
自午前九時至午前十一時議事
- 四 日 十月三十日 (日 曜)市内隨意視察  
自午前十一時至午前十二時講演午後十二時半ヨリ櫻島視察、磯島津邸尙古集成館參觀
- 五 日 十月三十一日 (月 曜)  
自午前九時至正午議事、自午後一時至午後二時議事、自午後二時至同四時紀念撮影、講演  
自午後四時至午後六時城山視察、午後六時市長招待會
- 六 日 十一月一日 (火 曜)  
自午前九時終日議事









八七七七七七七七七六六六六六六六六六六  
〇九八七六五四三二一〇九八七六五四三二一〇  
番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番

長同同甲熱同吳同津同同奈同同宇沼同同前同高  
野 府海 良 都 田 橋 崎  
市 市町 市 市 市 市町 市 市

技衛技主助技技工助技水助技工市技市水市技助  
生 務 道 務 會 道  
技 課 課 課 議 部  
師師手事役手師師役師事役師事長手長長長手役

岩皆田早新入山池神根川岡的佐松矢託岡竹天星  
五根川村乙磯江本田鳥口田場藤永野摩崎內野  
近 明安女一之德三德 清和太 政右衛 一三 清三 勝 幸  
郎治藏寬雄輔松郎男豐治厚郎門郎郎秀郎藏秀衛

五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五  
九八七六五四三二一〇九八七六五四三二一〇九  
番番番番番番番番番番番番番番番番番番番番

長高同新同佐同長高同同西同同尼橫同同同堺同  
岡田 鴻 世 崎砂 宮 須  
市市 市 市 市町 市 市市 市 市

市 技助書衛 水町技水助水水助技水主水市書  
長 手役記事 長長師長役師師役師託事師長記

岩缺山永宮足缺鶴山曾佐前山宮長川田杉大森西  
內田脇立 田田我々鳥本田瀧島邊野野本谷  
田 正和 與長木 次國之好英太 長廣仁直  
衛 夫助郎人 市秀郎榮郎禧丞和助郎次吉平藏



一二二番  
一一一番  
一一〇番  
一一九番  
一一八番  
一一七番  
一一六番  
一一五番  
一一四番  
一一三番  
一一二番  
一一一番  
一〇〇番  
一〇九番  
一〇八番  
一〇七番  
一〇六番  
一〇五番  
一〇四番  
一〇三番  
一〇二番

德同和同宇同同下福同尾同同廣倉同同岡同同松  
島歌部關山道島敷山江  
市市市市市市市町市市

市水道助水道市衛生水道市技技市同水道水道書書水道第二主技市  
道課長主道課長主道課所技師技師技師技師技師技師技師技師技師技師技師  
部長技師  
師長

橋八五澁林荒加浮松中松魚服今黒佐森齋佐八高  
七本尾十谷川戶田本島田谷部中瀬藤々卷橋  
菊藤嵐仙常一茂篤佐協清宣權史太威茂重節  
郎郎三吉輔郎治郎衛吉輔一元六夫博郎郎丸郎雄

一〇〇番  
九九九番  
九九八番  
九九七番  
九九六番  
九九五番  
九九四番  
九九三番  
九九二番  
九九一番  
九八〇番  
九七八番  
九七六番  
九七五番  
九七四番  
九七三番  
九七二番  
九七一番  
九七〇番

同米同同鳥同福同秋同山同五青同平同郡同松上  
子取井田形川森山本田  
市市市市市町市町市市

水道市技技助書技書市水道水道水町水道書町技市技助市  
道部長技師長手手手役記師記長事役記長役記長手長手役長  
師長

金西乾篠坪吉辻大井畔工堤平佐小伏瀧大藤石勝  
澤尾原崎田和上柳藤山一藤野見田森澤川侯六  
力敬信捨文廣安貞三豐又藤野見田森澤川侯六  
太常信捨文廣安貞三豐又藤野見田森澤川侯六  
郎彦彦昇正吉嶮一居仲次藏郎晃禎衛治彌雄坦郎











二〇六番 同  
 二〇七番 同  
 二〇八番 同  
 二〇九番 同  
 二一〇番 同  
 二一一番 同

來賓

技同書技同同

手記師

黑木正三  
 滿留正  
 本村正之  
 松田精  
 新屋七郎  
 和田伊太郎

內務技師  
 內務屬  
 東京帝國大學教授  
 同 助務授  
 京都帝國大學教授

佐藤徠策  
 加藤敬三  
 草間 偉  
 竹中 二  
 川村多實  
 二郎

九州帝國大學教授  
 陸軍教官  
 陸軍技師  
 海軍技師

西田精  
 小泉親  
 柳井平  
 日岡長明

主要決議事項

- (一) 上水協議會理事滿期に付改選の結果東京市再選せられたり
- (二) 第二十五回(昭和三年度)上水協議會主催地は函館市に、第二十六回(昭和四年度)主催豫定地は臺灣總督府に決定せり



# 萬國原子量表

昭和二年(1927)

(O = 16000)

Ag	銀	107.88	Mn	錳	54.93
Al	アルミニウム	26.97	Mo	モリブデン	96.0
Ar	アルゴン	39.83	N	窒素	14.008
As	砒素	74.96	Na	ナトリウム	23.00
Au	金	197.2	Nb	ニオブウム	93.5
B	硼素	10.82	Nd	ネオデーム	144.3
Ba	バリウム	137.4	Ne	ネオン	20.2
Be	ベリリウム	9.02	Ni	ニッケル	58.68
Bi	ビスマス	209.0	O	酸素	16.000
Br	臭素	79.92	Os	オスミウム	190.9
C	炭素	12.00	P	燐	31.04
Ca	カルシウム	40.07	Pb	鉛	207.2
Cd	カドミウム	112.4	Pd	パラジウム	106.7
Ce	セリウム	140.2	Pr	プラセオデーム	140.9
Cl	塩素	35.46	Pt	白金	195.2
Co	コバルト	58.97	Ra	ラジウム	226.0
Cp	カツシオバイウム	175.0	Rb	ルビヂウム	85.5
Cr	クロウム	52.01	Rh	ロヂウム	102.9
Cs	セシウム	132.8	Ru	ルテニウム	101.7
Cu	銅	63.57	S	硫黄	32.07
Dy	ダイスプロシウム	162.5	Sb	アンチモン	121.8
Em	エマナチオン	222	Sc	スカンジウム	45.10
Er	エルビウム	167.7	Se	セレン	79.2
Eu	オイロビウム	152.0	Si	珪素	28.06
F	弗素	19.00	Sm	サマリウム	150.4
Fe	鐵	55.84	Sn	錫	118.7
Ga	ガリウム	69.72	Sr	ストロンチウム	87.6
Gb	ガトリニウム	157.3	Ta	タンタルム	181.5
Ge	ゲルマニウム	72.60	Tb	テルビウム	159.2
H	水素	1.008	To	テール	127.5
He	ヘリウム	4.00	Th	トリウム	232.1
Hf	ハフニウム	178.6	Ti	チタン	48.1
Hg	水銀	200.6	Tl	タリウム	204.4
Ho	ホルミウム	163.5	Tu	ツリウム	169.4
I(J)	沃素	126.92	U	ウラン	238.2
In	インヂウム	114.8	V	バナヂウム	51.0
Ir	イリヂウム	193.1	W	ウオルフラム	184.0
K	カリウム	39.10	X	キセノン	130.2
Kr	クリプトン	82.9	Y	イトリウム	89.0
La	ランタン	138.9	Yb	イテルビウム	173.5
Li	リチウム	6.94	Zn	亜鉛	65.37
Mg	マグネシウム	24.32	Zr	チルコニウム	91.2

## 一、提出問題及議事大要

### (一) 理事提案報告事項

提案及報告事項	議事大要	速記録頁
一、大正十五年 昭和元年 年度上水協議會歳入出決算 (別紙附屬書類一参照)	議決	三〇一
二、昭和三年度上水協議會歳入出豫算 (別紙附屬書類二参照)	議決	三〇二
三、自昭和三年度 至昭和四年度 制水弁及排氣弁調査費繼續年 期及支出 方法 (別紙附屬書類三参照)	議決	三〇三
四、上水道布設工事用剩餘材 料處分ニ關シ内務大臣ニ 稟申ノ件報告 (別紙附屬書類四参照)	報告済	三〇三
五、上水協議會機關雜誌發 行ニ關スル調査報告 (別紙附屬書類五参照)	報告済	三〇三
六、市長ノ管理スル市道ヲ 水道布設ノ爲占用スル場 合ニ於ケル占用手續ニ關 スル件報告 (別紙附屬書類六参照)	報告済	三〇四
七、上水協議會建議實行委 員第四回委員會經過報告 (別紙附屬書類七参照)	報告済	三〇五



八、水道用鉛管規格及翼車式量水器ニ關スル規格調査報告 <small>(別紙附屬書類(八)参照)</small>	報告濟	三〇五
九、水道鐵管接手耐震試驗調查報告 <small>(別紙附屬書類(九)参照)</small>	報告濟	三〇六
十、協定水道用鑄鐵直管及異形管及規格中改正ノ件 <small>(別紙附屬書類(十)参照)</small>	報告濟	三〇六

理事提案及報告事項附屬書類

(一) 大正十五年 昭 和 元 年 度 上 水 協 議 會 歳 入 出 決 算 (十月二十七日議決)

一 金貳萬四千五百參拾參圓參拾七錢	歲 入	歲 入 決 算 高
一 金壹萬參千貳百五拾圓六拾四錢	歲 出	經 常 部 決 算 高
一 金七千六百六拾貳圓拾六錢		臨 時 部 決 算 高
合計金貳萬九百拾貳圓八拾錢		
歲入出差引		
殘金參千六百貳拾圓五拾七錢		
內		
金貳千貳百七拾四圓拾貳錢		翌 年 度 へ 繰 越 高

內  
金貳千貳百七拾四圓拾貳錢  
差引殘金壹千參百四拾六圓四拾五錢

臨時部繰越額  
大正十五年 昭 和 元 年 度 剩 餘 金

大正十五年 昭 和 元 年 度 上 水 協 議 會 歳 入 出 決 算

(△印ハ不足ヲ示ス)

科 目	款 項	豫算額	決算額	超過又 ハ不足	種 目	附 記		摘 要
						豫算額	決算額	
一 上水協議會費收入	一 會費收入	一三、六四〇〇〇	一四、一二七五〇	四八七五〇	第二十二回及第二十三回上水協議會議決			
二 入利子收	一 會費收	五三、〇〇〇	六九、九四七〇	一六、四七〇	一 會費收入	二、八八七〇〇	二、九五一〇五〇	
	一 預入金	五三、〇〇〇	六九、九四七〇		一 預入金	五三、〇〇〇	六九、九四七〇	



歳入合計	一積立金 繰入	三繰入金	二繰越金		三雑収入
			一前年度	二繰越金	
二四、〇八四六二〇	二、二九〇〇〇〇	二、二九〇〇〇〇	八、一三〇六二〇	八、一三〇六二〇	一、二四〇〇〇〇
二四、五三三三七〇	二、二九〇〇〇〇	二、二九〇〇〇〇	八、一三〇六二〇	八、一三〇六二〇	一、四六二二三〇
四四八七五〇	〇	〇	〇	〇	二一八二三〇
	一積立金 入 一處分繰入	第二十三回上水協議會ニ於テ議決	一前年度 繰越金	第二十二回上水協議會議決	一印刷物 入 一賞配物 入 二過年度 入 二會費 入
	二、二九〇〇〇〇		八、一三〇六二〇	八、一三〇六二〇	一、一五四〇〇〇 一、二七一九九〇 九〇〇〇〇 九〇二四〇

本項ハ  
水ノ  
現  
上  
費  
ニ  
シ  
テ  
一  
部  
ハ  
本  
年  
度  
ノ  
計  
入  
ス  
ル  
事  
ト  
ス

歳  
經  
常  
部  
出

(△印ハ超過ヲ示ス)

科目 款 項	豫算額 前年度 繰越額	決算額	超過又 ハ不足	種目	附記		摘要
					種別及 箇數	單位 金額	
一上水協議 會費	二、一九五四〇〇〇 二、一九四三四〇〇	一三、二〇六四〇〇	八九七七〇〇	第二十二回上水協議會議決			

一事務費	二雜給					一給料
	一諸費	二消耗	三印刷	四雜費	三需用	
八四二〇〇〇〇 二、一九四三四〇〇	一、六八〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇	二〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇	四、九五〇〇〇〇 二、一九四三四〇〇	二、一六〇〇〇〇
九、九六四〇二〇	一、四二九八〇〇	二〇四四七〇	三五七五〇〇	〇	六、九六八六五〇	一、五九〇九六〇
六五〇三二〇						
					印刷 通信及 送費	十二箇月 九〇圓
					備品消 耗品	手 當
					六六二六五〇	一、〇五〇〇〇〇
					三〇〇〇〇〇〇	一、二五七〇〇〇
					六、七四三三〇〇	一、〇〇〇〇〇〇
					六〇〇六〇〇〇	二七八七一〇
						一六〇〇〇〇〇
						二七八七一〇

本項ハ  
水ノ  
現  
上  
費  
ニ  
シ  
テ  
一  
部  
ハ  
本  
年  
度  
ノ  
計  
入  
ス  
ル  
事  
ト  
ス



經常部計	三 豫備費		四 諸手當	五 雜費
	前年度	決算額		
一四、四八三四〇	四〇四〇〇	一六、一〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇
一三、二五〇六四〇	一六、一〇〇〇	二四、三〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二五四八五〇
八九七七〇〇				

臨時部

(△印ハ超過ヲ示ス)

科目	款項	豫算額		超過又ハ不足	種目	豫算額		決算額	附記	摘要
		前年度	繰越額			前年度	繰越額			
一 事務費	一 上水協議會費	四、〇〇〇、〇〇〇	五、九三六、二八〇	七、六六三、二六〇	第二十二回及第二十三回上水協議會ニ於テ議決	二、七〇〇、〇〇〇	五、三三六、二八〇	七、〇〇〇、〇〇〇		
		五、九三六、二八〇	七、六六三、二六〇	二、二七四、一三〇		二、七〇〇、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	二、二七四、一三〇	二、二七四、一三〇	
					一 調査費	二、七〇〇、〇〇〇	五、三三六、二八〇	七、〇〇〇、〇〇〇		
					二 印刷費	七、〇〇〇、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	二、二七四、一三〇		
					三 旅費	六、〇〇〇、〇〇〇	五、九八一、六〇〇			

臨時部計	歳出合計
九、九三六、二八〇	二四、〇八四、六二〇
七、六六三、二六〇	三〇、九二八、八〇〇
二、二七四、一三〇	三、一七二、八三〇

昭和二年九月二十三日提出

上水協議會理事 東京市長 西久保弘道

(二) 昭和三年度上水協議會歳入出豫算 (十月二十七日議決)

歳入 一金壹萬八千五百貳拾參圓  
 歳入 豫算總額  
 歳出 一金壹萬八千五百貳拾參圓  
 歳出 豫算總額  
 差引殘金ナシ

昭和三年度上水協議會豫算

歳入



豫		算		豫		算		附		說		明	
科	款	項	目	豫	算	種	目	金	額	種	別及箇數	單	位
	一上水協議 會費收入			豫	算	種	目	金	額	種	別及箇數	單	位
		一會費收入		一八、五二三		一會費收入		一七、二一七					
		二利子收入		七二〇		一預金利子收		七二〇					
		三雜收入		五八六一		印刷物實費 配付收入		五八六					

歲出  
經常部

豫		算		豫		算		附		說		明	
科	款	項	目	豫	算	種	目	金	額	種	別及箇數	單	位
	一上水協議 會費			豫	算 <td>種</td> <td>目 <td>金</td> <td>額 <td>種</td> <td>別及箇數 <td>單</td> <td>位 </td></td></td></td>	種	目 <td>金</td> <td>額 <td>種</td> <td>別及箇數 <td>單</td> <td>位 </td></td></td>	金	額 <td>種</td> <td>別及箇數 <td>單</td> <td>位 </td></td>	種	別及箇數 <td>單</td> <td>位 </td>	單	位
				一四、四二三		一給料		二、八八〇		書記雇員給三人		八〇	
										筆生一人		一圓五	
													五四八

經常部計		豫		算		豫		算		附		說		明	
科	款	項	目	豫	算	種	目	金	額	種	別及箇數	單	位	金	額
	一事務費			一〇、六五八		二雜給		二、五一八		手當 旅費並舟車馬賃				一、五二三	
	二會議費			三、三六五		三需用費		五、一六〇		備品消耗品 通信及郵送費				二〇〇	
	三豫備費			四〇〇		四雜費		一〇〇		印刷				二五〇	
						一諸費		一、四四〇						四、七一〇	
						二消耗品		二〇〇							
						三印刷		三五〇							
						四諸手當		五〇〇							
						五速記料		六七五							
						六雜費		二〇〇							



科	款	項目	豫算額	種目	金額	附記	
						種別及箇數	單位金額
一、協定諸規格 其他印刷費	一、事務費		一、五五〇	一、印刷	一、三〇〇		
				二、通信及郵送費	一〇〇		
制水弁及排 氣弁調査費 額本年度支出	一、事務費		二、五五〇	三、雜費	一五〇		
				一、事務費	五〇		
臨時部	二、調査費		二、五〇〇	一、委託調査費	二、五〇〇		
				二、調査費	五〇		
臨時部	合計		四、一〇〇				
歲出	合計		一八、五二三				

昭和二年九月二十三日提出

上水協議會理事 東京市長 西久保弘道

(参考)

昭和二年及三年度上水協議會豫算對照表

豫算項目	歲入		說明
	昭和二年度	昭和三年度	
一、會費收入	一二、二六九	一七、二一七	本項ノ増加ハ會員ノ増加(一五箇所)及昇級(四箇所)並給水開始(三箇所)ニ伴フ負擔額ノ増加アリタルト豫算増額ニ伴ヒ會費ヲ増額シタルニ由ル
二、利子收入	七〇〇	七二〇	本項ノ増加ハ積立金及本年度豫算増加ニ對スル利子ヲ見込ミタルニ由ル
三、雜收入	七八四	五八六	本項ノ減少ハ前年ノ實績ニ鑑ミ印刷物實費配付收入ヲ見込ミタルニ由ル
計	一三、七五三	一八、五二三	
歲出			
一、事務費	九、九七〇	一〇、六五八	本項ノ増加ハ筆生一名雇入レニ要スル費用並印刷費ノ増額ヲ見込ミタルニ由ル
二、會議費	三、三六五	三、三六五	
三、豫備費	四一八	四〇〇	
計	一三、七五三	一四、四二三	
			二年度ニ比シ増減(△)
			六七八
			一八
			六七〇



加盟所名	昭和元年末 現在戸數	級別	按分率	半額均分額	按分額	合計負擔額
東京市	四四九、七〇〇	一	一〇〇	八一	二七九	三六一
京都市	一三五、九一九	一	〇〇	八一	一六七	二四九
大阪市	四九七、〇二二	一	〇〇	八一	二七九	二四九
神戸市	九三、〇六三	六	〇〇	八一	一三九	三六一
横濱市	一三九、六三九	五	〇〇	八一	一六七	二四九
名古屋市	一七七、二六四	四	〇〇	八一	一九五	二七九
名古屋	一七、二〇七	七	〇〇	八一	一一	二七九
小樽市	二七、二〇七	八	〇〇	八一	一一	二七九
室蘭市	一〇、四二一	八	〇〇	八一	一一	二七九
釧路市	八、二七二	九	〇〇	八一	一一	二七九
八王子市	九、三九一	九	〇〇	八一	一一	二七九
目黒市	一、三六〇	八	〇〇	八一	一一	二七九
澁谷町	一、九八二	八	〇〇	八一	一一	二七九
青森町	一、九〇〇	八	〇〇	八一	一一	二七九
峰山町	一、九〇〇	八	〇〇	八一	一一	二七九
堺市	二四、七三九	八	〇〇	八一	一一	二七九
横須賀市	一八、〇七二	八	〇〇	八一	一一	二七九

昭和三年度上水協議會費負擔額調

(△印ハ計畫又ハ工事中、加盟所名欄冒頭ノ◎印ハ前年度豫算編成後新加入所)

級別	昭和二年度	昭和三年度	増減(△)	備考
一級(經營中)	二八八・八三〇	三六一・九四〇	七三・一一〇	
二級				
三級				
四級	二二二・六三〇	二七七・九五〇	五五・三二〇	
五級	二〇〇・五六〇	二四九・九六〇	四九・四〇〇	
六級	一七八・四九〇	二二一・九六〇	四三・四七〇	
七級	一五六・四三〇	一九三・九七〇	三七・五四〇	
八級	一〇一・二六〇	一三三・九七〇	三二・七一〇	
九級	九〇・二三〇	一〇九・九八〇	一九・七五〇	
十級				〇トス
合計	九〇・二三〇	一〇九・九八〇	一九・七五〇	九級中八箇所ハ一三七四九七

昭和二年度加盟各所負擔額對照表



谷村市 大津市 長野市 松本市 上野市 上野市 仙臺市 鹽釜市 福島市 若松市 郡山市 平塚市 青森市 五所市 山形市 秋田市 福井市 金澤市 鳥取市 米子市 松江市

一、五四〇  
 七、七一八  
 一三、三五七  
 一三、一二四  
 六、五三七  
 四、二〇六  
 二、七三二  
 二、五〇〇  
 七、六一三  
 七、九二一  
 八、四三四  
 四、六二〇  
 一、二七五  
 一、五〇五  
 一〇、三三三  
 八、一〇七  
 一四、二八四  
 三三、〇六三  
 七、〇八九  
 六、八四三  
 九、三七一

九 九 九 七 八 九 八 八 十 八 十 九 九 九 十 八 十 九 八 八 九 十  
 二 二 二 二 三 二 三 一 三 一 二 一 二 一 三 一 二 三 三 一 一  
 〇

八  
 九  
 八  
 五

二  
 七  
 九  
 五

一  
 〇  
 九  
 八  
 〇

二九

川崎市 西宮市 高砂市 長崎市 佐世保市 新世田 新發田 長岡市 高田市 前橋市 高崎市 沼田市 水戸市 宇都宮市 奈良市 津市 豐橋市 濱松市 熱海市 甲府市

一六、七九四  
 九、八五九  
 八、〇〇六  
 三、四三一  
 三、四六五  
 一八、三一六  
 二二、二九八  
 三、七七九  
 九、八四七  
 五、五七七  
 一五、〇九〇  
 一〇、〇七二  
 二、五〇七  
 九、七五二  
 一五、五二四  
 一〇、二八六  
 一〇、八七一  
 一五、四四二  
 一、九〇〇  
 一、七五二  
 一五、七〇二

八  
 三  
 〇

八  
 九  
 八  
 五

八  
 三  
 九  
 五

一  
 〇  
 九  
 八  
 〇

二八







南滿洲鐵道株式會社	一〇〇,四三七	一〇〇	八一	二七九	三六一
玉川水道株式會社	一二二	六〇〇	八一	九九五	九四〇
小田原電氣鐵道株式會社	一三三	一〇〇	八一	九八五	九六〇
江之島水道株式會社	二,三五三	三,〇七八	八一	九八五	九八〇
計百五箇所		八,〇二五	八一	八,〇二五	〇〇〇

上水協議會財產目錄

一、準備積立金

一金六千參百八拾七圓七拾壹錢

二、備品

(昭和元年度末現在)

品名	數量	價	格	摘要
手提金庫	一個	一二六〇〇		
騰寫版	二組	六七〇〇〇		
書類棚	三組	二二五〇〇〇		
印箱	一個	三二〇〇〇		
肉池(牛肉共)	一個	三四五〇〇		

品名	數量	價	格	摘要
日附印	一組	一三〇〇〇		
木印	理事印外一〇個	九五五〇		
ゴム印	二個	九〇〇		
コムパス	一個	四二〇〇		
分割器	一個	二〇〇〇		
三角定規	一組	一七〇〇		
ホッチキス(自動紙綴器)	一個	一九三〇〇		
珈琲茶碗(ニツケル盆皿匙付)	三組	一五六〇〇		
簿記帳	二冊	六八〇〇		
計算器(アリスモス)	一臺	六〇〇〇〇		
計		九八四三〇〇		

三、消耗品

品名	數量	價	格	摘要
上水道統計及報告第一號	三〇部	三〇〇〇〇		



同	第二號	三七部	一一一〇〇〇	
同	第三號	九部	八八二〇	
同	第四號	四四部	一三八一六〇	
同	第五號	四五部	一〇三五〇〇	
同	第六號	三七部	一三〇二四〇	
同	第七號	二四部	九六〇〇〇	
同	第八號	五二部	二〇八〇〇〇	
同	第九號	三六部	一二九六〇〇	
第十九回上水協議會議事録	一六部	四八〇〇〇		
第二十回上水協議會議事録	五二部	一一七〇〇〇		
第二十一回上水協議會議事録	八三部	一四五二五〇		
第二十二回上水協議會議事録	一〇〇部	一八〇〇〇〇		
協定水道用鑄鐵管規格書	三六二部	八八六九〇〇		
郵便はがき	五枚	〇七五		

郵便切手	一錢	三八枚	三八〇	
同	二錢	二一九枚	四三八〇	
同	三錢	二一四枚	六四二〇	
同	五錢	七〇枚	三五〇〇	
同	十錢	三〇枚	三〇〇〇	
同	二十錢	六〇枚	一二〇〇〇	
計			二、三六二、二二五	

(三) 自昭和三年度至昭和四年度 制水弁及排氣弁調査費繼續年期及支出方法 (十月二十七日議決)

一金五千八百八拾參圓 制水弁及排氣弁調査費

内 譯

昭和三年度支出額 金貳千五百五拾圓  
昭和四年度支出額 金參千參百參拾參圓

(説明) 本件ハ第二十二回及第二十三回上水協議會ノ決議ニ依リ制水弁及排氣弁ノ規格制定方工學會ニ依頼スル爲之カ所要經費ヲ計上ス



自昭和三年度制水弁及排氣弁調査費支出計算表

科	款	項目	昭和三年度		昭和四年度		計
			金額	種別	金額	種別	
制水弁及排氣弁調査費	事務費	二調査費	二、五〇〇	五〇	二、五〇〇	八三三	五、〇〇〇
			二、五〇〇	三、三三三	五、八八三		
計			五、〇〇〇		五、〇〇〇		五、〇〇〇

自昭和三年度制水弁及排氣弁調査費支出計算表説明

科	款	項目	昭和三年度		昭和四年度		計
			金額	種別	金額	種別	
制水弁及排氣弁調査費	事務費	二調査費	二、五〇〇	五〇	二、五〇〇	八三三	五、〇〇〇
			二、五〇〇	三、三三三	五、八八三		
計			五、〇〇〇		五、〇〇〇		五、〇〇〇

二調査費	五、〇〇〇	一依託調査費	五、〇〇〇
------	-------	--------	-------

昭和二年九月二十三日提出

上水協議會理事  
東京市長 西久保弘道

(四) 第二十三回上水協議會ノ決議ニ係ル「上水道布設工用剩餘材料處分ニ關シ内務大臣ニ稟申ノ件」ハ九月三十日左記ノ通稟申セリ

記

水會發第五九八號

昭和二年九月三十日

上水協議會理事  
東京市長 西久保弘道

内務大臣 鈴木喜三郎 殿

上水道布設工用剩餘材料處分ニ關スル件稟申

從來上水道布設工事費ニ對スル國庫補助指令ノ場合ニハ工用剩餘材料ハ工事竣工後其ノ處分ノ方法ヲ定メ内務大臣ノ認可ヲ受クヘシトノ條件ヲ附セラルルヲ例トセラレ居リ候得共斯テハ工期長キ水道工事



ニ在リテハ其ノ中途ニ於テ殘餘材料ヲ生シタル場合ハ長期間保管セサル可ラサルコトナリ之カ保管ニ相當ノ經費ヲ要スルノミナラス時日ノ經過ニヨリ材料腐蝕其他ノ爲價格ヲ減耗スルモノアリ且處分ノ方法ヲ定メ認可ヲ受タル迄ニハ相當ノ時日ヲ要シ爲ニ其ノ處分ノ時期ヲ失シ不尠損害ヲ蒙ルノ虞有之候ニ付今後剩餘材料ハ市町村ニ於テ適宜處分ヲ爲シ之ヲ内務大臣ニ報告スルコトニ取扱方御改正相仰度第二十三回上水協議會ノ決議ニヨリ同會ヲ代表シ稟申候也

### (五) 上水協議會機關雜誌發行ニ關スル調査書

第二十三回上水協議會ニ於テ理事ニ調査方附託セラレタル本會機關雜誌發行ノ件ハ調査ノ結果概要左ノ如シ

- 一、本會ニ於テ機關雜誌ヲ發行スルハ左記理由ニ依リ實行困難ナリ
  - (イ) 機關雜誌發行ノ目的ハ會員相互ノ意思ノ疎通ヲ圖リ水道事務ノ研究ニ資セムトスルニ在リ然レ共現在ニ於ケル本會ノ組織ハ主トシテ公共團體ヲ會員トスルモノニシテ個人ヲ以テ組織スル團體ト其ノ性質ヲ異ニシ諸種ノ問題ニ對スル意見又ハ研究事項ノ發表ノ如キモ個人トシテ有スル意思カ會員即市町村ノ意思トシテ發表セラル、迄ニハ相當ニ内部的ノ制肘ヲ受クル場合アルヲ以テ自由ト敏活ヲ缺クノ嫌アリ爲ニ所期ノ目的ヲ達スルコト困難ナリ
  - (ロ) 機關雜誌ヲ毎月發刊スルニハ相當ニ價値アル原稿ヲ豊富ニ準備セサル可ラス然レ共現在本會ニ於テ毎年二回發行シツ、アル上水道統計及報告ニハ附録トシテ本件ノ目的ニ相當スル事項ヲ掲載スヘキ欄ヲ設ケ毎號統計資料蒐集ト同時ニ參考資料送付方會員ニ照會シツ、アルモ殆ト應募者皆無ノ現状ニ在ルヲ以テ毎月豊富ニ原稿ヲ準備スルコト困難ナリ
  - (ハ) 雜誌發行ノ經營ニハ總テノ執務、金錢ノ出納等之ニ適應スヘキ組織及方法ヲ爲サ、ル可ラス然レ

共現在ニ於ケル本會ノ事務ハ市ノ公務ニ準シテ取扱ヒツ、アリ又將來モ取扱ハサル可ラサル實狀ニ在リテ雜誌發行ノ經營ニハ不適當ナリ

### (六) 市長ノ管理スル市道ヲ水道布設ノ爲占用スル場合ニ於ケル 占用手續ニ關スル件

第二十三回上水協議會ニ於テ長崎市提出ニ係ル新問題八十二「市長ノ管理スル市道ヲ水道布設ノ爲占用スル場合ハ監督官廳ノ認可ヲ受クルコトヲ要セサル様其ノ筋ニ要望ノ件」ハ審議ノ結果認可ヲ受クルコトヲ要スルヤ否ヤハ關係法規ノ解釋上疑義アルヲ以テ理事ニ於テ調査ノ上必要アルトキハ理事ヨリ當局ニ要望スルコトニ議決セラレタルニ付調査シタル處大正九年三月内務省令第六號第三條第八號ニ依リ左記制限内ニ於テ水道ヲ布設スル場合ハ道路占用ニ關シ監督官廳ノ認可ヲ受クルコトヲ要セス又實際水道ヲ布設スルニ當リテハ左記制限ヲ超ユルコト甚タ稀ニシテ特ニ建議ノ必要ヲ認メサルヲ以テ建議セサルコト、セリ

記

- 一、上水道ノ本線ハ瓦斯管路ノ本線ト同一側ニ築設スルコト(大正九年七月内務省訓令第十一號第九條第三號參照)
- 二、上水道本線ノ頂部下路面トノ距離ハ四尺以上タラシムルコト但シ工事上已ムヲ得サル場合ニ限り二尺迄短縮シ得ルコト(同上訓令第九條第六號參照)

(參考)

#### ◎ 道 路 法

(大正八年四月  
法律第五十八號)

第二十八條 管理者ハ交通ヲ妨ケサル限度ニ於テ道路ノ占用ヲ許可又ハ承認スルコトヲ得



四〇  
國ノ事業ニ付テハ當該官廳ハ主務大臣ト協議シテ前項道路ノ占用ヲ爲スコトヲ得  
前項ノ規定ニ依ル主務大臣ノ職權ノ一部ハ之ヲ地方長官ニ委任スルコトヲ得  
管理者ハ道路ノ占用ニ付占用料ヲ徵收スルコトヲ得但シ前二項ノ規定ニ依ル占用ニ付テハ此ノ限ニ在  
ラス

第五十二條 左ニ掲クル事項又ハ其ノ變更廢止若ハ取消ハ第一號ニ在リテハ行政廳ニ於テ、其ノ他ニ在  
リテハ管理者ニ於テ監督官廳ノ認可ヲ受クヘシ但シ主務大臣ハ輕易ナル事件ニ限り命令ヲ以テ認可ヲ  
受ケシメサルノ定ヲ爲スコトヲ得 (前略)

八 第二十八條ノ規定ニ依リ道路ノ占用ヲ許可若ハ承認シ又ハ道路ノ占用料ヲ徵收スルコト (後略)

◎道路及其ノ附屬物ノ許可又ハ承認ニ關スル件 (大正九年七月  
內務省訓令第十一號)  
道路法第二十八條第一項ノ規定ニ依ル占用ノ許可又ハ承認ニ付テハ特別ノ事由アル場合ヲ除クノ外左  
ノ定ニ依ルヘシ

第九條 上水道、下水道、電線路又ハ瓦斯管路等布設ノ爲道路ノ地下ヲ占用スルノ必要アル場合ニ於テ  
ハ左ノ各號ニ依ラシムヘシ (前略)

三 下水道ノ本線ハ道路ノ中央ニ上水道ノ本線ハ瓦斯管路ノ本線ト同一側ニ築設スルコト (中略)

六 上水道電線路及瓦斯管路ノ本線ノ頂部ト路面トノ距離ハ四尺以上タラシムルコト但シ工事上已ム  
ヲ得サル場合ニ限り二尺迄短縮シ得ルコト (後略)

◎道路法第五十二條但書ノ規定ニ依リ監督官廳ノ認可ヲ受クルコトヲ

要セサル件 (大正九年三月  
內務省令第六號)

道路法第五十二條但書ノ規定ニ依リ監督官廳ノ認可ヲ受クルコトヲ要セサル件左ノ通相定ム

第一條 國道、府縣道ニ關スル事項ニシテ左ニ掲クルモノハ監督官廳ノ認可ヲ受クルコトヲ要セス

(前略)

十四 道路法第二十八條ノ規定ニ依ル許可又ハ承認ニシテ內務大臣ノ定ニ準據スルモノ

(後略)

第三條 市道、町村道ニ關スル事項ニシテ左ニ掲クルモノハ監督官廳ノ認可ヲ受クルコトヲ要セス

(前略)

八 第一條第三號、第四號、第六號、第十三號、第十四號、第十七號ノ二又ハ第十九號ノ規定ニ該當  
スルモノ

九 第一次監督官廳ノ認可ヲ受クヘキ事項ニシテ府縣知事ニ於テ認可ヲ受クルコトヲ要セスト定メタ  
ルモノ

(七) 上水協議會建議實行委員第四回委員會經過報告

(本件報告ノ際建議書寫ヲ配付シタルモノ上水道統計及報  
告第十一號二〇六頁以下記載ノモノト同シニ付省略)

(八) 水道用鉛管規格及翼車式量水器ニ關スル規格調査報告

(本件報告ノ際工學會ヨリノ報告書ヲ  
配付シタルモノ紙面ノ都合上記載省略)

(九) 水道鐵管接手耐震試驗報告ノ件

大正十三年十月第二十一回上水協議會ノ決議ニヨリ本會ヨリ工學會ニ依頼セル水道鐵管接手耐震試驗



ハ昭和二年九月同會ニ於テ調査ヲ了シ別冊ノ通本會ニ報告アリタリ仍テ之ヲ報告ス  
 昭和二年十月七日

(別冊省略)

(十) 協定水道用鑄鐵直管及異形管類規格中改正ノ件

上水協議會協定水道用鑄鐵直管及異形管類規格中別紙ノ通改正スルモノトス  
 昭和二年十月八日提出

上水協議會理事

東京市長 西久保弘道

上水協議會理事

東京市長 西久保弘道

(別冊省略)

(二) 第二十四回上水協議會提出問題及議事大要

(一) 新問題

問題	提出者	議事大要	速記録頁
(一) 元放任制又は放任計量併用制にして中途計量制に改正せられたる各地に於ける改正前後の配水總量増減割合を承りたし	岡山市	議了	三一七
(二) 市立學校幼稚園の給水使用料を徴收せられつゝ、あり又は無料なりや若し徴收せらるゝ向あらは其の使用料率は一般と同率なりや低減せらるゝや各地の状況を承りたし	岡山市	議了	三一七
(三) 職工、工夫、人夫等傭人の慰安方法及傭人に對し年功加給を支給せらるゝ向あらは併て其支給方法承りたし	岡山市	議了	三一八
(四) 戸籍法並寄留法に依る届出を以て給水條例上の届出と併用せしむる所あれば其取扱振り承りたし	岡市府	議了	三一八
(五) 給水條例上の届出を電話受理する所あれば其取扱振り及之に依る弊害の有無承りたし	川府	議了	三一八



(六) 量水器取付の際土地若は家屋所有者の承諾を要するや承諾を要せし場合其承諾なきとき其處置等承りたし 提出者 仁川府	(七) 不可抗力により生じたる給水装置の破損に對する修繕工事費を水道經營者の負擔たる所あれば負擔とすへき工費支辨事情承りたし 提出者 仁川府	(八) 給水使用料納入告知書の不送達になりたる場合其處置承りたし 提出者 仁川府	(九) 上水統計表中第十一量水器異狀並に修繕に關する統計中異狀別及使用期間欄に掲記すへき統計は量水器の名稱式別に不拘掲記すへきものなるや承りたし 提出者 仁川府	(一〇) 水道施設に際し線路の經過地として道路、堤、河川、運河、用水路等に遭遇したる場合に於て之等工作物の管理を府縣市町村長等の許可を要すへき義なるも市町村經營の水道にありては水道施設認可と共に之等の諸許可を受けたるものと見做すことに法令を以て認められんことを其筋へ陳情すること 理由 本件の如き手續を爲すことには相當の時日を要するも水道施設の事業は或短期間の繼續事業と物して施行する關係上竣功期限にも影響し延て諸物の動搖を見て事業完成上にも困難の場合もな
議了	議了	議了	議了	陳情の必要あるや否やを審議する爲左記特別委員に附託す 豊橋市、横濱市、東京市、神戸市、大
三一八	三一九	三一九	三一九	四一一

しとせるを之等は軌道法に於て認むる趣旨を水道條例にも認めしめんとするにあり 提出者 豊橋市	(一一) 各都市使用耐寒給水栓の成績を承りたし 提出者 宇都宮市	(一二) 最近放任給水より計量制に改めたる都市直後の衛生状態を承りたし 提出者 宇都宮市	(一三) 放任給水より計量制に改めたる都市にして其後に於ける給水料金の納入成績承りたし 提出者 宇都宮市	(一四) 共用栓總代人は給水料金を免除するの外獎勵的方法の設けある都市あらは其實況承りたし 提出者 宇都宮市	(一五) 給水申込に對し工費計算の場合材料勞力費に就き市は何程の利益を加算せられつゝありや承りたし 提出者 堺市	(一六) 會社と電力供給せるものにして線路故障等に依り送電不能の場合其他に處する方法として更に他會社と契約せられし處あらば其一(キロワツト)時の料金區分承りたし 提出者 堺市	(一七) 水道設備の損傷其他止を得るため全市の給水を停止するに當り告知書又は公告を以て豫告すること能はざる場合一般市民へ周知せしむる方
議了	議了	議了	議了	第五一號、第一一九號と併せ	議了	議了	
	三二二	三二二	三二七	三二七	三二七	三二九	



法研究せられし處あらは承りたし 提出者 堺市	議了	三二九
(一八)共用栓の使用料は其管理者(又は代表者)に於て取纏め納付せしめらるゝや又は各使用者毎に納付しつゝありや各市の状況並其便否に付承りたし 提出者 尾道市	第二七號と併せ議了	三二九
(一九)市街地建築物法施行地に於ける建築線と道路境界線との間に屬する水管經費負擔者は何れにせられつゝありや實況を承りたし 提出者 尾道市	第一一八號と併せ議了	三二九
(二〇)給水工事用鉛管の代用として亞鉛引抜鋼管を使用する場合壓力検査の水壓は鉛管の壓力検査の場合と同一にせらるゝや若し差ありとせば其標準承りたし 提出者 尾道市	議了	三二九
(二一)濾過池の伸縮接合に「アスファルト」鉛板以外のものを用ひたる實例あらは承りたし 提出者 八王子市	議了	三三〇
(二二)「ヒウムコンクリート」管を水壓管に使用したる成績に就て實例あらは承りたし 提出者 八王子市	議了	三三〇
(二三)耐寒式消火栓を使用したる實例あらは其成績を承りたし 提出者 八王子市	議了	三三〇
(二四)地下式消火栓室の鐵蓋を簡易迅速に開放すへき		

装置あらは承りたし 提出者 八王子市	議了	三三〇
(二五)給水申込勧誘に有効なる方法を承りたし 提出者 八王子市	議了	三三四
(二六)キャンデー式濾過と砂層濾過との水質の優劣及之が設置費の差並に使用上の便否に付各地の實況承りたし 提出者 高砂町	提出者出席なく廢案	三七〇
(二七)公設共用栓並に私設共用栓の使用料徴收方法各地の取扱振り承りたし 提出者 高砂町	第一八號と併せ議了	三二九
(二八)濾過池掃除方法並に一ケ年の掃除回数各地の實況承りたし 提出者 高砂町	提出者出席なく廢案	三三四
(二九)人口稀薄のケ所に市負擔にて鐵管布設方申込ありたる場合如何に處置すへきか 提出者 高砂市	議了	三三五
(三〇)浄水井を濾過池内に孕設するの便否利害如何 提出者 松江市	議了	三三五
(三一)水道條例第二十一條の二の規定に依る職權委任の範圍擴張に關し本協議會の決議を經其筋に陳情すること 提出者 松江市	第七〇號と共に陳情の必要あるや否やを審議すること、し左記特別委員に附託す 佐賀市、松江市、東京市、京都市、大阪市、横濱市	四一一
(三二)水道用電力料金にして普通一般の電力料金より割引せる向あらは其状況程度を承りたし	議了	三三七



(三三)	其市町村内の學校其他の營造物に對し給水料を徴收せらるゝや	提出者 松江市市	議了	三三七
(三四)	停水處分執行の方法並に如何なる閉栓器使用せらるゝや	提出者 松江市市	議了	三三七
(三五)	計量共用給水に付超過水量に對する料金を業務入口居所の遠近等に依り不均一割當を課せらるゝ向あらば其割當方法に付て各市の取扱振り承りたし	提出者 飯塚町	議了	三三八
(三六)	給水工事の際國縣道を掘鑿する場合一々土木管區の許可を得らるゝや向復舊用砂利の補給率に付て各市の取扱振り承りたし	提出者 飯塚町	議了	三三八
(三七)	淨水池の貯水量は幾何を以て適當とするや	提出者 前橋市市	議了	三三八
(三八)	硬度高き淨水を水道用水として使用する場合簡易の方法を以て大規模に之を軟化せしむる方法を實施せられ居る所あらば其實例承りたし	提出者 前橋市市	議了	三七〇
(三九)	水道用語を一定するの必要なきや	提出者 前橋市市	一定するの必要あるを以て其の實行方法に付左記特別委員	三三八

(四〇)	共用栓を設置すべき場所及資格の標準如何	提出者 前橋市市	議了	三四二
(四一)	一年以上に渉るべき重要案件の委員は單に市を以て委員とせず人を以て委員とし之に囑託して目的の進行を期するの必要なきや	提出者 前橋市市	議了	三四二
(四二)	緩速濾過池の汚砂鋤取に就て合市の實施せらるゝ方法承りたし	提出者 神戸市市	議了	三四二
(四三)	職夫の業務に起因する負傷又は疾病により廢疾若くは不具者となりたるものに對し各市の取扱はるゝ待遇方法承りたし	提出者 神戸市市	議了	三四二
(四四)	協定試験法中生物學的検査の一項を設くる必要なきや	提出者 神戸市市	第一三四號と共に宿題となす	三七一
(四五)	當地水道に於て使用中の耐寒給水栓は和田式と佐野式の二種あり和田式は公共給水にのみ使用し其他は全部佐野式を使用せるか結氷期に於て破損回数及フロストより流出水量甚多し各地に於て和田式及佐野式の改良又は新し給水栓を使用せられたる所あらば其成績等承りたし	提出者 平塚市市	議了	三四三



<p>(四六) 硫酸礬土は始終同一量を源水に混合する場合と沈澱池に一定の源水を充たしたる後一時に適當なる量を混合する場合と何れが有効にして經濟的なるや</p> <p>提出者 平 壤 府</p>	<p>議了</p>	<p>三六九 四二〇</p>
<p>(四七) 地盤凍結深度(最大一米三六)程度にある各地量水器人孔土留側の經濟的工法並に取付後の成績に付承りたし</p> <p>提出者 平 壤 府</p>	<p>議了</p>	<p>三四三</p>
<p>(四八) 電動唧筒に依る水道に於て唧筒運轉中に於ける停電に對し電力供給會社に如何なる處置を採られつつあるや</p> <p>提出者 平 壤 府</p>	<p>議了</p>	<p>三四三</p>
<p>(四九) 給水を全部計量制に改むるに當り左の得失可否を伺ひたし</p> <p>(イ) 基本料金は最低水料を含みたるものと又單に基本のみとし水料を別に計算するものととの比較得失</p> <p>(ロ) 貸付量水器は使用料として別に徴收するか或は前項に加味せしむるか否</p> <p>(ハ) 使用水量を徴收毎期末と毎月末に點檢するの可否</p> <p>(ニ) 給水料豫納金は使用中据置となすか又は一年毎に精算するか其可否</p> <p>(ホ) 量水器貸付の場合同筐代と取付費用は市の負擔とするを相當とするか又は使用者の負擔とするや</p> <p>提出者 仙 臺 市</p> <p>(五〇) 置水器の汚染及固形物等附着の爲め指針不判明</p>	<p>提出者出席なく廢案</p>	<p>三四三</p>

<p>のものとあり之を除去する簡便なる方法ありや各所の實況承りたし</p> <p>附言 量水器掃除に付ては第十五回上水協議會に於て大阪市の御説明によれば己むを得ず稀薄なる硫酸に著け直ちに水にて洗ひ其の上を針金の「プ」ラシにて磨き修繕する趣きなるも其後他に於て簡便なる方法を講究實行せる向あらば御説明を希望する所なり</p> <p>提出者 川 崎 市</p>	<p>議了</p>	<p>三四五</p>
<p>(五一) 共用栓使用者の異動益々頻繁となり隨て料金其他給水に關する總ての責任増加の傾向あり之れか緩和の方法を壓ふもの漸次増加の傾向あり之れを以て待遇せらるゝや各所の實況承りたし</p> <p>提出者 川 崎 市</p>	<p>第一四號、第一一九號と併せ議了</p>	<p>三二八</p>
<p>(五二) 給水工事中材料中鉛管「マンネスマン」鋼鐵管亞鉛引瓦斯管の三種に就き左の件實驗せられたる處あらば其實例承りたし</p> <p>一、鉛管は鉛分を包含し亞鉛引瓦斯管は亞硝酸を溶解し「マンネスマン」は非常に臭氣ありて共に衛生上多少有害ならざるやの疑あり各地の實驗如何</p> <p>二、三種中何れか比較的有害少なきや尙ほ尤も耐久力に富むや又工事上の修繕工事共の難易を多く使用せるや實例なしとせるは右三種中何れを多く使用せるに依り相當機關を設け實驗せられむと思料するに依り相當機關を設け實驗せられむと</p>	<p>第一〇五號と共に昭和四年度豫算に其の經費を計上し調査することとし議了</p>	<p>三四六</p>







「ウインクラール」氏矯正表

硝酸銀溶液 c.c.m.	矯正 c.c.m.
0.2	-0.20
0.3	-0.25
0.4	-0.30
0.5	-0.33
0.6	-0.36
0.7	-0.38
0.8	-0.39
0.9	-0.40
1.0	-0.41
2.0	-0.44
3.0	-0.46
4.0	-0.48
5.0	-0.50
6.0	-0.52
7.0	-0.54
8.0	-0.56
9.0	-0.58
10.0	-0.60

但し検査に〇〇ccに1%「クロム酸カリ液」を加へ硝酸銀液は其一、ccか「クロム酸カリ液」に相当するものを使用す

提出者 福井市

(六四) ビルヂングに對する給水料徴收方法に付各地の取扱振承りたし

提出者 京府

(六五) 量水器蓋硝子に附着する水蒸氣の爲指針の點檢に困難を來す之か除去に付各地の取扱振承りたし

提出者 京府

(六六) 京城水道は極量三百万分の一の液體鹽素を試験的に源水に注入しつあるか若し濾過水に注入するとせは其濾過水は直ちに唧筒内を通し鐵管(口径五〇ミリ米)に送水せらるる際濾過管素は化學的に鐵管を腐蝕するもの如く思考せらるる是か處置を如何にすべきか

提出者 京府

(六七) 濾過池を廢し河岸の淤水を水源とする爲管井を設けたる場合水中の鐵分及硬度物質を折出沈澱又除去するに最も經濟的方法承りたし

提出者 京府

(六八) 大正十年七月勅令第三百三十一號の二「前號の

議了

三五五

議了

三五五

議了

三七三

議了

三七三

水道以外の水道の工費參萬圓を超へざる改築又は増築一とあり之れは給水の普及に伴ひ給水區域内各所に配水管の布設延長の必要を生ずる場合も本令の増取に該當するものとして許可を受け居らるゝや御取扱振承りたし

提出者 賀市

(六九) 前項配水管の埋設延長工事が同勅令により許可を要するものとせは第二十一回上水協議會に於て議決の通り監督官廳には事後申報することに改正の達成を重て建議したり

提出者 賀市

(七〇) 大正十年七月勅令第三百三十一號内務大臣の職權を地方長官に委任事項へ左記の一項追加を建議したし

提出者 賀市

(七一) 水量「メートル」檢定實施に關し左記事項を其筋へ陳情の件  
 一、水量「メートル」の甲種檢定を地方長官に委任せられたること  
 二、地方廳所在地にあらざる場合は出張檢定を行はれたること  
 三、從來無檢定のものに關する經過規定を相當に延長せられたること  
 四、檢定料は可及的低減にせられたること  
 説明  
 水量「メートル」は從來檢定を要せざる規定の處近く檢定を要することに改正さるゝやに關し中して檢定を要することゝせば甲種檢定に屬し中

議了

三五六

既に建議實行委員を設け建議の一層實現に努むることゝし議了

三五六

第三十一號と共陳情の必要あるや否やを調査することゝし左記特別委員に附託す賀市、松江市、横濱市、京都市、大

四一一

第五九號第一〇四號第一〇七號と共に本件に關する適宜の處置を六大都市に一任することゝし議了

三五二



<p>(七二) 補装道路を掘り起して給水工事を施し或は破裂修繕をなしたる場合の道路復舊工事に對する各市の御取扱方を承りたし</p> <p>提出者 青森市</p>	<p>提出者出席なく廢案</p>	<p>三五七</p>
<p>(七三) 地方上水主任協議會設定の件</p> <p>理由 北水道上並に統一の意に於て各地方即ち東北北海道關東關西等を一區域として其地方の上水主任協議會を開催しての統一を圖り上水協定の上提出すべき協議事項は右主任會議に於て提出する様致したし</p> <p>提出者 青森市</p>	<p>提出者出席なく廢案</p>	<p>三五七</p>
<p>(七四) 水道管破裂の爲不動産又は動産に損害を與へしれや實例あらは承りたし</p> <p>提出者 關東廳</p>	<p>議了</p>	<p>三五七</p>
<p>(七五) 最近各地に於ける流末装置取締の實際取扱振承りたし</p> <p>提出者 關東廳</p>	<p>第七九號第九一號と併せ議了</p>	<p>三五八</p>

<p>害の程度等試験せられたる實例あらは承りたし</p> <p>提出者 佐世保市</p>	<p>研究問題として各市に於て研究することに議決</p>	<p>三七三</p>
<p>(七七) 遞信省簡易生命保險局より運用せらるる上等の建設費の利率五分厘は住宅傳染病院下水道等建設費の利率と同率の五分厘にて貸付せらるる様其筋に建議せられんことを望む</p> <p>提出者 佐世保市</p>	<p>問題を修正し審議すること、 佐世保市、東京市、大阪市、 横濱市、神戸市、名古屋市</p>	<p>三五九 四一</p>
<p>(七八) 専用放任栓には水量を制限せられあるや否とせば動もすれは水量を濫用せらるる虞あるか故に依らしむるの必要なきや各都市の取扱振承りたし</p> <p>提出者 高崎市</p>	<p>議了</p>	<p>三五九</p>
<p>(七九) 取締上如何なる程度迄を流末装置として取扱はるや各都市の實況承りたし</p> <p>提出者 高崎市</p>	<p>第七五號、第九一號と併せ議了</p>	<p>三五八</p>
<p>(八〇) 有料貸與中に係る水量器を數年後に於て之を賣付くる場合之か價格決定標準に就き各地の取扱振承りたし</p> <p>提出者 鳥取市</p>	<p>第九五號と併せ議了</p>	<p>三六〇</p>
<p>(八一) 從來本會に於て法規の改廢又は改善に關し可決せられたる事項は關係官廳に建議又は要望を爲したること一再ならざるに拘らず未だ之か實現を見ざるは甚た遺憾とする所なり依て之か促進に付更に徹底的實現方法を講ずるの要なきや</p> <p>提出者 和歌山市</p>	<p>現存の實行委員に於て更に一層努力することとし議了</p>	<p>三六〇</p>
<p>(八二) 火災等に際し消火栓「ホーム」使用中破損を生し</p>		



洩水したる場合最も迅速に修理し得る最善方法承りたし

提出者 和歌山市 議了 三七四

(八三) 水道條例中に上水道施設認可を以て水現たる河川若くは公有水面の水を引用するの権利を認め筋に建議すること

(八四) 鑿井に依る湧水量減退に就て實驗せられたる向

(八五) 上水道に於ける常用並に豫備の原動機として「デーゼルエンジン」の成績を問ふ

(八六) 鑿井の「ストレーナー」の防砂設備及簡單なる掃除方法に就て經驗を承り度し

第一一六號と共に左記特別委員に附託す  
市、門司市、平町、東京市、京都、大阪市、横濱市

提出者 横須賀市 議了 三七五

提出者 臺灣總督府 議了 三七五

提出者 臺灣總督府 議了 三七八

(八七) 地下水を水源とする場合に補償の要素及標準と實例を問ふ

(八八) 第二十三回上水協議會に於て改正されたる上水試験中硬度の試験成績は従前の試験成績に比し低下を示せり各市の實驗を承りたし

(八九) 配水の容積は最大消費水量に對する何時間分を合に於ける水質其他の變化の實績を通知したし

(九〇) 道路及溝渠の修繕改築等の爲め水道配水管及引込細管の掘下又は變更を要する場合其工費負擔方に付取扱承りたし

(九一) 流末装置並水槽設置に付許可の範圍承りたし

(九二) 量水器點檢上及保存上最も適當と認めらるる設置場所承りたし

(九三) 補砂工事後又は汚泥層削取後に於ける適當なる排水方法承りたし

(九四) 濾過用細砂の撰擇に付標準を定むる必要なきや

(九五) 量水器盜難等の場合之か辨償金算定に付取扱振

提出者 臺灣總督府 議了 三七八

提出者 臺灣總督府 議了 四三〇

提出者 臺灣總督府 議了 三七八

提出者 長崎市長 議了 三七九

提出者 長崎市長 議了 三五八

提出者 長崎市長 議了 三七九

提出者 長崎市長 議了 三七九

提出者 長崎市長 議了 三七九

提出者 長崎市長 議了 三七九



り承りたし 提出者 長 崎 市	第八〇號と併せ議了	三六〇
(九六) 量水器故障の場合に於ける試験方法承りたし 提出者 長 崎 市	議了	三七九
(九七) 上水道事業に對する國縣補助金は其の工事年度内に於て相當財政計畫を緩和し得べき程度の補助額交付方を其筋に建議せられんことを望む 提出者 長 崎 市	本件類似の問題にして既に建設の際本問の趣旨を以て右再建 議の事本問の趣旨を附加する こととし議了	三八〇
(九八) 改正協定試験中「ペプトン水」を用ひ瓦斯發生試験をすな場合に於ける検水の量を一定し且つ培養時間を二十四時間となすの可否 理由 瓦斯發生量は必ずしも検水の量に比例せずと雖此結果を瓦斯量に依り判定する現行法に於ては一定するは必然的なるを以て各所の統一を計り度きによる協定法による大腸菌試験法は試験開始より終了まで相當永き時間を要するが故に差支なき限り之を短縮せんとするに因る 提出者 廣 島 市	議了	三六九 四三一
(九九) 遠藤式培養基を赤變する水棲菌の種類に付研究せられし處あれば承りたし 提出者 廣 島 市	議了	三六九 四三三
(一〇〇) 寒天培養基上に發生し他の聚落被包する半透明なものは不透明の厚き瀾蔓性「コロニー」の處置方法如何 理由 寒天培養基を用ゆる時は往々此聚落のため全部の聚落を計算し能はざる事あり斯る場合に於ける措地及之が防止法承りたし 提出者 廣 島 市	議了	三六九 四三三 四三〇

提出者 廣 島 市		
(一〇一) 水道用品調辨に就て共同購買の方法を採りては如何 理由 各種水道用品の大部分は大都市を除くの外需用者側より供給を受ける現情なり東京又は京阪地より供給を認め製造に當り直接指導監督をす地遠隔のため自然粗製濫造に陥り易く延て供給の確實を欠き徒らに日と手数を要するものなしとせず加之大量生産に比し價格の高上も免れざる経済上の不利あるに其調辨に於て特別機關を設くるか若くは大都市に委託(相當の報酬及實費負担)の方法は勿論其他の品協議會に於ける制定費の品種は各需用者側の希望に相當の需用數に達するものは各需用者側の希望に相當共同購買の方法を講じたし 提出者 廣 島 市	宿題となす	三八〇
(一〇二) 地表水と地下水とを混合使用せる場合に於ける水質の變化に付き實驗せらるゝ所あらは其影響承りたし 提出者 大 邱 府	議了	三八一
(一〇三) 防火用の爲め配水管に直接動力を使用し得る設備を爲せる所あらは其成績に付承り度し 提出者 大 邱 府	議了	三八一
(一〇四) 量水器の檢定施行に關する對策如何 説明 商工省に於ては明年度より量水器の檢定を施行		



<p>する計画にて目下其準備中の趣仄開せり而して 之が施行及施行方法の如何は上水道の經營上重 大なる影響あるを以て適當なる對策を協議した し</p> <p>提出者 東京市 京都市 大阪市 神戸市 名古屋市</p>	<p>第五九號、第七一號、第一〇 七號と共に本件に關し適宜の 處置を六大都市に一任するこ とを議了</p>	<p>三五 一</p>
<p>(一〇五)給水用鉛管の代用として眞鍮管を使用せる場 合の各種實驗成績に就て承りたし</p> <p>提出者 東京市</p>	<p>第五二號と共に昭和四年度豫 算に其の經費を計上し調査す ることとし議了</p>	<p>三八 五</p>
<p>(一〇六)緩速濾過池の速度を増進する場合濾過池の構 造上改良すべき點並操作上注意すべき事項に就 て承りたし</p> <p>提出者 東京市</p>	<p>議了</p>	<p>三八 五</p>
<p>(一〇七)取付及貯藏中の水量「メートル」の檢定を各水 道事業經營者に委託の方法を以てせられんこと を其筋に稟申すること</p> <p>理由 今回政府に於て水量「メートル」の檢定を爲すや に傳聞する其檢定方法の如何は斯事業の施設上重 大なる關係あるを以て右は取付及貯藏中のも のに於ては各水道事業經營者に委託執行せし められんことを特に本會の決議を以て其筋に稟 申せんとす</p> <p>提出者 江戸川上水町村組合</p>	<p>第五九號、第七一號、第一〇四 號と共に本件に關し適宜の處 置を六大都市に一任すること とし議了</p>	<p>三五 一</p>

<p>(一〇八)鹽素殺菌施行のため唧筒又は鐵管等の耐久力 に影響を及ぼすことなきや</p> <p>理由 本組合に於ては本年六月中數回鹽素殺菌を施行 したるに之が金屬製品に及ぼす影響如何を調査 するたため砲金製品に投入し置たるに綠青の發 生を見たり若し金屬製品に浸蝕を及ぼすこと甚し きときは唧筒の耐久力に關係するの杞憂あり依 て各市の御實驗あれば其狀況を承りたし</p> <p>提出者 江戸川上水町村組合</p>	<p>議了</p>	<p>三八 五</p>
<p>(一〇九)料金の徴收回数は年幾回とするを最適當とす るや</p> <p>理由 水道料金の徴收回数は各地區々なるを以 て其回数と成績とを知らむとす</p> <p>提出者 朝鮮總督府</p>	<p>議了</p>	<p>三八 七</p>
<p>(一一〇)公道上に在る計量器に對し給水栓所有者に保 管の義務を負はしむるの可否</p> <p>理由 給水栓所有者に保管の義務を負はしめたる場合 に於ては其の毀損に對し損害賠償の責任を負は しめざるべからざることをいなるも妥當を缺くの 感あり各地の實情を知りたし</p> <p>提出者 朝鮮總督府</p>	<p>議了</p>	<p>三八 七</p>
<p>(一一一)源水濁濁に際し硫酸礬土を使用するに當り濾 過水中に微量の反應を呈することあり濾過膜に 生物學的惡影響を及ぼさざるや</p> <p>理由 使用水量等の關係上硫酸礬土の完全作用を爲す に足るべき沈澱時間を與へられざる場合に於て</p>	<p>議了</p>	<p>三八 八</p>







(一一〇)配水管なき民有道路の沿線に於て新規給水の申込ありたるときは民有道路若くは宅地と雖配水管を布設せらるゝや	提出者 名 古屋市	議了	三九一
(一一一)街路に建設しあり専ら途上の公衆に無償使用せしむる公設共用栓の存廢に對する意見承はりたし	提出者 名 古屋市	議了	三九一
(一二二)水源調査を毎年施行せらるゝ所あらば之か方法に就て承りたし	提出者 名 古屋市	議了	三九一
(一二三)鑄鐵直管及異形管類に對し注文者の章標省略の件	提出者 名 古屋市	各市の自由とし議了	三九一
(一二四)浄水池の防水「アスファルト」は主壁の内外面何れにするを適當とするや	提出者 名 古屋市	議了	三九三
(一二五)水道に従事すべき職工工夫紹介機關に關する件	提出者 名 古屋市	紹介方法に付尙審議する必要あるを以て左記特別委員に附託す 東京市、京都市、大阪市、横濱市、神戸市、名古屋市	三九九 四一一
(一二六)水道水源林内増殖に關し國庫補助申請に關する理由		水道水源林の經營は一面流末に對する流水量を調節し洪水の危害を減少し以て公安を保持する	

(一二七)耐寒給水栓使用せられたる所の其の成績承りたし	提出者 大 泊町	議了	三九四
(一二八)寒地に於ける最低温度と鐵管埋設深との關係各地の實例並に御意見承り度し	提出者 大 泊町	議了	三九四
(一二九)解船に對する給水に就て各市の取扱承りたし	提出者 神 戸市	議了	四〇二
(一三〇)上水協議會規則第二十四條に依り毎年六月報告の左記統計資料様式改正の件 第六、給水区域(其二)給水栓並戸口増加率表 第七、配水量増加率表 第八、配水量増加率表 以上三表は最近十ヶ年分を毎年統計報告表に記入せり之は報告すべき當該年一ヶ年分を記入すること 提出者 長 崎 市		可決	四〇二
(一三一)地上防火栓と地下防火栓との利害得失に就て			

事業の性質を有するを以て政府は宜しく此等の施業計畫を承認すると共に之に依る森林増殖に對し國庫補助の方法を設けられんことを望む  
提出者 東京市、京都市、大阪市、横濱市、神戸市、名古屋市



研究せられたる所あらは承りたし 提出者 大 阪 市	議了	四〇二
(一三二)配水管漏水調査に就て實行せられたる方法並に結果を承りたし 提出者 大 阪 市	議了	四〇二
(一三三)銑鐵及鋼材輸入關稅引上に對し反對陳情の件 提出者 横 濱 市	提出者に於て撤回す	四〇二
(一三四)協定上水試験法に「生物學的試験法」を加ふるの可否 提出者 京 都 市	第四四號と共に宿題となす	三七二 四〇九
(一三五)上水の生物學的試験法案 提出者 京 都 市	預り置くと謂ふ意味に於て議了	三六九 四〇九 四三四
(一三六)水道實施後送水能力増進の爲め吸揚若くは押揚ポンプを特設せられたる事實あらば承りたし 提出者 鳥 取 市	議了	四〇九
(一三七)覆蓋濾過池は如何なる程度の降雪及温度の地に於て施行するを可とすべきや其の數理的根據如何 提出者 (福島縣)若 松 市	研究問題となす	四一〇
(一三八)寒氣甚しき地方に於て沈澱池の表面水位氷結する場合は其周壁を如何なる施行材料を使用するを尤も理想とすべきや 提出者 (福島縣)若 松 市	議了	四一〇

(二) 宿 題

一、水道事務従事者の生活を安定せしむる爲共済組合の組織を望む(前回新問題三八) 提出者 福 岡 市	研究することゝし一應議了	四一二
理由 公益を目的とする團體の向上と生活の保障を希求し安んじて其職に従事せしむる目的に依る (議事の大意 宿題となす)		
一、量水器の毎時に於ける最大最小排出量及誤差に對する標準を定むるの必要なきや(前回新問題四九) 提出者 名 古 屋 市 (議事の大意 工學會に於ける量水器の調査決定を待て研究)	更に宿題となす	四一三
一、市長の管理する水道を水道施設の爲占用する場合に監督官廳の認可を受くることを要せざる様其筋に要望の件(前回新問題八一) 提出者 長 崎 市 (議事の大意 關係法規の解釋上疑義あるを以て理事に於て調査の上要否を決定し建議の必要あるときは理事より建議することとす)	理事より報告議了	三〇四 四一四
一、協定試験法中反應評語の定量範圍を本會に於て協定する必要なきや(前回宿題一) 提出者 名 古 屋 市 擔當者 大 阪 市 (議事の大意 次期に繰越審議)	第五六號と共に更に宿題となす	三六九 四二五

(三) 研 究 問 題



<p>一、通水後送水管内流速及送水量の変化に就て各市の状況承り度(前回新問題三五)</p> <p>提出者 福岡市</p> <p>理由 最初計畫の際送水量を舊管又は新管として算定したるものが通水後幾年かを經過したる今日其流速及送水量に如何なる變化を生し居るや各市に統計的のものあらは承り度</p> <p>議事の概要 本問題は研究問題(一)と同性質の故を以て同問題と共に研究問題となす</p>	<p>更に研究問題となす</p>	<p>四一四</p>
<p>一、上水協議會機關紙として月刊雜誌の發行を望む(前回新問題三九)</p> <p>提出者 福岡市</p> <p>理由 會員相互の意志の疎通を計り水道事務の研究に資する爲</p> <p>(議事の概要 理事に於て具體的方法を調査し其調査に基き次回にて審議することとなす)</p>	<p>理事より報告議了</p>	<p>三〇三</p>
<p>一、「ラヂオ」受話装置の一端を地中に埋設する代りに往々給水装置に取付くるものあり之を禁止すべきや(前回新問題四二)</p> <p>提出者 神戸市</p> <p>説明 近來「ラヂオ」の普及に伴ひ受話装置の一端を地中に埋設するの工事を省略し給水装置の一端に取付くるもの往々之あり「ラヂオ」加入勧誘者も亦之を宣傳す此装置により鉛管並に鐵管の受くる影響に</p>	<p>更に研究問題となす</p>	<p>四一五</p>

<p>一、水道布設後年所を經るに從ひ鐵管内部の腐蝕若は酸化物等の發生に依り流速及流量に及ぼす關係如何(前回研究問題一)</p> <p>提出者 甲府市</p> <p>擔當者 各加盟者</p> <p>(議事の概要 更に研究問題とす)</p>	<p>更に研究問題となす</p>	<p>四一六</p>
<p>一、消火水量に就て承りたし將來都市計畫完了後は果して何程の消火用水を準備せざるべからざるか又其の水壓等は如何にすへきか(前回研究問題四)</p> <p>提出者 東京市 東京市 京都市 大阪市 大阪市 名古屋市 名古屋市 若松市 小樽市</p> <p>(福岡縣)</p> <p>(議事の概要 更に研究問題とす)</p>	<p>更に研究問題となす</p>	<p>四一六</p>

(四) 報告事項

イ、導水管工事に就て  
ロ、酷寒時及酷暑時に於ける井水と水道水との水温比

書面にて報告することとし議了



<p>ハ、較調査 急速濾過法に於ける濾過床再洗滌の細菌學的標準</p> <p>ニ、井水中の「アセルス」に關する衛生學的觀察成績</p> <p>ホ、急速濾過法に於ける濾過水の細菌學的試驗成績</p>	<p>(四三九頁報告一) 参照)</p> <p>(四四七頁報告二) 参照)</p> <p>(四五〇頁報告三) 参照)</p>
<p>一、臺北水道水に應用せる「クロール」石灰及游離「クロール」瓦斯の消毒力比較研究</p> <p>臺灣總督府</p>	<p>了 書面にて報告すること、し議</p> <p>(報告の運に至らず)</p>
<p>イ、新協定法に依る「カメレオン」消費量と其の他の方法に就て</p> <p>滿鐵各上のP、H測定成績</p> <p>南滿洲鐵道株式會社</p>	<p>了 書面にて報告すること、し議</p> <p>(報告の運に至らず)</p>
<p>一、神戸市上水道の生物學的考察</p> <p>神戸市</p>	<p>了 書面にて報告すること、し議</p> <p>(四五五頁報告四) 参照)</p>
<p>イ、東京市に於て水道布設後に殘存する飲用堀井水の水質に就て</p> <p>硝酸銀法に依る「クロール」定量法と標示薬との關係に就て</p> <p>東京市及其の近郊に於ける鑿井の「アムモニヤ」に就て(第二報)</p> <p>ニ、東京市水道村山貯水池に於ける生物の分布並に其の發生の消長に就て</p> <p>ホ、水の細菌學的検査に際し膠質及寒天培養上に於ける聚落數の比較(第二報)</p> <p>東京市</p>	<p>了 書面にて報告すること、し議</p> <p>(四八四頁報告五) 参照)</p> <p>(四八六頁報告六) 参照)</p> <p>(四九二頁報告七) 参照)</p> <p>(四九七頁報告八) 参照)</p> <p>(五二〇頁報告九) 参照)</p>

第二十四回上水協議會提出新問題答

目次

(一) 元放任制又は放任計量併用制にして中途計量制に改正せられたる各地に於ける改正前後の配水總量増減割合を承りたし……………(八五)頁

(二) 市立學校幼稚園の給水使用料を徴收せられつゝ、ありや又は無料なりや若し徴收せらるゝ向あらは其使用料率は一般と同率なりや低減せらるゝや各地の狀況を承りたし……………(八八)

(三) 職工、工夫、人夫等傭人の慰安方法及傭人に對し年功加給を支給せらるゝ向あらは併て其支給方法承りたし……………(九〇)

(四) 戶籍法並寄留法に依る届出を以て給水條例上の届出と併用せしむる所あれば其取扱振り承りたし……………(九三)

(五) 給水條例上の届出を電話受理する所あれば其取扱振り及之に依る弊害の有無承りたし……………(九三)

(六) 量水器取付の際土地若は家屋所有者の承諾を要するや承諾を要せずとせし場合其承諾なきとき其處置等承り度し……………(九六)

(七) 不可抗力により生じたる給水装置の破損に對する修繕工事費が水道經營者の負擔たる所あれば負擔とすへき工費支辨事情承りたし……………(九九)

(八) 給水使用料納入告知書の不送達になりたる場合其處置承りたし……………(一〇一)

(九) 上水統計表中第十一量水器異狀並に修繕に關する統計中異狀別及使用期間欄に掲



- (一〇三) 記すべき統計は量水器の名稱式別に不拘掲記すべきものなるや承りたし……………(一〇三)
- (一〇四) 水道布設に際し線路の經過地として道路、堤、河川、運河用悪水路等に遭遇したる場合に於て之等工作物の管理者たる府縣市町村長等の許可を要すべき義なるも市町村經營の水道にありては水道布設認可と共に之等の諸許可を受けたるものと見做すことに法令を以て認められんことを其筋へ陳情すること……………(一〇四)
- (一〇五) 各都市使用耐寒給水栓の成績を承りたし……………(一〇五)
- (一〇六) 最近放任給水より計量制に改めたる都市直後の衛生状態を承りたし……………(一〇六)
- (一〇七) 放任給水より計量制に改めたる都市にして其後に於ける給水料金の納入成績承りたし……………(一〇七)
- (一〇八) 共用栓總代人は給水料金を免除するの外獎勵的方法の設けある都市あらは其實況を承りたし……………(一〇八)
- (一〇九) 給水申込に對し工費計算の場合材料勞力費に就き市は何程の利益を加算せられつゝありや承りたし……………(一〇九)
- (一一〇) 會社と電力供給せるものにして線路故障等に依り送電不能の場合其他に處する方法として更に他會社と契約せられし處あらば其一(キロワット)時の料金區分承りたし……………(一一〇)
- (一一一) 水道設備の損傷其他止を得ざるため全市の給水を停止するに當り告知書又は公告を以て豫告すること能はざる場合一般市民へ周知せしむる方法研究せられし處あらは承りたし……………(一一一)
- (一一二) 共用栓の使用料は其管理者(又は代表者)に於て取纏め納付せしめらるゝや又は各使用者毎に納付しつゝありや各市の状況並其便否に付承りたし……………(一一二)

- (一一三) 市街地建築物法施行地に於ける建築線と道路境界線との間に屬する水管經費負擔者は何れにせられつゝありや實況を承りたし……………(一一三)
- (一一四) 給水工事用鉛管の代用として亞鉛引抜鋼管を使用する場合壓力検査の水壓は鉛管の壓力検査の場合と同一にせらるゝや若し差ありとせば其標準承りたし……………(一一四)
- (一一五) 濾過池の伸縮接合に「アスファルト」鉛板以外のものを用ひたる實例あらは承りたし……………(一一五)
- (一一六) 「ヒウムコンクリート」管を水壓管に使用したる成績に就て實例あらは承りたし……………(一一六)
- (一一七) 耐寒式消火栓を使用したる實例あらは其成績を承りたし……………(一一七)
- (一一八) 地下式消火栓室の鐵蓋を簡易迅速に開放すべき装置あらは承りたし……………(一一八)
- (一一九) 給水申込勧誘に有効なる方法を承りたし……………(一一九)
- (一二〇) キャンデー式濾過と砂層濾過との水質の優劣及之が設置費の差並に使用上の便否に付各地の實況承りたし……………(一二〇)
- (一二一) 公設共用栓並に私設共用栓の使用料徴收方法各地の取扱振り承りたし……………(一二一)
- (一二二) 濾過池掃除方法並に一ケ年の掃除回数各地の實況承りたし……………(一二二)
- (一二三) 人口稀薄の箇所市負擔にて鐵管布設方申込ありたる場合如何に處置すべきか……………(一二三)
- (一二四) 淨水井を濾過池内に孕設するの便否利害如何……………(一二四)
- (一二五) 水道條例第二十一條の二の規定に依る職權委任の範圍擴張に關し本協議會の決議を經其筋に陳情すること……………(一二五)
- (一二六) 水道用電力料金にして普通一般の電力料金より割引せる向あらば其狀況程度を承りたし……………(一二六)
- (一二七) 其市町村内の學校其他の營造物に對し給水料を徴收せらるゝや……………(一二七)



- (三四) 停水處分執行の方法並に如何なる閉栓器使用せらるゝや……………(一四七)
- (三五) 計量共用給水に付超過水量に對する料金を業務人口、居所の遠近等に依り不均一割當を課せらるゝ向あらば其割當方法に就て各市の取扱振り承りたし……………(一五二)
- (三六) 給水工事の際國縣道を掘鑿する場合一々土木管區の許可を得らるゝや尙復舊用砂利の補給率に付て各市の取扱振り承りたし……………(一五二)
- (三七) 淨水池の貯水量は幾何を以て適當とするや……………(一五二)
- (三八) 硬度高き淨水を水道用水として使用する場合簡易の方法を以て大規模に之を軟化せしむる方法を実施せられ居る所あらば其實例承りたし……………(一五九)
- (三九) 水道用語を一定するの必要なきや……………(一五九)
- (四〇) 共用栓を設置すべき場所及資格の標準如何……………(一六〇)
- (四一) 一年以上に渉るべき重要案件の委員は單に市を以て委員とせず人を以て委員とし之に囑託して目的の進行を期する必要なきや……………(一六〇)
- (四二) 緩速濾過池の汚砂鋤取に就て各市の實施せらるゝ方法承りたし……………(一六〇)
- (四三) 職夫の業務に起因する負傷又は疾病により癱疾若くは不具者となりたるものに對し各市の取扱はるゝ待遇方法承りたし……………(一七〇)
- (四四) 協定試験法中生物學的検査の一項を設くる必要なきや……………(一七四)
- (四五) 當地水道に於て使用中の耐寒給水栓は和田式と佐野式の二種あり和田式は公共栓にのみ使用し其他は全部佐野式を使用せるが結氷期に於て破損回數及「フロスト」より流出する水量甚だ多し各地に於て和田式及佐野式の改良又は新しき給水栓を使用せられたる所あらば其成績等承りたし……………(一七六)
- (四六) 硫酸礬土は始終同一量を源水に混合する場合と沈澱池に一定の源水を充たした

- る後一時に適當量を混合する場合と何れが有効にして經濟的なるや……………(一七七)
- (四七) 地盤凍結深度(最大一米三六、平均〇米七二)程度にある各地量水器人孔土留側の經濟的工法並に取付後の成績に付き承はりたし……………(一七九)
- (四八) 電動唧筒に依る水道に於て唧筒運轉中に於ける停電に對し電力供給會社に如何なる處置を採られつゝあるや……………(一七九)
- (四九) 給水を全部計量制に改むるに當り左の得失可否を伺ひたし……………(一八三)
- (イ) 基本料金は最低水料を含みたるものと又單に基本のみとし水料を別に計算するものとの比較得失……………
- (ロ) 貸付量水器は使用料として別に徴收するか或は前項に加味せしむるかの可否……………
- (ハ) 使用水量を徴收毎期末と毎月末に點檢するの可否……………
- (ニ) 給水料豫納金は使用中据置となすか又は一年度毎に精算するか其可否……………
- (ホ) 量水器貸付の場合は同償代と取付費用は市の負擔とするを相當とするか又は使用者の負擔とするや……………
- (五〇) 量水器の汚染及固形物附着の爲め指針不判明のものあり之を除去する簡便なる方法ありや各所の實況承はりたし……………(一九一)
- (五一) 共用栓使用者の異動益々頻繁となり隨て料金其他給水に關する總ての責任輕からざるを以て總代人たる事を厭ふもの漸次増加の傾向あり之れが緩和の方法として報酬を支給するか又は他の良法を以て待遇せらるゝや各所の實況承はりたし……………(一九三)
- (五二) 給水工事材料中鉛管「マンネスマン」鋼鐵管亞鉛引瓦斯管の三種に就き左の件實驗せられたる處あらば其實例承はり度し……………(一九五)

記



一、鉛管は鉛分を包含し亞鉛引瓦斯管は亞硝酸を溶出し「マンネスマン」は非常に臭氣ありて共に衛生上多少有害ならざるやの疑あり各地の實驗如何

二、三種中何れか比較的有害少なきや尙ほ最も耐久力に富むや又工事上「修繕工事共」の難易

三、各地にて現在使用せるは右三種の中何れを多く使用せるや實例なしとすれば最も重要事項なりと思料するに依り相當機關を設け實驗せられむことを望む

(五三) 給水料徴收原簿の收入済消込の整理は水道部に於て接按之が取扱を爲せは未納者に對する督促整理に便なりと認む各地の御取扱振承りたし……………(一九)

(五四) 「カメレオン」消費量測定法改變の可否……………(二〇一)

(五五) 反應をPHにて表はすことに改正するの可否……………(二〇二)

(五六) 硫酸の評語は之か含有量に依り決定することに改正するの可否……………(二〇三)

(五七) 深鑿源井の「ストレーナ」適當なる浚渫方法及其の成績に就て承りたし……………(二〇三)

(五八) 混泥土にて被覆せる鉛管の外部(接觸部)の單期間に於て著しく腐蝕せる實例あらは承りたし……………(二〇四)

(五九) 度量衡法施行令第九條中水量「メートル」の檢定法改正に關し目下商工省に於て調査中なりと聞く之れが檢定有効期間及修覆後の檢定方法等に就き各市の御意見承り度し……………(二〇五)

(六〇) 「スタンドパイプ」を用ひずして直接防火栓に「ホース」を連結し使用せらるゝ處あらは其の實績承りたし……………(二〇六)

(六一) 町野式及小川式「ホースカップリング」の成績に就き調査せられし處あらは其結果を承りたし……………(二〇八)

(六一) 公設防火栓を防火用以外に無斷使用したる場合の制裁各地の取扱振承りたし……………(二〇)

(六三) 「モール」氏法に依る「クローラ」定量は硝酸銀滴定のcc數に應じ減却すべきcc數が「ウインクラ」氏矯正表にて制定しあれど今回改正の協定水質試驗法にも矯正表を制定し之れに依つて矯正するを適當なりと思惟す各地の御意見如何……………(二二)

(六四) ビルヂングに對する給水料徴收方法に付各地の取扱振承りたし……………(二三)

(六五) 量水器蓋箱子に附著する水蒸氣の爲指針の點檢に困難を來す之か除去に付各地の取扱振承りたし……………(二四)

(六六) 京城水道は極量三百万分の一の液體鹽素を試験的に源水に注入しつゝあるか若し濾過水に注入するとせば其濾過水は直ちに唧筒内を通し鐵管(口徑五五〇耗)に送水せらる斯る際游離鹽素は化學的に鐵管を腐蝕するものゝ如く思考せらる是か處置を如何にすべきか……………(二六)

(六七) 濾過池を廢し河岸の泔水を水源とする爲管井を設けたる場合水中の鐵分及硬度物質を折出沈澱又は除去するの最も經濟的方法承りたし……………(二七)

(六八) 大正十年七月勅令第三百三十一號の二「前號の水道以外の水道の工費參萬圓を超へざる改築又は増築」とあり之れは給水の普及に伴ひ給水區域内各所に配水管の布設延長の必要を生ずる場合も本令の増築に該當するものとして許可を受け居らるゝや御取扱振承り承りたし……………(二七)

(六九) 前項配水管の埋設延長工事か同勅令により許可を要するものとは第二十一回上水協議會に於て議決の通り監督官廳には事後申報することに改正の達成を重ねて建議したし……………(二八)

(七〇) 大正十年七年勅令第三百三十一號内務大臣の職權を地方長官に委任事項へ左記……………(二八)



- の一項追加を建議したし……………(二九)
- 一、給水區域擴張之件……………(三〇)
- (七一) 水量メートル檢定實施に關し左記事項其筋へ陳情の件……………(三〇)
- 一、水量メートルの甲種檢定を地方長官に委任せられたきこと……………(三〇)
- 二、地方廳所在地にあらざる場合は出張檢定を行はれたきこと……………(三〇)
- 三、從來無檢定のものに關する經過規定を相當に延長せられたきこと……………(三〇)
- 四、檢定料は可及的低減にせられたきこと……………(三〇)
- (七二) 補装道路を掘り起して給水工事を施し或は破裂修繕をなしたる場合の道路復舊工事に對する各市の御扱方を承りたし……………(三一)
- (七三) 地方上水主任協議會設定の件……………(三一)
- (七四) 水道管破裂の爲不動産又は動産に損害を與へ之か損害賠償を要求せられし場合如何に處理せられしや實例あらは承りたし……………(三一)
- (七五) 最近各地に於ける流末装置取締の實際取扱振承りたし……………(三一)
- (七六) 給水鉛管に付鉛分に分解並に之か人體に及ぼす障害の程度等試験せられたる實例あらは承りたし……………(三一)
- (七七) 逓信省簡易生命保險局より運用せらるゝ水道建設費の利子年六分五厘は住宅傳染病院下水等の建設費の利子と同率の五分四厘にて貸付せらるる様其筋に建議せられんことを望む……………(三一)
- (七八) 事用放任栓には水口數を制限せられあるや否とせば動もすれば水量濫用せらるゝ虞あるか故に水口數に制限を付するから然らされは計量給水に依らしむるの必要なきや各都市の取扱振承りたし……………(三一)

- (七九) 取締上如何なる程度迄を流末装置として取扱はるゝや各都市の實況承りたし……………(三一)
- (八〇) 有料貸與中に係る量水器を數年後に於て之を賣付くる場合之か價格決定標準に就き各地の取扱振承りたし……………(三一)
- (八一) 從來本會に於て法規の改廢又は改善に關し可決せられたる事項は關係官廳に建議又は要望を爲したること一再ならざるに拘らず未た之か實現を見ざるは甚だ遺憾とする所なり依て之か促進に付更に徹底的實現方法を講ずるの要なきや……………(三一)
- (八二) 火災等に際し消火栓ホース使用中破損を生じ洩水したる場合最も迅速に修理し得る最善方法承りたし……………(三七)
- (八三) 水道條例中に上水道布設認可を以て水源たる河川若くは公有水面の水を引用するの權利を認め附與するものたるへき明文を加ふる様改正方其筋に建議すること……………(三八)
- (八四) 鑿井に依る湧水量減退に就て實驗せられたる向あらは其狀況承りたし……………(三九)
- (八五) 上水道に於ける常用並に豫備の原動機として「デーゼルエンジン」の成績を問ふ……………(三九)
- (八六) 鑿井の「ストレーナー」の防砂設備及簡單なる掃除方法に就て經驗を承り度し……………(三九)
- (八七) 地下水を水源とする場合に補償の要素及標準と實例を問ふ……………(三九)
- (八八) 第二十三回上水協議會に於て改正せられたる上水試験中硬度の試験成績は従前の試験成績に比し低下を示せり各市の實驗を承り度し……………(三九)
- (八九) 配水池の容積は最大消費水量に對する何時間分までを許容すへきか右容積二十四時間分以上の場合に於ける水質其他の變化の實績承知したし……………(三九)
- (九〇) 道路及溝渠の修繕改築等の爲め水道配水管及引込細管の堀下又は變更を要する場合其工費負擔方に付取扱振承りたし……………(三九)
- (九一) 流末装置並水槽設置に付許可の範圍承りたし……………(三九)



- (九二) 量水器點檢上及保存上最も適當と認めらるゝ設置場所承りたし……………(二四六)
- (九三) 補砂工事後又は汚泥層削取後に於ける適當なる排水方法承りたし……………(二四九)
- (九四) 濾過用細砂の撰擇に付標準を定むる必要なきや……………(二五〇)
- (九五) 量水器盜難等の場合之か辨償金算定に付取扱振承りたし……………(二五三)
- (九六) 量水器故障の場合に於ける試験方法承りたし……………(二五三)
- (九七) 上水道事業に對する國縣補助金は其の工事年度内に於て相當財政計畫を緩和し得べき程度の補助額交付方を其筋に建議せられんことを望む……………(二五五)
- (九八) 改正協定試験法中「ペプトン水」を用ひ瓦斯發生試験をなす場合に於ける檢水量を一定し且つ培養時間を二十四時間となすの可否……………(二五六)
- (九九) 遠藤式培養基を赤變する水棲菌の種類に付研究せられし處あれば承りたし……………(二五八)
- (一〇〇) 寒天培養基上に發生し他の聚落被包する半透明若くは不透明の厚き瀰蔓性「コロニー」の處置方法如何……………(二五八)
- (一〇一) 水道用品調辨に就て共同購買の方法を採りては如何……………(二五九)
- (一〇二) 地表水と地下水とを混合使用せる場合に於ける水質の變化に付き實驗せらるゝ所あらば其影響承りたし……………(二六〇)
- (一〇三) 防火用の爲め配水本管に直接動力を使用し得る設備を爲せる所あらば其成績に付き承り度し……………(二六一)
- (一〇四) 量水器の檢定施行に關する對策如何……………(二六二)
- (一〇五) 給水用鉛管の代用として眞鍮管を使用せる場合の各種實驗成績に就て承りたし……………(二六三)
- (一〇六) 緩速濾過池の速度を増進する場合濾過池の構造上改良すべき點並操作上注意……………(二六三)

- すべき事項に就て承りたし……………(二六三)
- (一〇七) 取付及貯藏中の水量「メートル」の檢定を各水道事業經營者に委託の方法を以てせられんことを其筋に稟申すること……………(二六四)
- (一〇八) 鹽素殺菌施行のため唧筒又は鐵管等の耐久力に影響を及ぼすことなきや……………(二六五)
- (一〇九) 料金の徴收回数に年幾回とするを最適當とするや……………(二六五)
- (一一〇) 公道上に在る計量器に對し給水栓所有者に保管の義務を負はしむるの可否……………(二六九)
- (一一一) 源水漏濁に際し硫酸礬土を使用するに當り濾過水中に微量の反應を呈するのとあり濾過膜に生物學的惡影響を及ぼさざるや……………(二七一)
- (一一二) 給水區域全體に亘り漏電量を調査し鐵管腐蝕との關係を研究せられたるものあらば成績承りたし……………(二七三)
- (一一三) 大正十一年三月内務省令第三號常水の判定標準第五項「アムモニア」を含有すべからずの條項は鑿井水(深層地下水)に對しては適用せざる様本協議會の名を以て建議すること……………(二七三)
- (一一四) 街路舗裝施行の際未給水者に對する勸誘其他の方法に就いて各市の取扱振承はりたし……………(二七三)
- (一一五) 鐵管布設に要する國縣道撤布砂利に就いて……………(二七四)
- (一一六) 水道に關する法令の改正統一を其筋に建議せられむことを望む……………(二七五)
- (一一七) 放任給水制に於て其用給水者の資格を決定するに當りて各市町村にて定められたる方法並に其施行に當りて困難の有無實例を承りたし……………(二七六)
- (一一八) 給水工事に於て公道占用の部分に對する鉛管は市又は引用者の何れの負擔とするが適當なるや各市町村の取扱振りを承りたし……………(二八一)



- (一一九) 私設共用栓の管理を總代人をして扱はしめたる場合は手當又は報酬を支給せる實例あらば承り度……………(三八六)
- (一二〇) 配水支管なき民有道路の沿線に於て新規給水の申込ありたるときは民有道路若くは宅地と雖配水支管を布設せらるゝや……………(三八七)
- (一二一) 街路に建設しあり専ら途上の公衆に無償使用せしむる公設共用栓の存廢に對する意見承はりたし……………(二九〇)
- (一二二) 水源調査を毎年施行せらるゝ所あらば之か方法に就て承りたし……………(二九一)
- (一二三) 鑄鐵直管及異形管類に對し注文者の章標省略の件……………(二九二)
- (一二四) 淨水池の防水「アスファルト」は主壁の内外面何れにするを適當とするや……………(二九三)
- (一二五) 水道に従事すへき職工工夫紹介機關に關する件……………(二九四)
- (一二六) 水道水源林内増殖に關し國庫補助申請に關する件……………(二九五)
- (一二七) 耐寒給水栓使用せられたる所の其の成績承りたし……………(二九五)
- (一二八) 寒地に於ける最低溫度と鐵管理設深との關係各地の實例竝に御意見承り度し……………(二九六)

目次終

第二十四回上水協議會提出新問題答

(意見又は實驗ナシ或ハ該當事項ナシ等ノ回答ハ紙面ノ都合上記載ヲ省略ス)

- (一) 元放任制又は放任計量併用制にして中途計量制に改正せられたる各地に於ける改正前後の配水總量減割合を承りたし (岡山市)
  - 答 一、大正十五年より全部計量制に改めたるも「ウエンチユリメーター」に故障を生じ使用水量不明に付其割合判明せざるも配水量に非常なる節約を生じたるは確實と認めらる (秋田市)
    - 一、一割八分七厘 (神戸市)
    - 一、明治四十二年配水總量一三二、一八八、七六九石 (量水制實施前) 同四十三年配水總量一、二八、八〇九、三六三石 (同實施後) 差引減三七九、四〇六石〇割二五 (大阪市)
    - 一、平均約二割五分減とす (小倉市)
    - 一、放任當時一ヶ年配水總量一七、六四七、三一九石量水器取付工事中配水總量一七、五九六、四二七石量水器取付後配水總量一六、九九一、九七八石 (門司市)
    - 一、放任計量併用制の處本年一月より専用放任を計量制に改正したる結果配水總量二割五分を減じたり (松本市)
    - 一、本市は大正九年四月計量實施に着手し同十一年六月完成せり
      - 改正前大正九年三月 八二五、八九六立方米
      - 改正後大正十一年七月 一、一八一、三二六立方米
    - 増加割 四割三分
- 備考 改正前に比し改正後は四割三分の増加を示せるも改正後は改正前に比し二十七ヶ月を經過



し給水戸数の増加せるとも改正前は三月の候にして改正後は七月の給水最盛期なれば比較としては不適當と認む (名古屋市)

- 一、大正十四年度より計量制實施のものにして放任制時代の前三ヶ年間と對比するに約二割六分四厘の減少なり (臺北州)
- 一、本市は放任計量併用制なりしも本年八月全部計量制に改正せり然れども前後の配水總量増減計算は改正後日淺うして計算不能 (甲府市)
- 一、計量制實施前後各一ヶ年間の配水量に徴するに放任制に於て一人一月二六三立方呎に對し計量制に於て一五八立方呎なるに付四割減となれり (仁川府)
- 一、本町は放任計量併用なりしを計量制に改正せり其結果配水總量に於て百分の十五の減量を見たり

附言 總給水戸數三千五百八戸の内一千七百二十四戸は共用栓給水者にして是れは計量にあらざるを以て其他に於ける減量と見るべし (平町)

- 一、目下對照比較中 當町に於ては從來放任並計量制を併用したりしに本年八月二十日より専用栓全部を計量となし共用栓は十月より全部計量制に變更の豫定 (飯塚町)
- 一、計量制實施後一ヶ年間に就きて見るに總配水量は同制實施前(放任計量併用)同期に比し二割五分三厘を減少せり而して實施せる年の年末給水本栓數は前年末に比し一割二分八厘給水戸數は二割三分六厘を増加せるを以て栓數より見たる配水量減少歩合は三割三分九厘にして戸數より見たる同上歩合は三割九分七厘なりとす (京城府)
- 一、約二割四分強の減少を來せり (鎮南浦府)
- 一、最初専用栓は放任、計量の兩制(共用栓は現在も放任制)なりしが數ヶ年に亘り計量制となしたるを以て増減割合不明 (郡山市)

一、放任、計量併用は給水開始當時僅か一ヶ月なるを以て配水總量増減の割合確實に判明せず (山形市)

- 一、從來放任計量併用制なりしを本年五月一日より全部計量制に改正したるも量水器の取付未だ僅少且短時日の爲め配水量の差異明確ならず (熊本市)
- 一、改正前百に對し六十八に減したり (元山府)
- 一、改正翌年度に於て約十二パーセントを減じたり (新潟市)
- 一、實驗に依れば約二割減せり (堺市)
- 一、元放任計量併用制(計量制實施前一ヶ年平均)一日一戸給水量一立方米七、計量制實施後一ヶ年平均一日一戸給水量〇、六七米 (鹿兒島市)
- 一、當社は計量給水を本旨とし本例とは稍々趣を異にするも量水器取付の前後に於て別表の通り増減ありたるに付參考に資せむ

長春水道配給水量増減比率

年 月	量水器數	配水量 m <sup>3</sup>	給水量	比 率	備 考
昭和 1. 4	1,343	87,978	52,026	60.3%	一部量水器取付ナキ場合
5	1,343	82,725	53,495	65.8	
6	1,343	87,827	58,788	67.0	
7	1,347	82,325	55,434	67.3	
8	1,347	83,571	48,607	58.2	
9	1,347	87,129	63,361	72.6	
10	1,347	77,778	51,016	65.0	



平均	11	12	2.1	2	3	4	5
平均	1,508	1,508	1,509	1,507	1,507	1,555	1,555
平均	84,190	75,819	81,020	84,251	84,251	80,620	80,618
平均	51,675	57,044	63,434	61,291	60,089	58,655	60,521
平均	64.9	73.2	78.3	77.5	71.3	73.2	75.0
平均	80.847	75.5	75.5	75.5	75.5	75.5	75.5

一、本市に於て創業當初より放任及計量の二種併用制なりしを大正九年より全部計量制の採用を企て三年繼續事業として實施せり

年次	配水總量	増減割合
大正八年	一八、三二二、九六二立方米	〇、〇一一
大正九年	一八、五三〇、四五五立方米	〇、〇七六
大正十年	一七、一一八、三七九立方米	〇、一二六
大正十一年	一九、二七一、三四四立方米	△〇、〇一一
大正十二年	一九、〇四五、四三五立方米	

(京都市)

(二) 市立學校幼稚園の給水使用料を徴收せられつゝ、ありや又は無料なりや若し徴收せらるゝ向あらば其使用料率は一般と同率なりや低減せらるゝや各地の状況を承りたし(岡山市)

答

- 一、使用料を徴收せず(丸龜市、熊本市、西宮市、別府市、秋田市、鳥取市、大牟田市、五所川原町、平町、尾道市、水戸市、郡山市、奈良市、鹿兒島市、宇都宮市、谷村町、小樽市、高砂町、松本市、福岡市、福山市、上田市、倉敷町、長野市、山形市、堺市、高崎市、和歌山市、佐賀市、宇和島市、沼田町、小倉市、長岡市、仙臺市、甲府市、澁谷町、上諏訪町、高田市、宇部市、若松市、釧路市、關東廳、臺南州、臺中州、高雄州、鎮南浦府、仁川府、福井市、豊原町、王子市、平壤府、飯塚町、京城府、大邱府、釜山府、峰山町、新潟市、目黒町、京都市、室蘭市、玉川水道株式會社、南滿洲鐵道株式會社)
- 一、市立學校幼稚園等に對する給水使用料は之を徴收す其使用率は一般と同一なり(長崎市)
- 一、一般より三割を輕減す(神戸市)
- 一、概ね無料なり、但し噴水、泉池、澗、「プール」等を使用せるものに對しては實費回收の意味を以て一石に付七厘の割合を以て徴收せり(使用條例の規定は一石五錢なり)(大阪市)
- 一、市所屬小公學校其他市に於て使用する給水料は基本料を定めず其使用水量に對し一立方米金二錢にして一般率の約三分の一を徴す(臺北州)
- 一、市立學校は無料私立幼稚園一石に付參厘(一般一石一錢五厘)(門司市)
- 一、市立小學校は昭和二年度より幼稚園は當初より無料(佐世保市)
- 一、未だ解決せず(徳島市)
- 一、市設に係る装置は計量器を取付け一ヶ月一回使用水量の調査を爲すも使用料は徴收せず(横須賀市)
- 一、市立學校幼稚園の給水使用料を成る可く一般と同率に徴收する見込、學校水道共に市の經濟に屬すれども各經濟の收支を明かにする必要あればなり但し均しく市費なるを以て形式上徴收とせず繰入とする方可ならん(八王子市)



一、收支を明かにする爲市立學校幼稚園等市の營造物と雖も給水使用料を徴收するを至當と信ずるも本市に於ては是等市の營造物より使用料を徴收せず (福島市)

一、組合町村内小學校は最低額を超ゆるものに對しては一般料金の半額を徴收す (江戸川上水町村組合)

一、市立學校幼稚園の給水使用料を徴收しつゝあり其使用料率は一般専用栓を使用するものと同一唯た一般専用栓に依るものに對しては二ヶ月分を一期として開栓のとき若くは其期の最初の月に於て豫納せしむるか學校幼稚園等に就ては各月の精算額を翌月二十五日限りに於て徴收しつゝあり (川崎市)

一、市立學校(幼稚園なし)徴收せず (廣島市)

一、市立學校幼稚園に對しても給水料を徴收す料率左の如し

最低 一ヶ月十三立方米迄 八十錢

超過 十三立方米を超ゆる一立方米毎に八錢 (名古屋市)

一、使用料八分の五を軽減す (東京市)

(三)

職工、工夫、人夫等傭人の慰安方法及傭人に對し年功加給を支給せらるゝ向あらは併て其支給方法承りたし (岡山市)

答

一、三大節並に一ヶ月一回職務の都合を見計ひ公休日を與へ居れり年功加俸の設定なきも日々時間外の勤務に對し午後十時迄日給額の一割十時後は一割五分の割増金を給與し居れり (秋田市)

一、毎年一回慰勞會を開催す傭人一人に付其客族一人を招待し演劇等を觀覽せしめ折詰辨當及菓子等を給與す此費用一人當約一圓二、三十錢なり (神戸市)

一、慰安として年一回吏員及家族と共に觀劇其他の余興に添ひ簡單なる酒食を供す年功加給はな

し (仙臺市)

一、月一回公休を與ふるの外なし (甲府市)

一、全月皆勤者に限り月二回の公休を與ふる外慰安方法を採らず年功加給制なし (大牟田市)

一、月二回公休を與へ年功加給を支給す (別府市)

一、特別なる慰安方法なく一ヶ月二日の休暇を與ふるのみ (仁川府)

一、年末賞與を支給する他に慰安方法等なし (尾道市)

一、部員一般年に一回慰安會を開催す傭人に對し年功加給を支給したることなし (福井市)

一、慰安方法年二回傭人及家族に對し活動寫真其の他有益なる興行物に對する入場券を交付しつゝあり年功加給支給制度なし (群山市)

一、當町に於ては傭人の慰安方法に關しては研究中なれ共目下の處業務に差支なしと認めたる場合に限り毎月二日以内の公休日を與へつゝあり尙職務の爲傷痍を受け又は疾病に罹りたるときは其の療養に要したる諸費を給與し尙醫師に於て休養の必要ありと認むるときは其の休養期間中の日給を支給す但し休業日數五十日以上に及びたるとき又は死亡不具癱疾となりたる場合は適當と認むる程度に於て町長之を定めつゝあり (豊原町)

一、年一回町費を以て遠足、觀劇等の慰安を施行す年功加給の制度なし但し退職の際特別給與金として或る條件の下に退職したるものに對し月給額五ヶ月分以内を給與す (澁谷町)

一、本間慰安方法としては毎月一日の公休を與へ尙前月皆勤者には其の月二日の公休を與へ其外別段の規程なきも大なる増築工事終了の際若千の慰勞金を給與せり傭人に對し年功加給を支給する規程等を設定せざるを以て目下考慮研究中なり (川崎市)

一、毎年傭人慰安會の經費を豫算に求め春秋の候に一回舉行す但し方法は當初觀劇を爲さしめたるも最近遊山及名所、舊跡探勝の方法を採れり、年功加給の制度なし (名古屋市)



- 一、最近二三年の例としては一年一回劇場を二日間借切り半数交代にて観劇せしめ辨當、菓子、酒を支給(實物)し家族一名同伴を許す豫算額一人當三圓なり、年功加給をなさず (東京市)
- 一、特に慰安方法を講じ居らず常備職夫に對しては日給額の二十日分を七月及十二月の二期に分ち賞與として支給せり年功加給せず (福岡市)
- 一、三大節の外毎月一回業務に支障なき時に限り一日と業務に精勵し成績優良なる者に一ヶ年を通して六日以内の休暇を與ふるの外別に慰安會又は年功加給をなさず (徳島市)
- 一、慰安方法の規定なし臨時的に年一回位の慰安會を開催す (京城府)
- 一、自十二月三十一日至翌年一月三日及大祭日毎月二回位の休暇を與ふるの外特殊の慰安方法なし年功加給は支給せず (小樽市)
- 一、年一回分の慰安費を掲す方法は隨時定む年功加給支給規程なし (福島市)
- 一、豫算に従業員慰安費を計上年一回慰安會を開催す年功加給なし (江戸川上水町村組合)
- 一、經費の關係等に依り特別の優遇方法を設けざるも年一回備人及其の家族を活動寫眞其の他に招待し慰安を與へ居れり (釜山府)
- 一、職工々夫(人夫を除く)に對し貳年以上勤績者には貳年に對し四十日分以上一年を加ふるに毎に十五日分(日給額)を給與し別に勤績獎勵五年勤績賞金五圓以上五年を加ふるに毎に賞品及金員を授與せり (堺市)
- 一、年功加給の例はなきも退職手當として一定の率に依り勤務年限に應じ退職の際手當を支給す (南滿洲鐵道株式會社)
- 一、(イ) 慰安方法としては毎年一回慰安會を開催す一人當り三圓の豫定
- 一、(ロ) 年功加給は三年以上勤績し成績優良なる者に給與す加給額は勤績三年の者に對しては年額十二圓以内として以後一年を増す毎に三圓以内を加へ最高年額四十八圓に至りて

止む一ヶ月六日以上、の欠勤者には其半額を支給し十一日以上、の欠勤者又は解備に依り勤務日數一ヶ月に滿たざるものには支給せず (京都市)

- 一、目下研究中に屬す (室蘭市)
  - 一、特別なる慰安方法の制定せしものなし職業規定に於て第一、第三日曜日及三大節祭日に休暇を與ふるのみ (關東廳)
  - 一、慰安及加給の規定なきも賞與金支給等の場合相當考慮す (西宮市)
  - 一、所屬職夫に對しては年二回(春秋)慰安會を開催す年功加給の制は特設せざるも適宜考慮す (熊本市)
  - (四) 戸籍法並に寄留法に依る届出を以て給水條例上の届出と併用せしむる所あれば其取扱振り承りたり (仁川府)
  - (五) 給水條例上の届出を電話受理する所あれば其取扱振り及之に依る弊害の有無承りたり (仁川府)
- 答
- 一、修繕手當の要求其他の故障にて工夫、職工派遣するもの、外は之を受理せず (秋田市)
  - 一、急施を要する修繕のみ電話受理す (岡山市)
  - 一、修繕申込に限り電話受理し施工後書類を徴す (神戸市)
  - 一、電話にて受理したる場合は直に書類を作製し書類届出と同様の取扱をなす (和歌山市)
  - 一、諸般の申込受付は電話にて之をなせるも實施の際書面を徴することに取扱ひ居れり (大阪市)
  - 一、簡易なる修繕は電話受理となしつゝあるも別に弊害なし修繕簿を備付け直に受信者に於て登記することす (松江市)
  - 一、電話受理せず電話届出は後日届出有無調査をなす能はざる不便ありと思惟す (小倉市)
  - 一、輕易なる修繕工事は電話受理をなし加修の上料金を徴收す (門司市)



- 一、電話を以て開閉栓の申込を受けたる時は之を處理し届書に捺印を受け居り弊害を認めず（松本市）
- 一、給水栓修理、鉛管破裂修理は電話受理を爲せり弊害を認めず（甲府市）
- 一、修繕のみ電話にて受理す（上諏訪町）
- 一、修繕申込の外電話届出を受理せず（別府市）
- 一、1、流末装置竣工検査申請、2、給水設備故障届、3、量水器試験請求、4、給水使用者改氏名届、5、給水廢止中止届、6、給水設備の存する土地家屋所有者移動届、7、漏水届、8、私設消火栓使用届
- 以上八項に對しては電話又は口頭に依り受理しつゝあり是に依る弊害を認めず（宇部市）
- 一、給水装置の修繕、及開栓請求の如きは電話にて受理することあるも何等弊害なし（福井市）
- 一、當町に於ては事務簡捷の意味に於て極めて簡易なる事故に限り電話受理簿を設け受理しつゝある之れに因る弊害等なし（豊原町）
- 一、修理及開栓の場合のみ電話收受方法を採用し居れり別段の弊害を認めず（宇都宮市）
- 一、水道使用料及工事費等の負擔關係なき漏水の事故等は電話の受理とし其の他は總て書面を以て届出しむ（佐世保市）
- 一、修繕に限り電話受理を爲す水栓所在、使用者名、職業、修繕箇所を聴取し修繕受付簿並に修繕設計用紙に記入し修繕を爲し所要材料及勞力を記入し料金を算定し納額告知書を發送し料金の收入を爲す特記すべき弊害を認めず（福岡市）
- 一、電話により交付するものは給水用具の破損修理漏水等に對するもののみとす其弊を認めず（京城府）
- 一、様式を定めざるもの又は急速を要するものに在りては單に電話と限らず口頭受理を爲す見込

これ市民の利便を慮りたるに因る（八王子市）

- 一、給水用具の破損異狀等至急を要する時に限り電話届出を受理しつゝあるも弊害と認るものなし（福島市）
- 一、凡て書面に依り受付をなす但し給水各部の故障修繕に付ては電話受理をなす（上田市）
- 一、口頭受付簿に依りて處理することあり（沼田町）
- 一、漏水其他小修理は電話にて受付をなす（大邱府）
- 一、便宜上電話にて受理するも設計に出張の際正式の請求書を提出せしむ（江戸川上水町村組合）
- 一、書類を以てす但し修繕工事請求に限り電話に依り受付職工派遣と同時に書類を提出せしむ（倉敷町）
- 一、小破修繕以外は全部電話にて受理せず（郡山市）
- 一、簡易なる給水開始又は廢止の如きものは電話にて受理し之を實施の際所要の記名捺印等を爲さしめ居るも給水設備請求及同設備所有權の移轉等は制規の書類を以て實施あり格別弊害を認めず（山形市）
- 一、給水工事申込及修繕請求の外電話受理せず（新潟市）
- 一、漏水修繕の場合に限り電話にて受理し開閉栓届其の他は總て書面を提出せしむ（堺市）
- 一、電話にて受理する場合には受付簿に記入の上當該用紙を持參調印の上夫々記帳整理す（京都市）
- 一、修繕工事のみ電話に依るも他は弊害あるものと思料す電話受理せず（室蘭市）
- 一、制規の用紙を以て届出するを本旨とするも需用者の便宜を重んじ電話受理をなしつゝあり而して實施の際制規の届出申込書を徴す（臺北州）



- 一、水道使用條例に依る諸届又は請求は總て書面(所定の用紙)に依りて爲すを原則とす但し給水の開始閉栓の場合急を要するものに對しては例外として便宜電話受理をなし閉栓閉栓認知票に請求者の認印をなさしめ正規の届出と見做し之を處理す特に支障を認めず (熊本市)
  - 一、修繕届及急施を要する中止開始届を便宜上電話にて受理するも未だ弊害なし (澁谷町)
  - 一、本問届出を電話にて受理する事柄は故障發生の場合に限り故障日誌に記帳し受理せるが其他の届出は悉く書面を以て受理することとせり (川崎市)
  - 一、事宜に依り受理することあるも特に弊害を認めず (廣島市)
  - 一、電話届出を受理し水道検査員に於て現場調査と同時に書式用紙に記入捺印せしむ之が弊害なし (東京市)
  - 一、凡て書類を以て申告を要するも修繕工事等の場合は電話又は口頭を以て受理す從來の經驗に依れば大なる弊害を認めず (西宮市)
  - 一、電話受理間違多し豫め準備しある用紙を用ひ處理す (臺南州)
  - 一、電話受理は行違多き爲め一度試したるも廢止せり (高雄州)
- (六) 量水器取付の際土地若は家屋所有者の承諾を要するや承諾を要すとせし場合其承諾なきとき其處置等承り度し (仁川府)
- 答
- 一、量水器は給水工事施行の際同時に取付くるものとなり居るを以て量水器のみ單獨取付けたる實例なし (丸龜市)
  - 一、量水器取付等總て工事は給水装置所有者(本市條例は給水装置を所有するものは其家屋若は土地の所有者に限る——實況は殆んど家屋所有者又は土地家屋所有者なり)の請求に依り施工す (岡山市)
  - 一、給水の装置は本市條例上家屋又は土地の所有者なるを以て其量水器に付ても土地又は家屋の所有者に於て保管の責に任せしむ従つて之が取付に際し承諾を求むるの必要なし (神戸市)
  - 一、水道の保全管理上必要と認めたるときは給水装置者の請求を俟たず工事を施行す (和歌山市)

- 一、本市にては給水請求者より請求の形式を以て取付を爲すに付承諾云々の問題を生ぜず (長崎市)
- 一、從來承諾をなさざりし實例なし (大阪市、堺市、倉敷町、甲府市)
- 一、量水器取付の場合に於て土地若くは家屋所有者の境内に屬するときは其の承諾を得たるものとして取付をなす尤も量水器は可成公道に嵌付くることにせり (佐賀市)
- 一、土地若くは家屋所有者の請求に依り給水工事をなし居れり (松本市)
- 一、量水器取付個所は請求者主権區域に屬し本問の如き其以外即ち特に地主若くは家屋所有者の承諾を要したる實例なし若し其場合ありとせば承諾を得べきは勿論にして然らざる時は自然施工するを得ず (仙臺市)
- 一、承諾の必要なし (宇部市、福山市、小樽市、京都市、郡山市、澁谷町、小倉市、福井市、南滿洲鐵道株式會社、臺北州)
- 一、給水装置は需用者の申請に依り申請者が工費を負担し施工する扱なり若し其申請者が土地及家屋の所有者に非らざる場合は所有者の承諾を得て申請すべき規定なり量水器は其給水装置に對し町が貸與取付け置くものなるを以て其取付に付不承諾等の事例なし (平町)
- 一、給水装置工事申込者の家屋又は土地に取付くるを本旨とし其の他に取付けたる實例なく隨て承諾を求めたることなし (尾道市)
- 一、當町給水規則第十三條給水装置は家主又は土地所有者の請求に依り町に於て設備す其の修繕變更撤去の場合亦同じとあるを以て量水器取付の如きは給水装置變更と看做し家主又は土地



所有者より請求すべきものなり (豊原町)

一、量水器取付に際しては豫め通知をなし置き取付くるを以て改めて承諾を受けず (水戸市)

一、承諾書を徴せず量水器保管證書を徴し居れり本項の實例なし (宇都宮市)

一、公道と民有地との境界點に設置し別に承諾を徴したる實例なし (佐世保市)

一、承諾を要すべきは理論上當然なるも本市に於ては承諾書を徴し又は承諾を要求したることなし量水器は其性質上相方の利害に關係をもつものなるを以て承諾を拒絶したる例なし (福岡市)

一、本市は給水設備に伴ふ當然の裝置なる爲め家屋及土地所有者共承諾を受けず若し取付所が他人の土地の場合は其の承諾を受く (横須賀市)

一、當府は計量制なるにより量水器の取付は承諾せるものと見做し處理し居れり若し異議を申立て承諾せざる時は給水をなさす (京城府)

一、引用者に於て土地若しくは家屋所有者の承諾を要す他人の所有權侵害となればなり承諾なきときは絶體に取付を爲すことを得ず但し市に於ては引用者の請求あれば取付を爲す見込 (八王子市)

一、給水設備は凡て家主若しくは地主より請求する規程なり量水器設備も同様取扱をなし又量水器保管書を徴するものに付承諾云々に關し取りたる事項なし (上田市)

一、府に於て計量の方法に依り給水の必要を認め量水器取付の際は土地又は家屋所有者の承諾を要せず給水設備の一部と看做し設置するも強て反對せし給水を停止するの外なし (大邱府)

一、當初給水裝置請求の際地主家主の承諾を得たる上提出せしめあるを以て量水器のみに對しては何等の手續をなさず (江戸川上水町村組合、元山府、新潟市、玉川水道株式會社、名古屋市、別府市、門司市、長岡市、鳥取市、臺南州、高埴州、鎮南浦府、松江市)

一、承諾せしむるを要す若し承諾せざれば道路敷に設置す (長野市)

一、斯かる實例なきも量水器の取付を承諾せざる者あるときは自然其の給水裝置をも承諾せざるものと看做し給水工事の施工を中止すべきものと認む (釜山府)

一、量水器取付は土地若しくは家屋の所有者の承諾を要す (峰山町、廣島市、沼田町、高砂町、徳島市)

一、量水器取付の爲め特に承諾を受けず給水設備の請求の際既に承諾を得たるものと見做し實施しあり (山形市)

一、量水器取付に際し土地若しくは家屋所有者の承諾を要せず但し位置に關しては市長に於て適當と認むる限り土地若しくは家屋所有者の選定に委す (熊本市)

一、申請者に於て家主地主の承諾を得たるものと見做し施行するものにして萬一關係者より異議申立あるも本市は條例に依り第三者の責任あらざるものとす (室蘭市)

一、本問は土地若しくは家屋所有者の承諾を特に得たることなし (川崎市、臺中州)

一、給水裝置の位置は工事請求者の指定に依ることによる關係上其指定位置中に取付くるを例とし第三者に於て異議あるも本市は其責に任せざることをし居れり隨て本件に關し紛争ありたる場合は當事者の協議により解決せしむ (東京市)

一、量水器は給水工事施行と同時に量水器室の設置をなし置き給水開始の際は單に量水器のみの設置にて従來物議を起せしことなし (關東廳)

一、給水工事には地主、家主の承諾を要す承諾なきときは受理せず量水器取付に付ては保管證書を徴す (西宮市)

不可抗力により生したる給水裝置の破損に對する修繕工費を水道經營者の負擔とする所あれば負擔とすべき工費支辨事情承りたし (仁川府)

(七)

不可抗力により生したる給水裝置の破損に對する修繕工費を水道經營者の負擔とする所あれば負擔とすべき工費支辨事情承りたし (仁川府)



答

- 一、公道に属する部分にして其原因が給水装置所有者の責に歸すべからざる破損の修理は市の負擔とせり (大阪市)
- 一、全部市の負擔とす (松江市)
- 一、市費負擔 (長岡市)
- 一、給水装置新設後二ヶ月以内に於て不可抗力に起因する破損は經營者の負擔とするの外なし (甲府市)
- 一、天災事變の外給水装置者より徴收す (別府市)
- 一、給水装置工事完成後六ヶ月以内に於て自然破損又は不可抗力に依る給水装置の修繕費は經營者の負擔とし給水工事費より支辨しつゝあり (尾道市)
- 一、先方の負擔に属するも小額の工費 (給水栓用のケレツプ同革ワツシヤ類の如きもの) は市の負擔とす (福井市)
- 一、適當なる實例なきも販屬の區別に依り工費を負擔す (宇都宮市)
- 一、自然破損に對する修繕費の支辨は概ね其件數及一件當工費を豫想し豫算に計上し之に依り支出せり工費の測定に關する方法は第五項に同じ (福岡市)
- 一、少額のものゝ外は徴收す (徳島市)
- 一、本間に對する修繕工費は水道部の負擔とせるが其工費は歲出臨時部の水道費中布設費に修繕の種目を計上し支辨せり (川崎市)
- 一、從來は總て給水装置所有者の負擔としたるも公道内敷設の給水管に限り破損を生せしめたる原因行爲者の判明せる場合の外市費負擔とする方針にて目下考慮中なり (東京市)
- 一、工事施行後六ヶ月以内なれば町負擔とし他は需要者負擔 (高砂町)
- 一、不可抗力により生じたる破損は全部市負擔とす破損は多く冬季中鉛管及水栓類の破損にして大部分量水器を通過したる先の場所なり之を使用者負擔とせば修繕の請求を怠る傾きありて

100

(八) 答

- 一、再發 (秋田市、和歌山市、小倉市、仙臺市、川崎市、佐賀市、福井市、上田市、大邱府、江戸川上水町村組合、東京市、堺市、長野市、京都市)
- 一、本市に於ては送達條例に依り其要旨を公告すべきものなるが實際の取扱は料金納付に關する連帶責任者たる装置所有者に代納方を告知し納金せしむ (岡山市)
- 一、納入告知書の不送達は全然行衛不明の場合に限るを以て此の場合は其の旨を記載して臺帳を削除す (長崎市)
- 一、其の事情を詳査し更に令書を發行し新に期限を設くることある可し行衛不明のものに對しては公示送達に依る (熊本市)
- 一、揭示場に不送達の事由を公告す (松江市)
- 一、告知書送達不能は概ね所在不明の場合にして此の場合には市に於て使用廢止の手續を代行し豫納金を使用料に充當し精算をなす (門司市)
- 一、國稅徵收法第四條の八に依り公告す (上諏訪町、小樽市、京城府、關東廳、丸龜市、倉敷市、釜山府)
- 一、行先不明にして納入告知書送達不能の場合は缺損とす (水戸市)
- 一、告知書の送達不能のものは滞納係に回付し極力發見送達の方法に出で其不能のものは便宜處分せり (宇都宮市)
- 一、市の告示所及新聞に公告し給水料豫納金を以て充當し尙不足を生ずる場合は缺損とす (宇

無益に淨水を放流することゝなる (量水器の指示する水量は前月に比し大となるも條例により其月の使用量は前三ヶ月平均となるを以て使用者に於て大なる苦痛を感せず) 依て市負擔とし直に修繕をなし無益の放流を防ぐにあり (郡山市)

101



## 和島市)

- 一、當府に於ては給水使用料納入告知書は郵送に依らず巡視をして監視區域内の町里組合町に配布し組合長は此を受持の町里内に配布すれども住所不明のものは取纏め府に返付す府は更に巡視を以て不明の者に對し調査の上送達せむ (平壤府)
- 一、毎月徴收なるが故若し不送達になりたる場合は使用者より自發的に申出あり (佐世保市)
- 一、本市は外勤吏員に於て直接配布するが故に不送達と爲ることなし紛失したる場合は届出に依り再發印を附したる告知書を再發す (福岡市)
- 一、市町村制施行令第五十二條に由り公告を爲す (徳島市、宇部市、西宮市、尾道市、釧路市、大牟田市、大阪市、神戸市、臺北州、松本市、群山市、豊原町、鹿兒島市、鎮南浦府、鳥取市、高崎市)
- 一、本市は水道巡視をして配達せしむる爲め不送達の如きことなし若し不送達或は紛失の場合更に巡視をして調査せしめ更に告知書を送達せしむ (横須賀市)
- 一、給水使用料の徴收は市制町村制施行規則第三十八條により納額告知書に依らざるべからざるを以て不送達になりたる場合は再發行するの外なし然らざれば督促處分滞納處分を爲すことを得ず
- 一、但國稅徵收法第四條の八に該當するものは此の限に在らず (八王子市)
- 一、實際の取扱は納付義務者以外に給水關係者ある場合は右に送達し受領を拒否したる場合は市町村施行令第五十二條に依り處理す (澁谷町)
- 一、要旨を市の揭示場に於て公告し公告の初日より七日を経過したるときは送達ありたるものと看做し處理す (廣島市、甲府市)
- 一、納入居所不明にして不送達の場合は缺損處理の外なかるべし但し本市は極力其の居所の判明

に努め次年度に於て判明の場合は過年度收入とし其他後任者に於て義務繼承を爲さざるときは已むを得ず前段缺損處理とす但し其數比較的少し (名古屋市)

- 一、市條例の規定に依り公告し公告の初日より七日間を経過したるときは送達ありたるものとして處理す (福島市)
- 一、未納料金の缺損處分を行ふ (南滿洲鐵道株式會社)
- 一、不送達となりたるものは郵便局より配達不能の事由を記入し返戻せらるゝを以て之れ等は公示送達の形式を以て送達す萬一郵便局に於て轉居先不明の理由を以て返戻せらるゝものゝ内其轉居先は分明となりたるものは再送す (室蘭市)
- 一、上水統計表第十一量水器異狀並に修繕に關する統計中異狀別及使用期間欄に掲記すべき統計は量水器の名稱式別に不拘掲記すへきものなるや承りたし (仁川府)
- 一、名稱式別に拘はらず掲記す (神戸市、長崎市、別府市、佐賀市、松江市、小倉市、門司市、仙臺市、宇部市、平町、尾道市、佐世保市、群山市、福岡市、川崎市、關東廳、鳥取市、臺南州、福山市、廣島市、上田市、郡山市、堺市、京都市)
- 一、實際の取扱に屬するを以て上水協議會理事より回答するを相當とす (大阪市)
- 一、各別に掲記するときは統計上より以上有意義ならんも斯くては繁雜且困難なるべし (福井市)
- 一、當府に於ても量水器異狀並に修繕に關する統計中異狀別及使用期間欄に掲記すべき統計は量水器の名稱式別により掲記するを至當と認む (平壤府)
- 一、名稱式別に掲記し居れり量水器の耐久力比較上參考となればなり (臺北州)
- 一、量水器の名稱式別に依り區分掲記することを希望す (熊本市)
- 一、從來の統計表より觀て量水器の名稱式別に不拘掲記すへきものゝ如し若し之を分類せは却て



一、名稱式別に不拘掲記すべきものなり名稱別、製造者別、口徑別、製作年代別等に細別すれば理想的ならむも各種統計を如斯細別するときは一巻に輯録し能はざるを以て己むを得ざるべし (東京市)

一、名稱式別にせざるも本件は式別に記載するは一般に参考として好資料となるべく思料す (室蘭市)

(100) 水道布設に際し線路の經過地として道路、堤、河川、運河用悪水路等に遭遇したる場合に於て之等工作物の管理者たる府縣市町村長等の許可を要すべき義なるも市町村經營の水道にありては水道布設認可と共に之等の諸許可を受けたるものと見做すことに法令を以て認められんことを其筋へ陳情すること

理由

本件の如き手續を爲すことには相當の時日を要するも水道布設の事業は或る短期間の繼續事業として施行する關係上竣功期限にも影響し延て諸物價の動搖を見て事業完成上に困難の場合もなしとせるを之等は軌道法に於て認むる趣旨を水道條例にも認めしめんとするにあり (豊橋市)

答

一、賛成 (秋田市、大津市、長崎市、松江市、別府市、宇部市、尾道市、福井市、宇和島市、谷村町、飯塚町、金澤市、熊本市、名古屋市、鳥取市、高雄州、丸龜市、佐賀市、五所川原町、堺市、平町、群山市、水戸市、徳島市、臺南州、臺中州、宇都宮市、福岡市、福山市、川崎市、小樽市、上田市、郡山市、奈良市、大邱府、倉敷市、高砂町、目黒町、新潟市、鹿兒島市、山形市、西宮市、室蘭市)

一、工事施行上反て不便ならずや (和歌山市)

一、第三一問回答の通り (小倉市)

一、細管の布設にても地方長官の許可を要し將來に向つても又緩和の見込なき今日に於て道路法河川法等種々法令に關係を有する本問題の實現は困難ならん (軌道法に於ては道路に敷設するを原則とし目的に於ても一般交通の便を圖るにあるを以て之を特に認許したるものならん (門司市))

一、本問題に關聯或は類似して(三一、六九、七〇、八一、八三、一一五)あり從來本協議會に於て水道條例其他の改正或は委任權擴張等に關し改正又は建議案を審議し其の筋へ申請したること一再に止まらざるも未だ其主旨目的を達成したることを聞かず畢竟法律を以て制定せられたる水道條例の如き時期を異にし一二の事項を指摘して改正を求むるは其筋の取扱處理上の都合議會の關係もあり實現せらるゝの難きを諒せらるゝを以て(一一五)の問題を主眼とし現代の實情に適應する根本的改正を企圖することは同感なり (仙臺市)

一、幾分不便あるも相當管理者の許可を要するは穩當なり (甲府市)

一、(二二)に記載あり (佐世保市)

一、此の如き法令は之を要求すとも其實行は不可能ならん (前橋市)

一、主旨に賛成 (澁谷町)

一、會議場に於て研究協議致し度 (廣島市)

一、反對

理由

道路堤塘其他の建築物を占用せむとする場合は其管理者の承認を要するを原則とす然るに軌道法に於て軌道敷設に付主務大臣の特許を受けたるものは道路其他の占用に付管理者の許可を受けたるものと看做したるは軌道敷設は其地元の利害に對し甚大なる關係を有し隨て軌道敷設の場合は諸種の猛烈なる運動起り爲に既定計畫を遂行し得ること多かるべきを豫想し



て設けたる例外規定なるべし水道線路は主として地下を占用するものにして且其沿道の各地元に大なる利害關係なく従て工作物に遭遇したる場合に於ても其管理者が管理上特に支障ありと認むる場合の外は短時間其承認を得ること困難にあらざるべし

- 一、至極賛成のことなり會議に於て實行委員(市)を挙げられんことを望む (八王子市)
- 一、主意としては賛成なるも實行不可能ならん

理由 軌道法にありては特別の事由ある場合を除く外之れを道路に布設すべしとあり故に地方長官は軌道特許申請書を受付たるときは關係道路管理者の意見を徴し之れを申達するものなるも水道敷設に當つては地下埋設物多きが爲軌道に於けるが如く簡單に之れが意見を徴する事困難なるべし (沼田町)

(一一) 答

- 一、其都度各工作物管理者の許可を得て然る後着手するを穩當と認む (京都市)
- 一、各都市使用耐寒給水栓の成績を承りたし (宇都宮市)
- 一、和田式、佐野式、H式等専用栓に試用せしめ成績面白からず當時市に於て考案したる秋田式を用ひ居れり共用栓は函函を使用し相當の効績を收めつゝあり (秋田市)
- 一、三各式耐寒給水栓を使用するも成績良好ならず其他に就ては試験中なり (松本市)
- 一、當市に於ては特種の耐寒給水栓を共用栓に敷設せり成績は普通にして現在の處別に缺點を認めず (仙臺市)
- 一、本市は佐野式、和田式、仲田式を併用せり最近仲田式に改造しつゝあり何れも多少の優劣なきを保せず (甲府市)

- 一、仲田式と和田式とを採用せり一長一短あれど和田式の方成績可良なれども凍結することあり (上諏訪町)
- 一、給水栓フロスト、バルブ不具合の爲め漏水することあり其他の異狀比較的尠なし (仁川府)

- 一、本市は主に福山式耐寒給水栓柱を使用し居り其成績良好なり (福井市)
- 一、現在は和田式耐寒給水栓を使用しつゝあり其の成績良好なり (豊原町)
- 一、當府に於ても此れが成績を得し爲め第四五間に提出したる次第なり (平壤府)
- 一、是迄の經驗に依り佐野式を良しとす (鎮南浦府)

- 一、本市水道部に於ては公共栓に限り主として當部考案の耐寒給水栓を使用しつゝあるが比較的成績良好の如く思惟せらる (川崎市)
- 一、現今使用のものは和田式にして主として屋外のものに使用し耐寒の目的は達し居れるも修繕稍や困難なり (關東廳)

- 一、京城に使用する給水栓は防凍に對しては良好なるも排水口を改良するの要あり目下研究中 (排水口は結氷期前開栓春季閉栓するの手續と開栓中は上部給水栓より汲水中は斷えず排水口よりも地下に放流せらるゝの不都合あり) (京城府)
- 一、共用栓に於ては和田式、専用栓に於ては佐野式を良好と認む (小樽市)

- 一、本市は重に和田式を採用し耐寒用として私設共用栓其他に設備す成績良好なり (上田市)
- 一、關東式、和田式、本橋式の三種使用成績良好 (郡山市)
- 一、當市に於ては小田倉式、和田式、西出式等を使用し居るも水壓の關係上押ゴム輪ゴムの破損程度多く冬期間は殊に注意しあるも未だ良成績を得ず (山形市)

- 一、當府は佐野式耐寒給水栓を使用しつゝあるが成績一般に良し (元山府)



一、本市は和田式、佐野式耐寒栓を使用す而して何れも零度以下〇・一四度に降るときは氷結す本市の如き寒地は耐寒式にあらざれば冬期使用に不堪故に専ら兩栓の外使用せず（室蘭市）

(一三) 最近放任給水より計量制に改めたる都市直後の衛生状態を承りたし（宇都宮市）

一、大なる變化を認めず（門司市、仁川府、郡山市、堺市、元山府、京都市、京城府、松本市、名古屋市、小倉市）

一、計量制に改めたる後漸次給水料金の公平なることを自覺し給水使用者増加し従て衛生状態亦良好の様様（鎮南浦府）

(一三) 放任給水より計量制に改めたる都市にして其後に於ける給水料金の納入成績承りたし（宇都宮市）

答 一、成績何等異なりたることなし（神戸市、大阪市、小倉市、門司市、松本市、仁川府、名古屋市、郡山市、堺市、元山府、臺北州）

一、京城に在りては計量制以前は給水料は給水使用者より徴收せるも該制施行と同時に之を給水用具所有者より徴收することとし公共給水は販賣人又は總代人に於て納入することとなり成績良好收入歩合大正十一年度九分五厘七毛同十二年度九分六厘三毛なりしが同制實施後大正十四年度九分八厘四毛同十五年度九分九厘一毛となれり（京城府）

一、計量制に改めたる後給水料金の納期を毎月とせし爲納入成績前に比し良好なり（鎮南浦府）

一、良 好（鹿児島市）

一、給水料金納入成績に著しき影響を認めず（京都市、秋田市）

(一四) 共用栓總代人は給水料金を免除するの外獎勵的方法の設ける都市あらは其實況承りたし（宇都宮市）

答

一、料金を免除せず公設共用栓總代人に對しては毎年一回慰勞會を開催し其際十年又は二十年勤績者に對し其功勞を表彰す（岡山市）

一、給水料を免除せず納期後二日以内に使用料を取纏め納入したる時は一戸に付金二錢の手數料を給す（松本市）

一、當市は給水料金は免除せず一ヶ月一戸に對し二錢づゝの手數料を交付し居れり別に實況として述べべきことなし（仙臺市）

一、給水料は免除せず總代人手當として手當金を支給す其方法は給水料取纏め金額と其取纏め成績に依り算出し支給す（甲府市）

一、給水料金は免除せず年一回總代會を開催し晝餐を饗し料金納入の成績優良者に對し賞品及賞狀を授與す（別府市）

一、給水料金を免除せず給水料徴收額の百分の六を交付す（宇部市）

一、公設共用栓管理者の給水料金は免除せず毎年一回管理者協議會を開催し物品を贈呈し獎勵と慰安の道を講じつゝあり（尾道市）

一、當町に於ては共用栓總代人よりは一般と同様給水料金を徴收しつゝあり然れども該總代人には給水料期限内納入者一戸に付一期間拾五錢の手當を給しつゝあり其他獎勵方法に關しては目下研究中なり本件中一期とは二ヶ月を指したるものなり（豊原町）

一、給水料金を免除するの外尙新加入者勸誘に付勸誘料を支給し獎勵に努めたる結果其成績良好（鎮南浦府）

一、料金免除又は獎勵の方法を講じたること無く年一回總代會を開催し相當の記念品を交付す（熊本市）

一、本町公設共用栓總代人に對し年度末に於て年度内取扱高に對する約一割の手當金を支給す但



給水料金は免除せず (谷村町)

- 一、共用栓總代人は使用者の内より管理者として撰出せしめ共用栓使用者一人宛に金二錢五厘の割を以て一ヶ年一回支給しつゝあり但し使用水量は免除せず (横須賀市)
  - 一、本市に於ては給水料を免除せず組合に對し獎勵金を交付す (福島市)
  - 一、本市は共用栓總代と雖も給水料は免除せず獎勵金を給與す 一、毎月給水料を取纏め納期内完納したる總代には一戸に付二錢の手當を給すること(條例第九十五條參照) 二、市長の指定したる共用栓總代には其共用栓組合の戸數に應じ一戸一ヶ月壹錢の手當を支給す(大正十四年二月二十七日市會議決) 要するに第一項は期限内に完納の場合支給するものにして第二項は年手當の意味に於て支給す (上田市)
  - 一、本町總代人に對し給水料免除せず但年一回事務打合會を開催し終了後折詰瓶酒其他餘興をなし慰安せり (倉敷市)
  - 一、當市は給水料免除せず給水使用者一戸に對し毎月二錢宛の報酬を給す (長野市)
  - 一、公設共用栓總代人に對しては集金額の割五分以内の手數料を給す (京都市)
  - 一、本件に對しては本市水道部に於ては給水料金を免除せず唯だ獎勵方法として一戸當り五錢以内にて其組合より報酬を受くることを得る規程を置きたり (川崎市)
- (一五) 給水申込に對し工費計算の場合、材料勞力費に就き市は何程の利益を加算せられつゝありや承りたし (堺市)
- 答 一、百分の六を加算し居れり (秋田市)
- 一、材料は検査費として購買價格に其五分乃至一割迄を加算し勞力は當該年度の豫算單價に依る (岡山市)
  - 一、材料費は大體購入價格に約一割を加算するも時價の變動に應じて更訂す工費は豫算の定むる所に依る (神戸市)

- 一、材料費の割を加算す (和歌山市、廣島市、長崎市、佐賀市、門司市、甲府市、熊本市、別府市、鳥取市、仁川府、平町、宇都宮市、佐世保市、徳島市、名古屋市、關東廳、沼田町、大邱府、釜山府、郡山市、奈良市、新潟市、室蘭市)
- 一、勞力費は一定の歩掛標準に依り算定す本標準は幾分の利益を加算しあるものとす (臺北州)
- 一、經營者に於て實害を蒙らざる限度に於て加算することを妥當とし原價の五分を加算しつゝあり (鎮南浦府)
- 一、材料購入實費に之れが検査實費を見込加算せり (小倉市)
- 一、材料費原價總額の割を検査費運搬費等の費用に充つる爲め雜費として徴收す (松本市)
- 一、給水工費計算の方針は材料に於ては購入原價若くは在庫平均單價に割(試験手數料として)を加へたるもの又勞力に對する工率は實蹟に鑑み考査し標準工率を作製し其他實際の難易に依り加減するものとす (仙臺市)
- 一、材料は検査費の意味を以て原價に百分の五を加算し勞力は實費とす (釧路市)
- 一、百分の三 (五所川原町)
- 一、材料購入單價へ一割を加へ徴收す外に總工費の三分を雜費として徴收 (上諏訪町)
- 一、材料には百分の五乃至百分の八の利益を加算し勞力には利益を加算せず (高田市)
- 一、材料に於て約一割を加算し工費に於ては別に定むる標準に據り計上しつゝあり (尾道市)
- 一、材料検査に要する諸費及缺損補填其他雜費として品種に依り五分以下を加算す (福井市)
- 一、材料には八分乃至一割の金利及試験實費を加へ勞力は實費徴收なし居れり (豊原町)
- 一、在庫品の破損紛失を見積り其の損耗率を加算するに止む (水戸市)
- 一、工費總額の割但使用條例に於て定むる處に據る (米子市)



- (一六)
- 一、材料は取扱中破損等の缺損を補ふ爲め購入單價に  $\frac{5}{100}$  を加算し徴收し居れり別に利益として徳收せず (宇和島市)
  - 一、材料に對して運賃検査に關する雜費等に宛つる爲購入價格に對し一割を加算し供給しつゝあり勞力に對しては職工人夫共一定の歩掛に依り徴收しつゝあり但實際工事難易により幾分の斟酌をなす場合あり (谷村町)
  - 一、給水申込に對し工費計算の場合材料は原價の一割勞力費は平均日額の一割を加算して徴收せり (平壤府、若松市)
  - 一、材料には運搬費並に材料検査料として原價に其の百分の五を加へたるものを標準單價として毎年四月十月の二回に改定し勞力は實費を徴收す (飯塚町)
  - 一、以前は和常加算をなしたるも現在は原價通とす (福岡市)
  - 一、本市は材料費勞力費合計金額に對し百分の五を加算し徴收す (横須賀市)
  - 一、五%の利益を加算しつゝあり (川崎市、元山府)
  - 一、勞力は工事の程度により一定の率によつて加算す (臺南州)
  - 一、勞力費は一般時價に依り査定す (高雄州)
  - 一、一割三分を加算す (小樽市)
  - 一、一、勞力費毎年度豫算に計上したる平均單價により徴收す 2、材料毎年度始めに於て前年度中購入單價を平均し單價を定め其の五分以上一割以内にて定額を定め徴收す (上田市)
  - 一、材料の種類により相違あるも概ね一割乃至二割を加算す (長野市)
  - 一、材料試験費として原價に對し百分の一を加算せり (山形市)
  - 一、給水工事費の計算は材料は原價の一割増とし勞力費は二割増として計算す (京都市)
  - 一、會社と電力供給せるものにして線路故障等に依り送電不能の場合其他に處する方法として更に

答

- 他會社と契約せられし處あらば其一「キロワット」時の料金區分承りたし (堺市)
- 一、甲乙二會社より供給を受け甲は送水に乙は取水に使用するも甲乙何れか送電不能の場合は送水取水共一會社の分を使用す (岡山市)
  - 一、料金は同一單價にして夫々電量計に依り計算す (飯塚町)
  - 一、本間の場合に處すべく二會社より供給契約をなし普通隔日に兩會社の電力を使用せり其一「キロワット」時の料金一區分左の如し
    - 甲會社一ヶ月間の使用電量一「キロワット」時に付四〇、〇〇〇「キロワット」時迄「責任使用」金貳錢九厘同上超過分に對し金貳錢五厘但し四〇、〇〇〇「キロワット」時迄は全く使用せざるとき若くは其電量に達せざるときと雖も責任料金の支拂を爲せり
    - 乙會社四〇、〇〇〇「キロワット」時迄金貳錢九厘同上超過分に對し金貳錢五厘但し甲會社契約の如き責任使用料金を支拂ふことなし (川崎市)
  - 一、本市水道は本市電氣局經營の電力の供給を受け他會社より供給を受けず但し電氣局に於ては東京電燈株式會社及東京電力株式會社並鬼怒川電力株式會社より電力の供給を受け居るを以て一系統に送電不能の故障あるも直に他の系統に切り替を爲すことを得水道局との間に於ける契約料金は左の通とす
    - 一、最大使用電力 常用 二、〇〇〇キロワット  
豫備 四〇〇キロワット
    - 一、責任最低料金の基準使用電力量最大使用電力一「キロワット」に付一ヶ月一三〇「キロワット」時とす
    - 一、電力使用料 一「キロワット」時に付三錢一厘とす (東京市)
- (一七) 水道設備の損傷其他止むを得ざるため全市の給水を停止するに當り告知書又は公告を以て豫告



答

- 一、全市の給水停止したる事例なきも一部停止の場合は關係町務係及衛生組長に通知して告知方を依頼し尙電話所有者へ電話を以て通知す (長崎市)
- 一、突發的停水の場合は到底迅速に周知せしむるは困難なり臨機の處置として多量の水を使用する會社工場等には電話にて告知し一般には各町總代に通告し總代より夫々通達するの外なからんか本市は以上の方法に據れり (小倉市)
- 一、急を要する場合は區長へ通告し區長より使用者へ通知の方法を採れり (松本市)
- 一、夏季給水不足に付時間斷水の止むなき場合使用水量の模様依り豫め告示を以て斷水期間及斷水時間等を告知し停水時の三時間前に於て午砲所に於て號砲二發を連發し一般に周知す (甲府市)

(甲府市)

- 一、突發的事故のため給水の停止を告知又は公告し能はざるときは即委員其他に電話通知の上一般に周知せしむることに取扱ひ居れり (臺北州)
- 一、本間は考慮研究中なるも此の場合目下の取扱としては其の方面へ電話口頭を以て告知するに止まれり (川崎市)
- 一、實例としては給水の停止と同時に吏員を需用家各戸に派して口頭に依るか又は告知書を配布せしめて周知せしむ他面ラヂオ放送等に依つて徹底せしむ (名古屋市)
- 一、斷水區域廣汎なる場合は斷水に關する原因斷水時間復舊見込時間等の要領を即時印刷し交番電柱、湯屋、理髮店其他公衆の賭易き所に掲ぐる外衛生組合、町會、青年團、在郷軍人會等に告知方を依頼するを例とするもラヂオの利用其他に就き研究中 (東京市)
- 一、電話を以て町委員其他に通知し能ふ限り迅速に周知せしむ (高雄州)
- 一、火急にして時間切迫したる應急策としては適宜自動車數臺をして「水道斷水」の文字を表示

したる旗幟を車體に貼り係員をして各町毎に大聲叱呼せしめ尙市内の要所に掲示するを例とせり (熊本市)

- 一、當府には未だ該當事項に遭遇したることなければども若し斯かる事故發生したる場合は揭示板に必要事項明記の上各要所に建つる見込 (平壤府)
- 一、嘗つて鐵骨設備(配水全管)の際急速に全市に對し斷水を豫告する爲自動車を使用したることあり一部分の斷水に就ては豫め斷水通知書を印刷し置き斷水前其區間に對し可成的急速に各戸に之を配付せり (福岡市)
- 一、京城に於ては直ちに町洞總代を始め各交番所及町の四辻等に公告を爲し一方電話を以て諸官公署學校銀行會社等重なるものに通知することとせり (京城府)
- 一、未だ實例なし従つて一般へ周知方法研究したることなきも本市にありては暗渠式舊水道の斷水の際東西屋を雇ひ入れたることあり一般への徹底方に付ては最も効果ありと思ふ

(福山市)

- 一、電話、水道巡視及水道係員全部を以て通知す (大邱府)
- 一、全市給水停止の例なきも此場合に在りては自動車を以て全市に宣傳印刷物撒布又は要所に揭示町總代に通告等の方法を採る見込なり (釜山府)
- 一、本市は公設共用栓設置多數ある關係上斯かる場合は各給水栓に其事故の生じたる爲め給水停止することの記入せし紙箋を貼付す (室蘭市)

(一八)

共用栓の使用料は其管理者(又は代表者)に於て取纏め納付せしめらるゝや又は各使用者毎に納付しつゝありや各市の状況並其便否に付承りたし (尾道市)

答 一、使用者各戸毎に納付せしめつゝあり (秋田市、釧路市、水戸市、小樽市、大邱府、鹿兒島市、京都市)



- 一、管理者をして取纏め納付せしめつゝあるも目下の所別に不便を感せず (丸龜市、松本市、川崎市、上諏訪町、神戸市、長野市、元山府)
- 一、一栓毎に組合を設けて總代人を選定し總代人は組合内の料金を取纏め之を納付し其他共用栓使用上に關する事務を處辨するの責に任す (岡山市)
- 一、總代人に於て取纏め納付せしむ (和歌山市、別府市、松江市、臺北州、小倉市、長岡市、仙臺市、甲府市、大牟田市、門司市、宇部市、佐世保市、福岡市、沼田町、高雄州、江戸川上水町村組合、倉敷町、福岡縣若松市、目黒町、關東廳、奈良市、新潟市、堺市、玉川水道株式會社、南滿洲鐵道株式會社、高崎市、臺南州、臺中州)
- 一、共用栓の使用料は各使用者毎に納付せしめつゝあるも右は共同組合等を組織せしめ總代人をして取纏め納付せしむるを便なりと認め考究中に屬す (長崎市)
- 一、給水装置所有者より徴收せり隨つて何等不便を感したることなし (大阪市)
- 一、共用栓の使用料は公設私設の別なく組合總代に對し全部の金額を告知し總代は之に依りて徴收納付せり (佐賀市)
- 一、手數に於て多少煩雜に渉るも代表者納付制に依る弊害を防止し徴收の確實を期する爲各使用者より納付せしめつゝあり (鎮南浦府)
- 一、水栓一本に一組合を設け水栓總代人を選定し納入告知書一枚に各使用者の内譯を記載して發行し水栓總代人に於て取纏め納付せしむ納入別、脱退其他移動更訂の煩あるも大體に於て各個人制に發行するより便利なりと認む (熊本市)
- 一、使用者毎に納付しつゝあるも滞納者多し豫算の關係あるも徴收員を置き取立つる方手數を要せず (五所川原町)
- 一、組合總代人をして取纏め納付せしむるは整理上便利なるも總代人に對する組合員が感情上の

行違ひを生ずる等の不便も伴ふ (高田市)

- 一、管理者をして取纏め納付せしむることになしあるも公設共用栓にありては各使用者より納付し得る様なしあり之等は徴收事務處理上多少便宜あるも其結果に付ては一考を要すと認む

(仁川府)

- 一、共用栓中公設共用栓 (町經營施設のもの) を除き私設共用栓 (使用者共同して施設するもの) の使用料は其代表者に於て料金を取纏め納付する條例なるも納入成績不良のもの多し公設共用栓使用料は各使用者毎に納付するの取扱なるも之れ又納入不成績なり而して共用栓使用者には轉居者比較的多く或は他に轉出するもの等頻出し處理困難なるものあり依て水道巡視員をして常に督促せしめつゝあり (平町)
- 一、組合總代人に於て取纏め納付す若し不在等にて納付不能の場合は各使用者に於て納付す (福井市)
- 一、私設共用にて大體に於て管理者又は代表者をして納付せしめつゝあり但し特別の事情ありと認むるものに限り給水使用者をして直接納付せしむ徴收成績佳良なり公設共用は各人より納付せしめつゝあり徴收上困難あるも良策なし (群山府)
- 一、當町に於ては公設共用栓及私設共用栓共各一栓毎に總代人を設けあるを以て該總代人は當該栓内使用者より徴收し取纏めの上納期内に納付しつゝあり納付後は使用者毎に納付しつゝあり (豊原町)
- 一、各使用者毎に納付せしむ其狀況に於て一般専用納入者と變りし點なきも全共同人員中一名未納者ありし際督促不便を感し居れり (米子市)
- 一、各使用者に告知書を發行し總代人之を取纏め納付することゝせり非常に便利とす (宇都宮市)



- 一、總代人に於て取纏め納付せしむ納額告知書を總代人一人に配付の便あり (宇和島市)
- 一、總代人に於て取纏め納付しつゝあり但滞納者ある場合は同時に其氏名金額を報告せしむ其金額だけ納入告知書より減額納入せしむ (谷村町)
- 一、當府に於ては共用栓の使用料は其管理者 (又は代表者) に於て取纏め納付せしむ若し使用者毎に納付せしむるとせは使用者は常に轉居願繁なるを以て不便多し (平壤府)
- 一、共用栓の使用料は總代人に於て取纏め納入せしめつゝあり尙納稅組合 (日積金組合) は其組長に於て納入せり (飯塚町)
- 一、私設共用栓は所有者より公設共用栓は給水請求者より徴收しつゝあり (澁谷町)
- 一、各使用者に納付せしめつゝあり管理者 (又は代表者) に於て取纏め配付せしむることゝせは大便利なるべきを認め早晚實施の見込なり (廣島市)
- 一、本市は給水装置所有者又は其代理人に於て取纏めの上納付せしむ之を使用各戸毎に徴收するとせは極めて繁雜にして不便多かるへし (名古屋市)
- 一、給水装置の所有者又は請求者たる地主若くは家主より取纏め徴收す (東京市)
- 一、代表者名義を以て納付せしむ (西宮市)
- 一、公設共用栓は管理者に取纏めしめ私設は使用者毎に納付せしむ (徳島市)
- 一、本市は共用栓管理者に宛て使用料納入告知書を送達せしめ管理者は使用者より取纏め納付せしめつゝあり (横須賀市)
- 一、管理人 (總代人) に於て取纏め納入す若し一部未済者あるときは各戸に督促を爲す (京城府)
- 一、條例中に總代人に於て取纏め納付せしむるの規定あるも使用者毎に納付しつゝあるものあるが如し之か便否に付ては直に斷定し難く本市にありても目下研究中なり (福山市)
- 一、各使用者をして納入せしむる見込代表者をして取纏め納入せしむるものとすれば相當報酬を

與へざるへからず又横領せられたる場合市又は使用者の損害となることあればなり但使用者に於て代表者を定むるは勝手なり (八王子市)

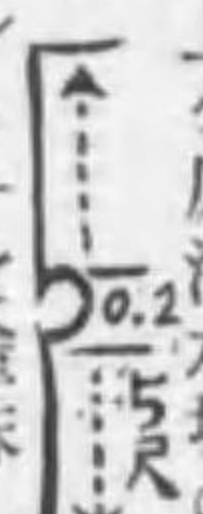
- 一、組合長に於て取纏め納付せしむ (福島市)
  - 一、市長の定めたる共用栓總代に於て取纏め納付せしむ (上田市)
  - 一、私設共同栓の使用料は家主又は總代人をして納付せしめ公設共用栓の使用料は使用者毎に納付せしむる取扱なり家主又は總代人を納付義務者として徴收するときは使用者毎に徴收するに比し事務を簡捷にし且納入成績良好なるの便を認む (釜山府)
  - 一、管理者又は代表者の設けなく各使用者毎に納付せしめつゝあり然し納入成績其他に幾分遺憾の點あるを以て目下考究中に屬す (郡山市)
  - 一、一栓毎に組合長を設け組合長は組合員の使用料を取纏め納付すへき規定なるも使用者より納付の場合も拒まざることをなしつゝあり組合長に於て取纏め納付するは便利なり (山形市)
  - 一、私設共用栓は所有者より公設共用栓は各使用者毎に納付せしめ居るも管理者又は代表者に於て取纏め納付せしむる方取扱上便利なり (鳥取市)
  - 一、本市は給水普及の爲め公設共用栓を市負擔にて適當の箇所に設け各自へ之より給水す隨て使用料も各自に納付す故に手數料は非常に繁雜にして且つ缺損も多し依て後日全部計量制度とし總代人を置き料金を取纏め納付せしむることに改めんと考究中しつゝあり (室蘭市)
- (一九) 市街地建築物法施行地に於ける建築線と道路境界線との間に屬する水管經費負擔者は何れにせられつゝありや實況を承りたし (尾道市)
- 答 一、請求者の負擔 (岡山市、長崎市、小倉市、別府市、臺南州、水戸市、澁谷町、廣島市、佐世保市、小樽市、目黒町)
- 一、配水管の分岐より工費は申込者の負擔たるも公道面所在の止水栓より以内を申込者の所有と



- す (神戸市)
- 一、給水装置者の負擔とせり (和歌山市、高雄州)
  - 一、配水本管より五間(國縣市道に限る)市に於て負擔し其他は設備請求者の負擔とす (門司市)
  - 一、道路境界線附近に止水栓を設け止水線迄を市負擔とす (松本市)
  - 一、請求者に負擔せしめ居れり今日迄別に之か爲め請求者との問題は起らざるも地主か其土地を使用し居る限りは差支なしと思料す (仙臺市)
  - 一、配水管の布設しある道路は其側端迄を市負擔とす (甲府市)
  - 一、配水管に依り分岐する點より全部申請者の負擔とす (上諏訪町、大阪市、京城府、臺北州)
  - 一、公道に屬する分は市の負擔とし其他は請求者の負擔とす (宇都宮市)
  - 一、當府に於ては給水工事は全部請求者の負擔にて接合管より給水栓に至る間の材料は請求者の所有に屬するを以て位置變更撤去、移動の必要を生したる場合も當然其栓の所有者の負擔とせり (平壤府)
  - 一、本支配水管より家屋内給水用具に接続する細管にして民地と公道との境界より公道の地下を横斷する部分二間以上なるときは其の超過部分に對してのみ市費を以て負擔することに規定しあるを以て當然本題は請求者の負擔とす (熊本市)
  - 一、道路境界線迄を市の負擔とするを適當と認む (名古屋市)
  - 一、工事請求者又は給水装置所有者の負擔とす (東京市)
  - 一、受給者の負擔とす (西宮市、臺中州、福岡市、新潟市)
  - 一、給水装置(本支配水管の分岐點より量水器及同室を除きたるもの)請求者の負擔とす (南滿洲鐵道株式會社)
  - 一、新設工事にして給水管の口徑二十五ミリメートル以下のものなる時は本市内道路に屬する部

(110)

答

- 分は一戸一線を限り市に於て之を負擔す (京都市)  
給水工事用鉛管の代用として亞鉛引拔鋼管を使用する場合壓力検査の水壓は鉛管の壓力検査の場合と同一にせらるゝや若し差ありとせば其標準承りたし (尾道市)
- 一、鉛管と同一とせり (丸龜市、長崎市、佐賀市、倉敷町、和歌山市、小倉市、川崎市、名古屋市、關東廳、仁川府、水戸市、米子市、宇都宮市、福岡市、徳島市、上田市、大邱府、高崎市、鎮南浦府、西宮市)
  - 一、鉛管と同一壓力を以て検査を施行せり現在は一五キログラムを標準とせり (仙臺市)
  - 一、市内配水管に於て水壓の二倍半を標準とし鉛管引拔鋼管其他栓類共同に取扱ひ居れり本市に於ては百八十封度を其限度とせり (宇和島市)
  - 一、壓力検査は同一なり (一平方時に付二五〇封度) (福山市、福井市、長野市)
  - 一、鉛管壓力検査に同し(二二五封度) (東京市)
  - 一、使用せしことなし (山形市、郡山市、門司市、熊本市)
  - 一、亞鉛引拔鋼管も鉛管も水壓は同一にして一平方時に付二百六十封度の水壓を加へ三分間以上經過するも漏水せざるもの (京都市)
  - 一、地下埋没は主として鉛管とし地上と雖も可及的鉛管を使用し特別の場合鍊鐵管使用することあり此場合は水壓は鉛管水壓試験と同一とす (室蘭市)
- (111) 濾過池の伸縮接合に「アスファルト」鉛板以外のものを用ひたる實例あらは承りたし (八王子市)
- 答 一、本市上ヶ原浄水場の沈澱池濾過池の鐵筋「コンクリート」壁及底部に銅板を使用せり其形狀寸法は  銅板厚く1/2 鐵筋「コンクリート」中央部に埋込み其接合面に「アスファルト」を塗抹し銅板を馴しよく「コンクリート」打を爲すものとす (神戸市)
- 一、二十番銅板(巾六吋)を使用せり (長崎市)



- 一、伸縮接合には銅板を使用せり (尾道市、別府市、佐世保市、京都市)
- 二、「アスファルト」鉛板の外銅板を使用したることあり (福岡市)



(徳島市)

- 一、濾過池にあらさるも今より七年前配水池の伸縮接合に厚一、五耗の鐵板をU形とし約十米の間隔に挿入せり其結果良好 (京城府)

(1111)

- 一、「ヒウムコンクリート」管を水壓管に使用したる成績に就て實例あらば承りたし (八王子市)
- 布設試みに送水せるも今年八月尿尿流送用として落差四十米延長約三千米に内徑三百メリ管をもの一ヶ所ありたり大體に於て良好なり (京城府)

(1112)

- 一、耐寒式消火栓を使用したる實例あらは其成績を承りたし (八王子市)
- 一、和田式耐寒消火栓を使用す新設當時は配水管内の小砂及砂利等のためパッキングの破損甚しく是か修理に困難せるも現在は至極良好なり (豊原町)
- 一、成績良好なり消火栓は全市に渉り毎日一廻巡視(常備消防署に於てなす)し不具合のものは水道課に通知し翌日修理す蓋の開閉等は迅速に取扱はれ居れり (京城府)
- 一、地質上の關係にも依るへきも概して成績良好し (鎮南浦府)
- 一、大正四、五年より私設消火栓に地上式耐寒消火栓を使用し最近は公設にも使用す成績可なりと信ず (東京市)
- 一、ポツプロイテル會社製のものを使用し成績良好なるも價格高價なり (關東廳)
- 一、地下用耐寒消火栓を使用しつゝあり結氷せる事なし尙近事に於て和田式耐寒地上消火栓を使用せし日淺く充分なる成績を知る事を得されとも良好の如し (小樽市)
- 一、地下式双口消火栓を使用良好の成績なり

大正十五年に於て地表小田倉式消火栓を設置したるも放水口及栓頭に雨雪停滯し爲めにカッブの凍結することあり成績良好とは云ふを得ず (上田市)

- 一、全部地下式にして創設の際關東式耐寒消火栓を取付けたるも其後は全部普通消火栓を取付けたるあり耐寒式にあらさる消火栓にして〇度以下十八度の際と雖とも何等支障なきにより其成績不明 (郡山市)
- 一、小田倉式耐寒消火栓を使用す其成績概ね良好 (山形市)
- 一、當府使用中のドレンコック付耐寒式消火栓は普通故障なきも嚴寒に於て消火栓把手使用中偶々バルブスピンドル眞鍮製品を捻切る事あり之か豫防法として把手使用の際は餘程注意す (元山府)
- 一、前年試験用に一基設置したるに成績良好と認めらるゝあり自今該栓に漸次改造の見込なり (室蘭市)

- 一、(二四) 地下式消火栓室の鐵蓋を簡易迅速に開放すべき装置あらは承りたし (八王子市)
- 一、從來鐵蓋には相當鎖鑰を施したるも冬期氷結して取扱不便の爲め目下開放的に装置しあり別に何等不都合を認めず (仙臺市)
- 一、鐵蓋の「抉穴」を貫通し置くとし成績よし (上諏訪町)
- 一、「當府の消火栓室鐵蓋長五二〇耗幅三八〇耗高二二〇耗なり」鐵蓋の上蓋は鑄鐵鍊鐵の二種にして部分に凹みを斜に設け開閉には金挺子を用ふ (平讓府)
- 一、本市に於ては左の如き装置を目下考究中なり鐵蓋に穴を穿ち其一邊に沿ひ 上面の如き鐵製引手を附くるもの詳細の横造は會議に臨んで説明をなさんとす (福岡市)
- 一、鐵蓋の一方に切口を存し消火栓及制水弁兼用開閉器頭端に穴を鑿つ此の附屬として丸鐵ハンドル(一尺五寸)を備へ其一方鑿の如く装置し此ハンドルを以て開閉す (上田市)
- 一、鐵蓋は凡て落込蓋を用ひ兩隅の穴に突端十字形の鐵棒を差込み比較的簡易に開閉し居れどもより簡易なる方法あらば便利ならん (川崎市)



一、實例なし目下使用中のものは平蓋にして兩端に合ポールのを引上げ開放す (堺市)

一、鐵蓋の中央部に鍵穴を穿ち開閉せしむ (京都市)

(二五) 給水申込勧誘に有効なる方法を承りたし (八王子市)

答

一、給水開始當時は衛生組合員を利用し引込を勧誘せしめ申込一件毎に手数料として金貳拾錢を交附したり又工事費は月賦納入の方法を講ぜり何れも幾許もなくして廢止したりしも相當効果ありたり (神戸市)

一、給水装置請負業者をして直接勧誘せしむるを比較的効あるものと認む (和歌山市)

一、外勤吏員に特別手當を支給し勧誘せしめたるに其成績見るべきものありたり (松江市)

一、給水開始當初勧誘料 (専用栓一個二十五錢乃至五十錢共用栓同五錢乃至十錢) を給し勧誘したることあるも敢て有効とも認めざりき (小倉市)

一、ポスター並に上水道申込案内を市内に配付せり (長岡市)

一、申込勧誘には種々の方策を講じたるも手数料を給したるものは顯著なる効果ありしが如し (仙臺市)

一、水道布設當時に勧誘方法として豫納金免除第二期にありては工費の半額を納付せしめ残額は月賤納入の形式を取れり目下工費の全部を豫納せしめつゝあり (甲府市)

一、給水申込期間を定め期日迄に申込せしものに對し貳ヶ月間給水料無料とせり (上諏訪町)

一、市道路に屬する材料及勞力費等を市費負擔とし設備申込者の經費を輕減する外良策なしと思料す (別府市)

一、井水検査を施行し保險衛生方面より勧誘したるに相當良好なる結果を得たり (宇部市)

一、給水開始當時に於ては一般に水道の概念を知得せしむる爲水道使用案内等の印刷せしものを各戸に配布し區長組頭をして勧誘に努め又市内各學校主として小學兒童に講演し或は土地の新聞を利用し一方取付工事費中公道に屬する分を市の負擔とし極力工費の輕減を圖りし結果

案外好成绩を得たり近來は新聞を利用するの外巡視をして勧誘せしむ (福井市)  
一、公道に屬する水管を府に於て負擔するか或は分納又は貸與に依り申込者の負擔を輕からしむるを適當と認む (平壤府)

一、各戸給水装置を市有とし給水使用者より毎月最底の裝置使用料を徵收す

(二) 給水使用者より裝置材料のみを徵し勞力費を市の支辨とせば裝置費輕減の結果使用申込増加することと思料す

(三) 裝置費を一時納入とせるも分納制度とせば、増加せん以上の方法により勧誘せば有効なりと思料す (臺北州)

一、當府に於ては給水勧誘料の支給及工費分納等に依り之を圖り其効果頗る良好なるを得たり (鎮南浦府)

一、給水申込勧誘料を支給すること使用井水の水質検査を行ひ其不良水なる所以を徹底的に知らしむること工費の減免を爲すこと等 (福岡市)

一、勧誘をなせることなきも工費の分納料金の減免等ならん? (京城府)

一、吏員備人にして勤務時間外に於て勧誘し申込を得たるときは一工事に付金五十錢を手當として支給する方法を講し相當の好果を收めたりと雖も尙他の方法を講ずるの必要を認め目下考究中なり (福山市)

一、當市は大正十一年一月より試験給水をなし同年八月三十一日迄給水設備の請求をなしたるもの及設計書交付を受けたる日より二十日以内に工費豫算額納付したるものは給水開始後二ヶ月間其給水料を免除する旨の通知各區長を経て周知方法を取り大正十二年一月より給水開始せし處成績良好なりき (上田市)

一、巡視及警察官吏に依頼し勧誘したり (堺市)



一、私設井戸の使用禁止等の外特に有効なる方法なし (南滿洲鐵道株式會社)

一、府市衛生課に衛生組合連絡の上勸誘する可とす (京都市)

一、本市は給水普及の爲め水道布設當時公設共用栓を要所に約七十間位の間隔に設置し一方係員並に水道看守をして鍵鑑札給水章等を交付と同時に申込書等を作製して努めて給水者の便を計り申請者の市役所に出頭することなき様になせり翌年より給水者一人を勸誘したるものには何人にも一件に付金拾錢の手當を支給せり現今は斯かる必要を認めざるを以て廢止せり (室蘭市)

一、本町に於ては活動寫眞、ポスター、ビラ、新聞廣告、戸別訪問等 (澁谷町)

一、第二十三回上水協議會問題(四)回答參照し裨益するところ大にありたり御披見ありたし (川崎市)

(二六)

一、本市は現在勸誘を爲さざるも創設の當初は之を實施せり其實例を掲ぐれば勸誘專務員數名の外衛生掃除巡視の如き外勤者をして勸誘を爲さしめたり而して勸誘者には新設申込一件に付報酬として二十錢を工事竣工の分に限り給與せり但し專務勸誘員に對しては右の外當時固定給として日給二十錢乃至八十錢を支給せり (名古屋市)

一、キャンデー式濾過と砂層濾過との水質の優劣及之が設置費の差並に使用上の便否に付各地の實況承りたし (高砂町)

(二七)

一、水質の良否に依り區別の要あるべく使用上の便は「キャンデー式」ならんも効力に於ては緩速砂層に如かさるべし (大牟田市)

一、公設共用栓並に私設共用栓の使用料徴收方法各地の取扱振り承りたし (高砂町)

一、私設共用栓を全廢し公設のみとし使用料は毎月前納せしむることとせり (秋田市)

一、(二八)に全し (岡山市、神戸市、松江市、仙臺市、別府市、東京市、丸龜市、佐賀市、小倉市、南滿洲鐵道株式會社、高崎市、高田市、平町、福井市、德島市、福山市、釜山府)

一、公設私設共總代人に於て纏めて納付せしむ (和歌山市、沼田町、宇都宮市、宇部市、長岡市、飯塚町、倉敷町、目黒町、新潟市)

一、公設共用栓私設共用栓の使用料は他の専用及計量給水料に等しく各自に告知書を發付して徴收しつゝあるも私設共用栓に對しては其設立者より請書を徴して全責任を負擔せしめあるを以て殆んど滞納者なく頗る良好なり (長崎市)

一、公設共用栓の設置なし私設共用栓の使用料は給水装置所有者の負擔とせり (大阪市)

一、公私設共用栓總代人に對し毎月告知書を發行して納付せしむ (門司市)

一、使用者各人納額の内譯を附し水栓管理人より徴收す (松本市)

一、公私設共總代人を選定しあるを以て總代人に對し一組合戸數の總額令書を發し總代人は各戸より取纏めの上送納す (甲府市)

一、公設私設とも給水使用料は使用者各自より徴收す (釧路市、小樽市)

一、一年間を六期に區別し現在徴收せるも本栓使用者は一ヶ月毎に徴收すれば料金納付の成績は向上すと思惟さる (五所川原町)

一、共用栓に依り使用するものの消費水量一立方メートルは付金八錢とす但し一戸一ヶ月の給水料最低額を甲種金八十錢乙種金六十錢丙種金四十錢とし之に達せざるも同額を徴收す

一、甲乙丙種とは町税戸數割賦課額平均額以下を丙種とし其十二割迄を納むるものを乙種とし十二割以上を納むるものを甲種とす (上訪諏町)

一、私設共用栓は管理者をして料金納付をなさしむ従つて未納ある場合は給水の停止をなし且つ滞納處分を爲すも公設共用栓にありては各使用者をして納付せしむる爲未納者に對しては滞納處分のみなせり (仁川府)



- 一、徴收方法に区分す (臺北州)
  - 一、公設共用栓にありては各使用者より私設共同栓にありては用具所有者より徴收し而して孰れも巡視集金制を用ひあり (鎮南浦府)
  - 一、公私設共用栓の使用料徴收に關しては一枚毎に管理者を置き其管理者に對し納額告知書を發送し管理者に於て各使用者より料金を取纏め納入せしめつゝあり (川崎市)
  - 一、各管理者に於て取纏め納付しつゝあり (尾道市)
  - 一、兩共用栓共放任給水栓の場合は給水使用者より各其資格に應じ相當料金を徴收す計量栓の場合各戸均等使用者と見做し給水總代人より一括徴收す (群山府)
  - 一、當町に於て公設共用栓並に私設共用栓には各栓毎に總代人を設け納期限内に使用料を徴收せしめつゝあるも其成績概して不良目下吏員をして出張徴收せしめつゝあり其成績極めて良好なり (豊原町)
  - 一、一ヶ年を四期に分ち三ヶ月を一期とし四回に徴收す (水戸市)
  - 一、公設共用栓並に私設共用栓の使用料徴收は一般給水者と同一に使用料納入せしむるも兩共用栓には管理人を設け管理せしむ (米子市)
  - 一、公設私設共總代人を家主又は組合員中より選定せしめ之を其栓に付きて全責任を保たしめ問題十八回答の如く徴收す (宇和島市)
  - 一、集金方法に依る (谷村町)
    - 一、當府に於ては公設共用栓は現在特定の用に供するものとし特定販賣人を置き給水量は全部計量器に依り毎月の使用料を測定し納入告知書は巡視をして販賣人に配布せしむ特定販賣人決定の當初に於て其栓二ヶ月分位の使用料を豫納金として徴收し販賣を中止又は廢止の際精算することとせり私設共用栓は一ヶ年を六期に區分し毎月初日現在に依り測定し其二ヶ月分を徴收す納入告知書は巡視をして各町里組合長に配付し組合長は各總代人へ之れを交付す然し

- 一、て急納の場合洲視並に徴收事務員と協力して常に督勵しつゝあり (平壤府)
- 一、公設共用栓は總代に於て取纏め納入し私設共用栓は各自より納入す (佐世保市)
- 一、納額告知書(壹枚壹枚)を總代人に交付し總代人は各戸の給水料を取纏め納入するの制度を探れり而して料金は毎月徴收とし公私設共同額なり (福岡市)
- 一、共用給水に於ける料金は各戸を單位とし家事營業用に區別す公設共用は之を二種に分つ即一は販賣給水一は組合給水なり(二者共に前納金を徴收す)販賣人は各町洞總代の推舉に係るものにして其身許を調査し府尹之を認可す(條件を附す即ち料金の制限給水の方法等)認可を受けたるものは毎月使用水量に依り料金を納付す組合に係るものは組合員の資格業態に相當料金を納入告知書に添付し總代人に於て之を纏め納入せしむ又私設共用は二ヶ月分を一回に栓所有に於て納入す其内譯は公共組合給水と同様なり (京城府)
- 一、公設共用栓は組合長取纏め納付し私設共用栓は使用者各自令書に依り納付す (福島市)
  - 一、前月一日現在の人口により査定し毎月二十日を納期とし徴收す各栓私共用栓總代に告知書を一括送達し取纏め納付せしむ (上田市)
  - 一、本市の公設共用栓は途上の公衆用として設置せしものにして無償を以て給水す又私設共用栓は一年を四期に分ち三ヶ月分宛を條例所定の料率に依り査定し共用栓總代人より納附せしむ但し徴收事務一切は各區共に委任しあれば各區役所に於て之を處理す (名古屋市)
  - 一、一ヶ年を四期に分ち毎期各使用者に納額告知書を發し市金庫若くは最寄郵便局に直接納付せしめつゝあり (廣島市)
  - 一、同一とす (西宮市)
  - 一、公設共用栓なし私設共用栓使用料徴收方法は専用と同様なり (臺南洲)
  - 一、私設共用栓の給水者に對しては告知書を各人別に總代を通して送達し料金は各戸別に徴收し



居れり (大邱府)

- 一、公設私設とも總代人を設け總代人に於て取纏め納付せしむるつゝ、めり而して徴收令書は總代人一名に對し一通として使用者の内譯書を附す (江戸川上水町村組合、熊本市)
  - 一、公私共用栓共使用者各自に納入告知書を配付し徴收しつゝ、あるも幾分遺憾の點あるを以て目下考究中なり (郡山市)
  - 一、公設共用栓なし私設共用栓に對しては總代人を設け使用料を徴收納付せしむるの責を負はしめ且つ凡ての管理を爲さしむ (峰山町)
  - 一、取扱に差異なし (山形市)
  - 一、何れも總代人は令書を交付し納付せしむ (堺市)
  - 一、一般給水料の徴收と何等異りたることなし (鹿兒島市)
  - 一、公設共用栓はありては總代を定め之をして取纏め納入せしむ私設共用栓ありては装置所有者より徴收す (京都市)
  - 一、公設共用栓に對しては各自より使用料を徴收す私設共用栓に對しては總代人を選定して届出せしめ總代人より徴收す (室蘭市)
  - 一、公設用栓は無料にして私設共用栓は總代人を定め徴收し居れり (高雄洲)
- (二八) 濾過地掃除方法並に一ヶ年の掃除回数各地の實況承りたし (高砂町)
- 答 一、人夫を以て掃除し砂洗は一ヶ年三回とし天候の模様にて四回に掃除をなすこともあり (秋田市)
- 一、上層三寸位搔取り洗滌して再び填充す年二回(現在)とす (丸龜市)
  - 一、濾過地掃除は濾床以下に水面を下げ汚砂鋤取(厚五分の一)を爲し四壁洗滌も同時に行ふ一池四季を通して平均一ヶ月半に一回行ふこととせり (神戸市)

- 一、木製の鋤取器(貳形のもの)にて鋤取する一ヶ年四回位 (和歌山市)
- 一、濾過池の側壁を掃除し池内源水を砂層以下一尺位に下げ汚砂を厚五分位削取り淨水を砂面上一尺位逆入し然る後源水を入る而して相當の据置を爲し徐々に放水し水質の良好となれる後給水す掃除回数八回 (長崎市)

一、緩速濾過池

搔取準備濾砂面下約一八〇耗迄排水す

搔受濾幕の充分乾燥するに至らざる以前に鐵鋤鏈を以て築六耗削受をなす最後に長さ廿五耗間隔に廿五耗の釘を植へたる熊手様のものを引き砂面凝固を軟解せしむ

引水後

引水後は夏期にありては築一日冬期にありては約二日間繼續排水す

掃除回数一ヶ年一池に付平均十七回 (大阪市)

- 一、掃除方法としては濾過幕削除の外なし一年の回数は一定せず源水の濃度に應じて自然長短あればなり (臺北州)

一、鋤取方法を用ひ從來一ヶ年二回行ひ別に支障を認めず (鎮南浦府)

- 一、掃除方法は排水の上砂上のひるむを搔き採り回数は年約十回施行す (澁谷町)

- 一、原水の汚染程度に依り一定せざるも普通「センチメートル」乃至「一・五センチメートル」の汚砂鋤取を爲す一ヶ年の掃除回数は一池平均七回とす

第四十二問と併合審議を可と認む (名古屋市)

- 一、一ヶ年掃除回数一池に付十五回 (松江市)

- 一、掃除方法は第四二問回答通回数に淺鋤五回深鋤一回となし居れり (小倉市)

- 一、掃除方法としては(四二)問を参照せられ度掃除回数は源水混濁程度にて同一ならざるも普通



八回位とす (仙臺市)

- 一、排水後最上汚泥層約三分搔取り濾過水を底部より除々に流水せしむ掃除回数一池一ケ年四回乃至五回とす (甲府市)
- 一、各地交互に三十日乃至五十日に一回掃除す (別府市)
- 一、一池のみ使用するときには年九回掃除す (宇部市)
- 一、薄き鐵製角「シヨベル」を以て鋤取り同時に木製砂搔きを以て水平に均し搔均後濾過水を下部より逆上床上一二三寸に至らしめ後沈澱池より所要水を流入す其一年間に於ける回数は源水の順濁に依り一定せざるも通常三回乃至五回とす (別府市)
- 一、濾過池掃除砂層面の水を排出し乾燥せしめ汚砂を搔き取ること一ケ年概ね一池八回内外にして足る勿論是等は原水の品質と濾過速度に基因するものにして一定ならず参考迄とす (本町の原水は良好にして濾過速度は平均九尺位にて濾過し居れり) (平町)
- 一、濾過池掃除方法は砂層上面の細砂垢穢汚泥の程度に依り鋤取りの厚薄をなす且つ掃除回数如きは期節又は原水の如何により一ケ月乃至二ケ月となることあり一定ならず (尾道市)
- 一、濾過池掃除方法汚砂約五分削取の上毎回補砂を行はず削取汚砂約一尺位に達したる場合に於て清砂足砂をなす掃除回数拾壹回 (群山市)
- 一、壹個年壹個池に付三回位なり但總數三ケ池を有し平常二個池にて充分にて一ケ池は休止なし居れり一ケ池は二ケ月乃至三ケ月使用し居れり (豊原町)
- 一、砂層面下五六寸乃至一尺に落水し汚砂三分乃至五分の鋤取りを爲し濾過水を逆送し後廿四時間間の排水をなす掃除回数は年十一、二回とす (宇都宮市)
- 一、表面の泥砂を鋤取り砂洗ひして再び用ゆ一ケ年に四、五回施行す (谷村町)
- 一、常府に於ては濾過池掃除は汚砂剷削の都度行ふものにて掃除前に掃除夫に對しては豫め健康

診断を行ひ清潔を旨とし係員の指揮に従ひ桶付「ブラッシュ」を以て間隙等を充分洗滌す一ケ年の掃除期は大概五月より十月に至る間に於て平均五六回とす (平壤府)

- 一、少量づゝ放水しつゝ濾過池の周圍を洗滌し終了後全部放水し一日間放置して汚砂厚五分位鋤取る一ケ年の回数は源水の狀態に依り長短あれども平均約四回 (佐世保市)
- 一、源水の濁濁の程度により一律ならざるも大體一ケ月二回乃至二ケ月一回なりとす其方法は掃除夫の健康状態を調べ出入箇處には消毒施設をなし砂層一〇—二〇を剝き池内適當の場所に積み上げ通路に歩板を敷き搬出せしむ (京城府)
- 一、濾過池の掃除とは汚層鋤取の意味なるや若し然りとせば濾過閉止期毎に床面汚深の度に從ひ適宜鋤取洗滌す (福山市)
- 一、汚砂は一回凡そ三分より六分迄搔上げ洗滌の上敷込み年平均一池七回を行ふ (小樽市)
- 一、濾過床削取、汚砂洗滌年三回濾過池周圍カメノコタワシにて洗滌年六回 (上田市)
- 一、各地水質により濾過能力異なるも當水道に於ては夏期二十日乃至三十日冬期五十日乃至六十日平均年十二回位なり (沼田町)
- 一、濾過池は表面の汚砂のみ約一寸鋤取り掃除回数は一ケ年一池に付三回乃至五回とす (廣島市)
- 一、一ケ年六回とし毎回砂層五分を削取り掃除をなす年一回砂の補充をなす (鳥取市)
- 一、濾過池に對して確實なる統計なきも當地方に於ては最も永きを二ケ月短きを一ケ月位として一年を通し六、七回とす (臺中州)
- 一、普通は一ケ年約六回但し雨季は濁濁激度の爲め三週間乃至四週間に於て掃除をなす (臺南州)
- 一、一ケ年平均八回夏期三十日—四十日冬期は六十日 (大邱府)
- 一、濾床汚染の程度により鋤簾を以て搔取りつゝあり掃除回数は源水清濁の關係に依るも冬季中



(十二月より翌年二月迄)は掃除せざるも差支なく其他は毎月一回位つゞ施行しつゝあり  
(郡山市)

一、源水濁濁の程度及送水量の多少に依り一定しかたきも一ヶ月約一回汚砂五分内外掻取を行ひ且側壁の掃除を爲せり (釜山府)

一、濾過池掃除は毎月二回上部の砂を約一寸程掻取り一ヶ年に貳回砂を補充しつゝあり (峰山町)

一、毎回二層に鋤取る上層は多く濾過膜にして備付洗砂機にては除去出来ざるを以て取捨下層は洗滌再用せり厚上層一分五厘下層二分位一ヶ年約十回 (奈良市)

一、排水後砂層上部の泥土を約三四分鋤取り掃除敷均しの上送水し適當の配水を行ふ一池の掃除回数一ヶ年十六回なり (堺市)

一、一ヶ年二十回の汚砂掻き取りを爲す一回の掻き取り約四分厚 (玉川水道株式會社)

一、一ヶ月一回平均とす(汚砂鋤取と見做す) (高崎市)

一、濾過池を乾燥し砂を五分程削取りて行ふ一池に付年十回位とす (京都市)

一、當市に於ては掃除回数は源水及時候の變化に依り一定し難きも一年十回前後にして普通十五日乃至百日目とす砂層の厚二尺五寸にして掃除には普通厚五分位削取りをなし上面にある藻泥土其他の微生物を除去することを得厚二尺に達するときは砂の補給をなす此場合には濾過層の汚穢度を見計ひ大低厚二、三寸位を削除し淨砂を必要の厚に至る迄補す不掃除の際は踏

板を敷き其上にて作業することに勤めて以て砂層を大切にす (川崎市)

一、平時は乾水して鋤取法を採用し硅藻類の發生或は増濁の爲め濾過か急激に減退せし場合は水中掃除を行ふ其方法は長約四尺經五寸の半圓形鐵板の全面に心々一寸毎に巾長各三分厚一分の「ダボ」を埋込みたるものを池の兩側より小形「ウイレケ」にて交互に砂面を引きずり表面

膜を破壊し汚水は排水管より排水す此の作業を充分に行ふときは一週間乃至二週間濾過力を回復す。又削取回数は一ヶ年平均約十二回なり (東京市)

一、緩速濾過池の掃除は水を乾したる後表面砂厚五分乃至一寸位の程度に角型しよべるを以て鋤取りをなし後必要あらば新砂を補填し善く水平に掻均し居れり回数は特別の場合を除く外年

二回 (關東廳)

一、掃除方法は從來の方法なり回数は夏期(濁水期)一ヶ月三回又は四回冬季(濁水期)一ヶ月一回 (高雄州)

(二九) 人口稀薄の箇所に市負擔にて鐵管布設方申込ありたる場合如何に處置すべきか (高松市)

答 一、事情不得已ものに限り一時鉛管を以て引延し共用栓を設置せるもの一、二ヶ所あるも多くは費用自辨の外之に應せざる方針を執れり (秋田市)

一、申込者に於て負擔するものにあざれば施工せず以前は専用五戸共用十五戸以上の場合に代用線を以て補助せしことあり (神戸市)

一、將來に於ける發展を考慮し處置す (長崎市)

一、各市實際の狀況に依り處置すべきものにして一定すること能はざるべし (大阪市)

一、公道に比較的散在したる部落に鐵管布設を要望せる場合は布設費額と給水設備申込者と對照し必要と認むるときは市費負擔として布設することあり尤も鐵管布設なき場所に給水申込者あるときは公道費の半額位を負擔せしめて之に給水することあり (佐賀市)

一、請求者の負擔とす (松江市、熊本市)

一、地元より相當寄附金ある場合の外急速に其申込に應せざることをせり (小倉市)

一、當該年度の豫算の範圍に於て施設し得るものに限る附近の衛生狀態將來に於ける發展の豫想を參照し必要を認めたるときは鐵管又は代用管等の布設をなす (門司市)



- 一、工事費を使用料四ヶ年以内を以て回収し得るものは市負擔とし其他は請求者負擔又は寄附金を以て布設す (松本市)
- 一、拒否す (長岡市)
- 一、布設鐵管を基點として一定の標準内規を定め一時給水管として布設し装置の請求に應じ居るも衛生上必要と認むる場合又將來住宅増加發展の見込ある箇處は内規の限定に拘はらず施行す (仙臺市)
- 一、條例拔萃 配水管の布設なき場所又は工事支障ありと認むるときは市長に給水の請求を拒絶することあるへし但し配水管の布設なき場合にして市長の指定する工費及材料の全部を負擔するときは此限に在らず (一一九號と共に) (甲府市)
- 一、將來増加の見込等土地の状況或は經費の都合等一概に斷じ難かるべし (大牟田市)
- 一、人口稀薄の箇處と雖將來發展すべき位置なりと認むるか又は彼我連絡せざれば水の停滯の虞ありと認むるときは財政に餘裕の存する限り之が敷設をなし時宜に依りては代用鉛管を敷設したり (別府市)
- 一、一部の利便を圖る爲財政關係を更に考慮せざるは營造設置の精神に悖るものと思料す (宇部市)
- 一、將來の發展並に豫算を顧慮し其要求に應ずることあり (仁川府)
- 一、給水開始當時に於ては工費と給水料とを對比し三年以内に水料を以て回収し得らるゝ場合は布設せしも近來は附近將來の發展を考慮し財政上の許す限り布設することとせり (福井市)
- 一、給水工事請求者より工事費の大部分を負擔するに非らざれば布設を爲さるゝ方法採れり (群山府)
- 一、財政之を許す場合は水道常設委員會の承認を受け市會の決議を得て施行す (水戸市)

- 一、將來の發展狀況並に給水人口の如何を考慮し適當に處置し別段定義的のものなし (宇都宮市)
- 一、人口稀薄の箇處に府負擔にて鐵管布設方申込ありたる場合は先づ實地に付き其附近の衛生狀態並に各種別に依る申込者の有無を確實に調査の上概算を作製し工費と使用料とを相比較参照して決定するものとす但し特別の事情ある箇處は此限りにあらず (平壤府)
- 一、現時の狀態と將來を考察して處置す (佐世保市)
- 一、豫算の許す場合證議すべきも豫算なき場合は寄附せしめ(全部若くは一部金)て施行することあり或は拒絶することあり (福岡市)
- 一、人口稀薄なりとも同一公共團體なれば市負擔を以て布設するが當然なるべし (前橋市)
- 一、本市は給水申込者の戸數が五戸以上に達する場合便宜上内徑一時鉛管を代用線として市負擔にして布設す (横須賀市)
- 一、京城は人口稠密の箇處に在りて尙配水管未設の道路數多存在せるものと且給水能力不充分なるの現狀なるにより人口稀薄の方面には府費を以て水管の布設をなさざるも昨今場末方面に住宅經營の爲新開せらるゝものあり相當纏まりたる給水家あるものは該地經營者に於て道路を完全にし府に寄附するときは配水管布設工費の三分の二を寄附なさしめ施行することとせり (京城府)
- 一、地勢並に將來を考慮し可否を決定す (小樽市)
- 一、官公署學校又は産業上持に保護獎勵を必要とする工場等の給水設備に付ては道路に屬する工費の全額其他の給水工事に付いては請求に應ぜざるを本旨とするも道路に屬する工費負擔する場合は設備をなすことあり (上田市)
- 一、其地元にて工費の半額位を負擔したる場合工事を施行したることあり (沼田町)



- 一、豫算に計上せるもの、外寄附による (大邱府)
- 一、現在人口稀薄の場所なる將來發展の見込みある場所にして建築組合其他の團體より希望方申込あるときは水管及工費を寄附せしめ布設すること、なし居れり小數の個人申込に對しては經濟上の顧慮をも要するものにして應じ難き場合多し (臺北州)
- 一、當府に於ては土地の情況に依り應急所置として代用管を布設し之に充てしめつゝあり (鎮南浦府)
- 一、請求者に於て全部の材料費及工費を負擔するときに限り其求めに應ずることあり (長野市)
- 一、豫算の都合と給水必要の程度を考慮し決定すべきものと認む (釜山府)
- 一、人口稀薄の箇處と雖も市將來發展上必要と認むれば布設す (郡山市)
- 一、殆んど全市に亘り配水管布設しあるも道路開鑿等の爲人家建築の關係上必要を生じたる場合は可成申込に應じ配水管を布設せり (山形市)
- 一、給水工事申込者あり且つ都市計劃に於て將來繁昌地たる見込あれば府の負擔にて工事施行しつゝあり (元山府)
- 一、申込者の負擔とす (堺市)
- 一、鐵管又は鐵管代用として一時的に亞鉛引瓦斯管を用ひることあり此場合に於て總工費の中より申込戸數の二ヶ年間の給水使用料に相當する金額を市に於て負擔し其超過分を寄附せしむ (京都市)
- 一、經費關係の許す限り最も必要と認むる箇所より漸次施工す (室蘭市)
- 一、將來の發展如何を考慮し補助鉛管を布設するも一方法ならん (澁谷町)
- 一、本間は受益者負擔に於て布設する場合あり (川崎市)
- 一、地勢、地理、並將來發展の見込其他環境の狀況に依り適宜措置す (名古屋市)

(三〇)

答

- 一、淨水井を濾過池に孕設するの便否利害如何 (松江市)
- 一、急速濾過池設備にありては本問題の施設を見るも緩速濾過にありては其例に乏し尤も地形に依る (神戸市)
- 一、不便なりと認む (和歌山市)
- 一、考究を要すべし (大阪市、長崎市)
- 一、濾過池内に清水井を孕設するときは池内の面積を減じ隨て濾過能率減少す (佐世保市)
- 一、淨水井を池内に設置す時は池積を減輕する爲地形の許す限り池外に設くるを便利とす (福岡市)
- 一、濾過池内に孕設するは工費を節減し得るのみならず操作上何等不便なく且濾過配列上地積を要すること小なくして便なるものと認む (前橋市)
- 一、用地の關係防凍設備の便否等により決すべき乎 (京城府)
- 一、淨水井を濾過池内に孕設すると池側に築設するによりて別に逕庭あるを要せざるべし (福山市)
- 一、本市と孕設式なるも大なる不便を感ぜず (郡山市)
- 一、土地の狀況により決すべきものと思料す (室蘭市)
- 一、普通濾過池には調整室を孕設し濾過速度を調整するを常とするを以て此外に淨水井を各濾過池に孕設するよりは調整室をして淨水井の効用を兼ねしめ總て濾過池に共通なる淨水井を設



置し各濾過池と配水池又は唧筒井との浄水の接合と緩和をなさしむるを可なりと思考す従て浄水井を孕設するの必用なし (川崎市)

一、本市は濾過池に孕設しあるも格別不便を感ぜず又用地の経済的使用にも與つて力あり (名古屋市)

一、濾過水引出用として一時集水する浄水井なれば濾水の停滞濾過面積の経済等より考慮せば寧ろ外部に置くを理想とす然し導水溝の構造如何に依り内部に設くるも支障なかるべし (東京市)

(三二) 水道條例第二十一條の二の規定に依る職權委任の範圍擴張に關し本協議會の決議を經其筋に陳情すること (松江市)

答

一、賛成 (秋田市、前橋市、金澤市、上田市、沼田町、倉敷町、京都市、松本市、尾道市、福井市、宇和島市、谷村町、室蘭市、丸龜市、和歌山市、長崎市、佐賀市、別府市、宇部市、高砂町、目黒町、堺市、鹿兒島市、熊本市、高雄州、甲府市、山形市、平町、水戸市、徳島市、福山市、宇都宮市、八王子市、川崎市、佐世保市)

一、從來屬々本會の決議を以て建議せる事實あるを以て是れか實現の促進に努めて可なるべし (大阪市)

一、本問及第一〇第六九第七〇第八三第九七第一一五問は從來建議中のもの又は今回之を統一改正せむとするもの或は徹底的促進せむとするものに屬す依て本市の意見としては本協議會に於て從來の委員の外更に委員を設け慎重に審議に附せられむことを望む (小倉市)

一、(一〇)問に合す (仙臺市)

一、旨に賛成 (臺北州、郡山市、澁谷町)

一、擴張範圍に就き原案の明示を望む (福岡市、門司市、大牟田市)

一、賛成但第六十九及七十問と併合審議を可と認む (名古屋市)

一、擴張すべき職權の範圍を聴取したる上にて賛否を決すべし (東京市)

一、可成廣汎に涉り擴張の實現を希望す (鳥取市)

(三三) 水道用電力料金にして普通一般の電力料金より割引せる向あらば其狀況程度を承りたし (松江市)

答

一、普通料金の四割引 (丸龜市)

一、市の經營に係る電力を五割引にて供給を受け居れり (神戸市)

一、一般の料金「一キロワット時」四錢五厘水道用料金「一キロワット時」參錢 (和歌山市)

一、本市と電氣會社との本年度契約は六拾萬キロワット時以上使用したる場合は一キロワット時に付二錢二厘四毛七十萬キロワット時以上二錢二厘なり其の使用六十萬キロワット時に達せざる時は最低料金として六十萬キロワット時に對する料金を支拂ふこととなせり而して普通一般の電力料は電動機の容量に依り料金を定め居るを以て比較すること能はず (大阪市)

一、本市の電力料は上流に發電所設置の際水利權許可に關し會社と特別の契約あるを以て他市に對し低價なりと思考す一キロに付一錢二厘五毛 (佐賀市)

一、一般電力料より割引せしめ現在「一キロワット時」金一錢八厘なり (松本市)

一、契約條件に依り異にすれども當市水道供給電力料金は普通一般一、K、W、Hに對し一錢五厘乃至二錢低廉なり (長岡市)

一、基本電料の協定方に多少の相違あるも一般率に對し基本料は六割超過電料二割に相當する特定料金を協定せり (臺北州)

一、普通料金 K.W.H @ 五錢の處 K.W.H @ 金二錢三厘 (熊本市)



- 一、當市電氣會社の供給は一般動力供給者に比し三割以上低廉なり (高田市)
- 一、一ヶ月責任使用電力量四萬七千「キロワット」時とし  
一ヶ月は三十日を規準とし日割計算  
「キロワット」時金二錢六厘五毛 (宇部市)
- 一、一般供給料金より二割七分強の割引あり (仁川府)
- 一、左記の通り (福井市)

普通一般の電力料金 (記銘一馬力)		水道用電力料金	
記銘馬力	100キロワット以上1000キロワット時迄	1ヶ月	1キロ
五馬力未満	六、〇	二〇、〇〇〇	三錢五厘
五馬力以上	五、八	二〇、〇〇〇	一キロ
十馬力以上	五、五	二〇、〇〇〇	三錢四厘
二十馬力以上	五、〇	三〇、〇〇〇	一キロ
五十馬力以上	四、五	三〇、〇〇〇	三錢四厘
五十馬力以上	四、二	三〇、〇〇〇	一キロ
最低使用量	一馬力一ヶ月に付一〇〇キロワット	深夜(午後十一時より翌午前六時迄) 一キロニ付 二錢	

一、當府の水源地は電力供給會社と比較的近距离にあるを以て送電建設費の少きと一ヶ年間を通して多量の電力を使用するを以て一般と比較して有利と認めらる (平壤府)

- 一、普通動力料金の二割三分二厘 (飯塚町)
- 一、一キロワット時二錢五厘 (徳島市)
- 一、一キロワット時三錢五厘にして市内一般料金は四錢五厘なり (京城市)
- 一、普通一般供給料金より二割引に該當す (上田市)
- 一、普通一キロ金五錢水道用一キロ金三錢三厘とす (倉敷町)
- 一、一般電力料 一キロワット五錢
- 水道用 同 二錢七厘 (高砂町)
- 一、供給者より最初申出の額と現在契約の額とを比較すれば四割引に當る (郡山市)
- 一、別途の契約により約四割引にて使用 (奈良市)
- 一、普通一般の料金より四割を減したる額を以て契約せり (堺市)
- 一、本市は水道用電力に限らず市と電力供給會社との間に締結せる報償契約に基き市用電力は普通料金の四割減と規定す依て水道用電力にありても之を適用す (名古屋市)
- 一、一般電力は左記の如きも當水道の分送電實費として一キロワットに付三錢に協定供給を受けつゝあり

電力使用料金は左表に依り申受けます  
約束電力、馬力當平均一ヶ月間使用電力量

電動機	容量別	時迄の料金	時迄の料金	時迄の料金	時迄の料金
百「キロワット」	二「キロワット」	時迄の料金	時迄の料金	時迄の料金	時迄の料金
二百「キロワット」	二「キロワット」	時迄の料金	時迄の料金	時迄の料金	時迄の料金
二百「キロワット」	二「キロワット」	時迄の料金	時迄の料金	時迄の料金	時迄の料金
二百「キロワット」	二「キロワット」	時迄の料金	時迄の料金	時迄の料金	時迄の料金



半馬力以上	金六錢五厘	金五錢	金四錢	金三錢五厘
十馬力以上	金六錢	金四錢五厘	金三錢七厘	金三錢二厘
三十馬力以上	金五錢五厘	金四錢二厘	金三錢四厘	金三錢
五十馬力以上	金五錢一厘	金三錢九厘	金三錢一厘	金二錢七厘
百馬力以上	金四錢八厘	金三錢七厘	金三錢	金二錢六厘
三百馬力以上	金四錢五厘	金三錢五厘	金二錢八厘	金二錢五厘
六百馬力以上				

但し右表に依りて計算したる使用料金の總額の平均料金(各四段料金を合計したるものの四分の一)により同使用數量に付計算したる總額を下ることなし(關東廳)

一、割引あり(澁谷町)

一、普通工場に使用する電力の料金に準ずるを以て一般料金よりは相當割引されつゝあり其の料金は(十六)問題を参照せられたし(川崎市)

一、一基時に付

動力用 晝間 〇・〇二二(約二割六分引)  
夜間 〇・〇三四(約一割五分引)

電燈用 定額燈 一割引

一、從量燈 割引なし(不時の場合の外使用せず)(廣島市)  
一、毎年需給者双方の協議により決定す(西宮市)

一、最低電量一四〇キロワット時金三錢超過電量は金一錢六厘なり(高埴州)

一、當地に於ては大體に於て一般料金より二割四分方割引あり即ち普通一キロ二五錢を三錢八厘迄割引す(臺中州)

(三三)

其市町村内の學校其他の營造物に對し給水料を徴收せらるゝや(松江市)

答

一、市經營の外は全部普通の給水料を徴收し居れり(秋田市)

一、徴收せず(丸龜市、宇部市、平町、尾道市、谷村町、倉敷町、高砂町、熊本市、岡山市、松本市、門司市、五所川原町、宇都宮市、小樽市、福島市、長野市)

一、(二)に同じ(神戸市、仙臺市、高崎市、南滿洲鐵道株式會社、米子市、西宮市、釜山府、福山市、八王子市)

一、徴收せざるを原則とせるも收益の伴ふ事業に對しては實費回收の意味を以て概して一石七厘の割を以て徴收せり(大阪市)

一、一般と同率にて徴收し居れり(小倉市、室蘭市、長崎市、甲府市、飯塚町、新潟市、上諏訪町、臺北州、臺中州、目黒町)

一、徴收す(長岡市、釧路市、別府市、和歌山市、宇和島市、澁谷町、東京市、臺南州、關東廳佐賀市、群山市、豊原町、名古屋市、大邱府、元山府、京都市、川崎市)

一、當初特別會計の故を以て徴收しつゝありしも本年度は水道費を一般會計に編入したる爲め徴收せず(大牟田市)

一、給水料を徴收す(但し學校、幼稚園、托兒所等)(高田市)

一、府の管理に屬する營造物に對しては徴收せざるも他の團體に屬するものなれば學校病院と雖



- 一、一般給水使用者と同率に徴收す (仁川府)
- 一、水道使用條例の通り給水料を徴收す (福井市)
- 一、市立學校の給水料は徴收せず (水戸市、鹿兒島市)
- 一、當府に於ては第二問の回答の如く學校は徴收をなすも其他の營造物に對しては現在給水料を徴收せず然れども各收支の計算を明瞭ならしむる爲め電氣料と共に將來之れが徴收の可否につき目下研究中にあり (平壤府)
- 一、市立小學校及市廳舎に對しては無料なるも其他の營造物に對しては徴收せり (佐世保市)
- 一、市立學校及市廳並に特に條例に規定せる事項に該當し請願し來りたるもの (神社、佛閣等の手洗水、貧困者、慈善、公共事業等) は給水料を徴收せず (福岡市)
- 一、徴收するの見込なり (徳島市)
- 一、徴收す但し公私を問はず實情あるものは料金を低減せるものなり (京城府)
- 一、市立學校に限り徴收せず其他は定額とす (廣島市)
- 一、市立以外の學校等に對しては給水料を徴收せり (鳥取市、上田市)
- 一、水道使用條例に依り普通料金を徴收す (高雄州)
- 一、町立小學校は徴收せざるも其他に對しては徴收す (沼田町)
- 一、學校に對しては最低額を超ゆる部分を半減す其他に對しては一般料金を徴收す (江戸川上水町村組合)
- 一、市の營造物にして市に於て直接使用の分に對しては使用料を徴收せず (郡山市)
- 一、第六問の通りにして其他の營造物に對しても同様なり (峰山町)

(三四)

答、一、徴收せず但し特別會計たる市立病院は之を徴收す (山形市)

一、徴收せず但し水道收支を明瞭ならしむる爲之が徴收に關し考慮中なり (堺市)

一、停水處分執行の方法並に如何なる閉栓器使用せらるるや (松江市)

一、停水處分執行二、三日前注意をなし猶納入なき時直ちに止水栓を閉鎖す (丸龜市)

一、止水栓を閉鎖し又は給水栓を封緘す (岡山市、別府市、堺市)

一、止水栓を閉鎖し給水栓を針金を以て封印又は「バックキング」止にせり (神戸市)

一、豫め口頭を以て注意し置き閉栓は止水栓に依るの外帽子形閉器を以て給水栓を覆ふ (和歌山市)

一、大正十五年十月上水協議會制定水道用水栓類規格中止水栓乙型を使用す (長崎市)

一、豫告の上停水をなせり而して其方法は給水栓に封緘を施し又は止水栓を閉鎖封緘するを普通とす (大阪市)

一、停水處分執行の場合には外勤員より水栓番をして止水栓を閉栓せしむ (佐賀市)

一、止水栓を閉鎖し量水器引揚 (門司市)

一、停水處分執行月日を定め停水處分執行通知書を發す

通知書に注意として左の事項を加ふ

注意 停水處分として出張の際料金を提供するも受領せず處分執行可致に付處分執行前日迄に必ず納入可有之尙停水後三日を過ぎ未納金納入せざるときは直に財産差押の處分執行候に付爲念申添へ候



- 停水は止水栓により停水す (甲府市)
- 一、普通の止水栓を以て閉栓す閉栓の虞ある向は量水器を一時撤去し給水管を中斷す (大牟田市)
  - 一、未納者に對し再三催告し尙特に期間を指定停水處分を條件として催告し納入せざるものに對し止水栓にて停水せり (高田市)
  - 一、少くも三回吏員をして督促せしめ更に書面にて催告し然る後實施す停水の爲めには量水器を離脱す (臺北州)
  - 一、給水停止決定を經之に依り停水執行傳票を發行し之を現業員に交付し執行せしむ而して其閉栓後は止水栓に用ふる「キー」を以て止水栓を閉鎖す (鎮南浦府)
  - 一、停水處分は止水栓によりて之を行ふ而して時々點檢なさしめ不正使用の疑あるものに對しては更に水栓取付箇所より取り外す (熊本市)
  - 一、止水栓鐵篋を自動鍵附に改良しつゝあり (宇部市)
  - 一、停水處分の場合には吏員及水栓番に於て止水栓を閉栓するものとす (尾道市)
  - 一、給水使用者に停水を爲す旨を告げ止水栓に依り閉栓す (福井市、長野市、平町、仁川府)
  - 一、停水處分は最敏速に執行し止水栓を閉鎖す (群山市)
  - 一、當町に於ては停水處分執行の方法としては共用栓使用者には鍵鑑札を沒收し専用栓使用者には止水栓を閉鎖しつゝあり (豊原町)
  - 一、使用料金未納者に對しては前以て督促をなし尙納入なきときは停水通告と同時に停水す停水器は大阪水道用品製作所止水栓を使用す (米子市)
  - 一、豫め通告の方法を探らす停水に際し單に停水を告げ止水栓閉鎖器を使用し停水せり (宇都宮市)

- 一、止水栓を閉栓す (谷村町、小樽市、大邱府、小倉市、松本市)
- 一、當府に於ては料金怠納者其他條例違反者の爲停水處分を執行しつゝあるも全部止水栓にて停水し若し止水栓なき場合は接合管に依るか又は水栓を鉛針金を以て封印すること、せり (平壤府)

- 一、納期經過後五日以内に於て止水栓を閉し停水處分を行ふ (佐世保市)
- 一、條例に於て定めたる方法に依り執行す (福岡市)
- 一、納期日を指定し停水豫告書を發行せり
- 一、閉栓器は止水栓に依るも不便に付猶研究中 (徳島市)
- 一、停水に關して府は指定せる期日迄に料金不納諸手續の終了せざるものに對しては注意箋により給水用具所有者(納附義務者)に注意を促し證印を促し其約束期日に至るも未了の時は更に使用者に就き注意をなし數日を経過するも納料金を納入せざるか手續を勵行せざる時は停水係に於て職工を派し量水器に取付けある止水栓により停水す (京城府)
- 一、止水栓の閉鎖を以て停水處分執行の時とす (福山市)
- 一、巡視員をして常夫又は人夫を使役せしめ期日を定め停水をなす (毎月施行す)
- 一、イ、公私共用栓にありては使用鑑札を取上ること (上田市)
- 一、ロ、専用栓計量栓にありては止水栓器を以て停水す完納の場合は順次閉栓すること (釜山府)
- 一、止水栓を閉栓し停水通告書交附と共に處分執行をなせり閉栓器は普通の「キー」を使用す (釜山府)
- 一、専用栓にありては取付けある乙止水栓を吏員立會の上閉つ乙止水栓は使用者に於て常に一切手を觸れしめざることにしあり (郡山市)



- 一、巡視は現場に至り職工若しくは工夫をして停水す閉栓器は普通使用のものなるも該器は一般に交附せず (山形市)
- 一、停水處分執行の方法は制定服裝をなしたる職工を派遣し主に停水處分執行の旨を通知し止水栓を閉鎖せしむ (元山府)
- 一、路面上水栓を使用 (奈良市)
- 一、停水處分執行に先ち豫め期限を附し書面を以て解決を促し更に検査員を遣して催促をなし愈々解決の見込なきものに對して執行す(止水栓を閉止す) (江戸川上水町村組合)
- 一、書面又は口頭を以て通告をなし然る後止水栓を以て停水す (高崎市)
- 一、停水處分執行の方法は水栓工をして係員の指揮の下に止水栓を止めしむ (京都市)
- 一、給水工事費用等滞納者並に使用條例違反に對しては期間を定め豫告し其履行せざるものに對して停水す閉栓の場合には止水栓を以て閉塞す共用給水者は給水用鍵鑑札等を引上ることせり (室蘭市)
- 一、止水栓或は封印を施し特種の閉栓器を用ひす (澁谷町)
- 一、本間に就ては二期(四ヶ月)以上使用料金滞りたるものに對し行ふものなるが其の間再三書面を以て料金納入方催告をなし尙停水處分執行に際し一週間の納入期間を置き其間に納入せざるものに對し閉栓し料金完納を待ち開栓す閉栓器は約三尺の長さ鋼鐵製にして先端二股になれるものを使用す (川崎市)
- 一、滞納者に對しては數次督促の後尙納付せざるときは停水期間停水日時を記載せる停水通知書を滞納者に送附し之に依り豫め其執行日時を周知せしめ置き當日に至り水道検査員に人夫一名を從屬せしめ滞納者宅に派し停水執行を告知したる後止水栓を閉鎖す之に使用する閉栓器は普通各地にて使用せる鐵製丁字閉栓器を用ひつゝありて格別不便を認めず (名古屋市)

一、停水處分の執行は料金の期限内に納附せられざるとき一應の催告を發し尙納附せざる場合之を行ふものにして其閉栓は止水栓の閉栓器を使用す (關東廳)

一、停水通知書を發し然るに後閉栓す(止水栓)給水栓に封印す (西宮市)

一、水道巡視をして閉栓せしむ (鳥取市)

一、料金未納の爲め停止處分に就ては遠慮なく止水栓を閉塞し尙給水料を取脱す (臺南州)

一、通知書を持參して一々給水栓を取外し居れり (高雄州)

一、止水栓を閉塞し止水栓ボックスに封塞を施す (臺中州)

(三五) 計量共用給水に付超過水量に對する料金を業務、人口、居所の遠近等に依り不均一割當を課せらるゝ向あらは其割當方法に付て各市の取扱振り承りたし尙使用者相互にて比率を定めたる所あらば併せて承りたし (飯塚町)

一、市内は不均一に課せず但し市外は倍とす尙使用者相互に比率を定むることを認めず (名古屋市)

(三六)

給水工事の際國縣道を掘鑿する場合一々土木管區の許可を得らるゝや尙復舊用砂利の補給率に付て各市の取扱振り承りたし (飯塚町)

答 一、其都度許可を受けず豫め承認を得復舊後は其箇所を充分に搗固め砂利敷をなし後日向補給を要する場合は幾遍も補修をなし居れり (秋田市)

一、一々許可を得る事となし居れり (丸龜市、西宮市)

一、通行に支障なき様施工し一々許可を得ず砂利は一ヶ所約二才位の割合 (岡山市)

一、本市内の國縣道は市の所管なるを以て何等手續を取らず而して特殊道路掘鑿後の復舊は土木課へ委託し其費用を負擔す普通道路の場合には當課直接復舊す (神戸市)

一、道路法に依り許可を受く復舊用砂利の撒布は厚一寸二分以上幅掘鑿幅の三倍とす



(和歌山市)

一、許可を受く

一、砂利補給坪當り八勺 (長崎市)

一、舗装道路は豫め道路管理者の承認を受くるも其他は施行後通知をなすことに豫め協定せり而して舗装道路の掘鑿に付ては復舊實費を辨償するも他は左の率に依り支拂をなせり

鐵管一間に付 掘鑿 上巾 二尺迄

金一圓四十五錢

二尺八寸迄

金二圓五錢

四尺三寸迄

金三圓二十五錢

給水工事一ヶ所延長十尺迄毎に金一圓八十六錢 (大阪市)

一、土木管區と協議し翌日の工事豫定箇所を前日に届出ることとせり (佐賀市)

一、一々許可を受くることとす復舊用砂利は全部市の負擔とす (松江市)

一、掘鑿の場合其都度掘鑿幅をなし砂利は掘鑿幅の二倍厚さ六寸の程度となせり (小倉市)

一、縣道掘鑿は個々の場所を指定せず總括して許可を得工事施行前豫め土木管區に通報す

一、年度始めに於て概算許可を受け年度末に於て出來高を報告し砂利の補給率は土木管區よりの指令に依り取扱ふ (長岡市)

(松本市)

一、施行毎に主管廳の許可を受け復舊方法に就ては嚴重に埋戻を爲し經五分乃至一寸の砂利を二寸厚に敷均し幾回も搗固め完了後検査を受くることとなし居れり (仙臺市)

一、鐵管布施の際許可せられたるを以て給水管引込の際は其都度書面に依り通知をなす

一、工事施行後相當敷砂利をなし路面の復舊をなす (甲府市)

一、許可を受け居れり

尚復舊砂利補給率 (掘鑿平面積の二倍とし敷厚三寸とす) (大牟田市)

一、道路占用許可期間は一々許可を俟たず

縣道復舊砂利は鐵管跡三・六切(三尺×四尺)

鉛管跡〇・六切(一尺) (上諏訪町)

一、施工家屋十戸に達するとき圖面添附届出をなすことに許可を受け居れり砂利は適宜に撒布す

(別府市)

一、大體の許可のみに止め一々土木管區の許可を受けず現狀に復するを以て程度とす (熊本市)

一、先以て總體につき地方長官の許可を得て時々其許可を受けす又砂利の補給率は指定なきを以て土木派遣所と協議の上適當の補給をなせり (高田市)

一、配水管布施後其附近の引込件數を豫想し一度に占用の許可を受け掘鑿は其都度許可を受けつゝあり復舊砂利は許可指令の條項に基き厚三寸宛二回掘鑿市の二倍を撒布す (川崎市)

一、舗装道路の外其都度許可を受け居らず之が復舊には砂利眞利土各厚五寸を補給せり (廣島市)

市)

一、本市は許可を受くへき手續を爲さざるも其都度口頭を以て當該土木管區に通知し其承認を求め尚復舊用砂利の補給率等は別に定めざるも道路維持上本市の適當と認むる程度に赤土及砂利を撒布す (名古屋市)

一、許可を得て施行す

掘鑿市に對する厚さ二寸を補給す (宇部市)

一、配水管布施許可を受くるに當り各戸引込鉛管埋設に際し掘鑿及其復舊方法を定め實施の場合便宜の方法を以て通知し執行する様許可を得居れり砂利厚三寸とす (平町)

一、土木管區の了解を得許可の手續を得ず執行しつゝあり復舊砂利等率なし (尾道市)



- 一、給水工事に際し國縣道を掘鑿する場合は別に土木管區の許可を得ず復舊用の砂利は壺堀（分水管を引込む場合）一ヶ所に付〇・〇八立方米突とし其他は埋設鉛管延長一米突に付〇・〇三立方米突を使用す（福井市）
- 二、府尹の管理に屬するを以て許可の手續きを省略施行す（群山府）
- 一、給水工事の際國縣道を掘鑿する場合は一々縣知事の許可を得尙復舊用砂利は平一坪當り一合の割合を以て補給し居れり（水戸市）
- 一、土木管區には許可權なきものと思ふ而し配水管布設並に給水工事に對し國縣道占用願は土木管區を經由し其副申を待つて知事認可せるものなれば其着手及竣工を通知するも各人給水工事毎に一々出願はせざるなり
- 一、砂利は其地質關係に依り厚さ三寸乃至六寸を一回又は二回に散布搗固復舊す（米子市）
- 一、一々許可を得ることせず協定を了し居れり復舊砂利補給は適當に取扱ひ居れり（宇都宮市）
- 一、豫め土木管區の承認を得施行の場合は只土木管區に通知するに止む  
特殊の「アスファルト」路面補裝箇所は其補裝復舊に限り施工方を管區に依託し其費用を市に於て負擔す砂利は一問當り〇・〇四立坪の豫定（佐世保市）
- 一、土木管區經由縣知事の認可を受く  
復舊用砂利補給率  
掘鑿 $2 \times 0.5 \times$ 掘鑿延長に砂利補給立坪（福岡市）
- 一、工事施行後一ヶ月分取纏め報告しあり（徳島市）
- 一、許可を受け居れり砂利の補給はなし居らず（前橋市）
- 一、本市は不便ながらも其都度土木管區の許可を受け施工しつゝあり復舊用の砂利は水道管理者

に於て補給し敷均し一切を施しつゝあり（横須賀市）

- 一、道路を掘鑿する場合は總て所轄警察署及道路管理廳に通知することせず復舊砂利等は全部府の負擔とせり（京城府）
- 一、國縣道掘鑿の場合は前日土木管區に届出て施工後は跡埋搗固めの上砂利厚約三寸を撒布し路面に鋪裝す（福山市）
- 一、許可を受く尙之か復舊は三年を以て完了するものにして砂利の補給率は初年度に於て六分二年度には三分三年度は一分とす（小樽市）
- 一、給水工事に際しては許可を受けず施工す  
復舊補修砂利は約三寸厚に撒布す（福島市）
- 一、水道布設當時占用許可を受けたる區域に付ては再び許可を受くることなし  
但し給水工事の箇所路線延長等所管工區に届出施行することに取扱ひ引砂利の方法は許可を受けたる際示しあり（徑五分以上八分以下厚三寸以上とす）（上田市）
- 一、道路管理者の許可を得施工す  
復舊用砂利は道路横斷の際は一合然らざる場合は五勺を補給しつゝありしを現在は立積に關係せず路面固定する迄修理することせず（沼田町）
- 一、許可を得て掘鑿す  
砂利補給率は市内は厚六寸、巾掘鑿巾の二倍を三回に撒布し市外は掘鑿部分に厚五寸大玉を入れ外に厚三寸巾掘鑿巾の三倍砂利を撒布す（東京市）
- 一、給水工事の爲めにする國縣道占用に就ては豫め其豫定線に承認を得居れるを以て一々許可を得る必要なし復舊砂利補給率五厘（鳥取市）
- 一、一々許可を得居らず砂利は水道の直營にて修理を爲す（高雄州）



一、各戸給水工事に關しては一々許可を得ず故に竣功後は完全に復舊することを條件とせり  
(臺中州)

一、許可を得

道路に因り一様ならず (江戸川上水町村組合)

一、本問題の場合其筋の掛員に默認を受け實行せり (倉敷町)

一、工着手前掘鑿届を提出し處理し居れり尙ほ復舊砂利は掘鑿巾の二倍に對し厚三寸の量を以てせり (若松市)

一、何ヶ年と云ふ様に期間を置き許可を受け居る爲一々届出ず (高砂町)

一、工着手前日東京府知事宛水道引入管布設に付道路掘埋届を提出し復舊砂利は掘鑿二倍以上厚二寸敷均し修理す (目黒町)

一、國縣道は其管理者たる知事の認可を得たる後使用すべきものなるも當市に於ては土木監督所の了解を得單に使用通知書を發したるのみにて使用しつゝあり復舊用砂利は普通二回乃至三回位とし現形になる迄とす (郡山市)

一、其都度土木管區の許可を得て工事を實施しあり復舊用砂利は適當に使用し尙後日回みを生じたる際に修繕す (山形市)

一、其都度土木管區に届出づ (奈良市)

一、地方廳の認可を受くるを要す而して道路復舊に就ては認可の都度條件に基き施行しつゝあり (堺市)

一、其都度土木管區の許可を得舊用砂利は掘鑿長に對し幅三尺厚三寸とす (鹿兒島市)

一、土木管區の許可を受く砂利は厚二寸巾掘鑿より一尺擴く敷均しを爲す (高崎市)

一、市内の道路は市長の管理に屬するを以て許可を受ける必要なし (京都市)

一、其筋の許可を得るは勿論なり而して復舊用砂利補給率は工事の状態に依るか故に一定率な其く都度の指定に依り施工しあり (室蘭市)

(三七) 淨水池の貯水量は幾何を以て適當とするや (前橋市)

答 一、本市計畫人口に對する一日の使用水量の十二時間分の最大量と火災に要する水量を容るゝに

足るべき容積となし居れり (秋田市)

一、十二時間分位を適當とす (丸龜市)

一、既設淨水池に就き一時間毎の給水量を調査したる結果各一時間平均量の四時間八二に相當する貯水が必要なるを知り夏期最大使用量一戸一日三十五立方尺に相當して貯水を爲すものとすれば年平均の日即一戸一日二十五立方尺及冬期最小の日即一戸一日十七立方尺五に對して左の貯水時間となるべし

年平均の日  $4.82 \times 35 + 25 = 6.75$ 時間

冬期最小の日  $4.82 \times 35 + 17.5 = 9.64$

以上は淨水池に入る水量が毎時平均なるものとしての計算なり而して別に二割五分の餘裕を加ふれば安全なり

夏期最多使用量の時  $4.82 \times 1 \frac{1}{4} = 6.03$ 時間

毎平均使用量の時  $6.75 \times 1 \frac{1}{4} = 8.44$ 時間

各最小使用量の時  $9.64 \times 1 \frac{1}{4} = 12.05$ 時間 (神戸市)

一、八時間を以て適當とす (臺北州)

一、淨水池の貯水量は其の市の工業都市なるや又唧筒式なるや否やにより差あるものと思考す而



し普通八時間以上二十四時間以下を支持する給水量を貯水すれば可ならん (川崎市)  
一、適否は別として本市浄水池は一日最大給水量の約八時間半の容量を貯へ得る設備とす (名古屋市)

一、京都市に於ける最大日消費量を標準として附圖の如く消費曲線と濾過量曲線を畫く時は約四時間二十分平均日量の六時間半となる之に適當なる消火用貯水量を加算せば可なるべし  
本市に於ては豫備貯水量として約四時間分を見込み最大日量の八時間分即平均日量の十二時間分と計畫せり

前記豫備量は一四<sup>立方</sup>/<sub>分</sub>の消火栓四口一時間分に相當す本市水道は源水清浄なるが故に前記一時間内に手配して之を火災場へ直送せば一五<sup>立方</sup>/<sub>分</sub>の消火栓八口を同時に使用し得べし 別紙圖面参照 (大津市)

一、貯溜長時に涉れば細菌數増加するを以て配水池の貯水量は一日の使用水量の半量位を標準とせば可ならん (長崎市)

一、各地の事情に依り異なるべきも一ヶ年平均の七時間分に火災の際に要する水量を考慮すれば充分ならん又配水量の大なるに従つて幾分減少するも可ならんか本市に於ては最大送水量二百二十三萬石に達したる際五時間半分(一ヶ年平均七時間分餘)の貯水量を有したり (大阪市)

一、一日最大給水量の三分の一以上を以て適當と認む (松江市)  
一、人口と設備の關係上各異ならむ本市現在に在ては五萬人に對する十時間の分を貯水す (小倉市)

一、所要量の一日分位を適當と認む (仙臺市)  
一、各市の給水狀況に依り一定し難し (甲府市)  
一、計畫人口使用水量の八時間分を貯水す (別府市)

一、一日最高給水量の三分の一を適當とす (群山市)  
一、各都市共土地の廣狹其他經濟上區々別なるも計人口一日使用量の八時間乃至十二時間分貯溜するを以て普通とす (福岡市)

一、給水量に對する時間を以て標準とし電力により唧筒運轉の場合には其他に於ける己往最高長時間の停電を目途し之に或餘裕を見込むこと  
若し停電の場合其他發電裝置あれば其初發時迄に要する時間に或餘裕を探りたし如上の事情なき一般として六時間乃至九時間分にて可なりと思ふ (八王子市)

一、濾過池の設備有無に關係ありと雖當市は現在三萬の給水に對し十二時間貯水するの配水池を有す (上田市)

一、本市に於ては計人口七萬人に當する(一人當り三立方尺)八時間分及防火用水(一分時百立方尺)六時間分を貯溜し得る浄水池を設備せり (山形市)  
一、時間最大は京都市に於ては平均給水量を突破するは二十四時間の内三時間六分なり各地の事情及給水の狀態に依て異なるも六時間以上を有するものと思料す (東京市)

一、十時間乃至十二時間分位適當ならん (京都市)  
一、硬度高き浄水を水道用水として使用する場合簡易の方法を以て大規模に之を軟化せしむる方法を実施せられ居る所あらば其實例承りたし (前橋市)

(三九) 水道用語を一定するの必要なきや (前橋市)

答 一、別に不便を感ぜし向なきも一定するを可とす (丸龜市)  
一、用語を一定するは相互の便益なるべし (長崎市、福井市、鳥取市、臺北州、澁谷町、關東廳奈良市、廣島市、臺中州)  
一、簡單に一定なし得るならば至極結構ならん (小倉市、臺南州)



一、必要ありと認む (宇部市、別府市、飯塚町、佐世保市、大邱府、目黒町、郡山市、川崎市、高松州、仁川府、水戸市、小樽市、徳島市、秋田市、大阪市、西宮市、尾道市、仙臺市、平町、大牟田市、上諏訪町、松江市、宇都宮市、大津市、群山市、沼田町、倉敷町、山形市、室蘭市、前橋市、八王子市)

一、地方の状況に依り全部を一定すること困難なるべし大體に於て一定する必要ありと認む (福岡市)

一、數年前に用語一定の議決を見たりと思考す果して然らば續行方法を考究したし (金澤市)

一、絶體必要を認めざるも一定することを得ば幸なり (福山市)

一、水道用語のみにては字句簡單にして其意を解し難きを以て回答し能はざるも用語の統一等は

大體を可と認む (名古屋市)

一、研究を要するものと認む (堺市)

(四〇) 共用栓を設置すべき場所及資格の標準如何 (前橋市)

一、本市は最初一定の間隔を以て必要と認むる場所に之れを設置し其數全市に二百以上を算し之れが爲め専用栓の引用に非常の妨害を來したり以上の經驗に依れば共用栓は専用栓設置の出來難き中産階級以下のものよりの出願を待つて設置するに至當と認む本市の共用栓を許可すべき資格は國稅七圓以上を納めざるもの及賃貸價格二十圓以下の家屋に居住するもの條例に依り専用栓の引用を許可せざるもの (秋田市)

一、設置箇所は場所の關係に依り一定せず

一、平家建にして延建坪又は二階建にして延建坪十五坪未満の家屋に居住する者

二、家賃月額十圓未満の家屋に居住する者

三、市長に於て相當理由ありと認めたる者 (和歌山市)

一、既設共用栓より距離三十間給水戸數二十戸以上を有し専用栓引用の資格なきもの (長崎市)

一、設置の場所に就ては専ら申込人の指定に依るものにして豫め標準を定むべきものにあらずと思料す資格に就ては本市は賃貸價格一ヶ月十五圓未満の家屋に居住する者其他相當の事由ありと認むるものに限定せり然れども是等は土地の状況に依り定まるべきものにして各地に一定の標準に依ること能はざるべし (大阪市)

一、他共用栓より一丁以上を離れたる場所に於て五六戸以上の住家密集し然かも他に飲用水を得るの途なきものに對しては共用栓を設くることとす (大體標準) (松江市)

一、大略左の標準に依る

「イ」見通しつく場所 「ロ」給水者五戸以上あること 「ハ」戸數割平均額以下のものたること 栓と栓との間隔は約五十間とす (小倉市)

一、設備場所 公設、公道、私設、私有地、(私有地にありては地主より將來に對する適當の條件を附せしめ設備することあり)

水道條例第十五條の趣旨に基き設置ヶ所を擇定す使用者資格は所得税を納めざるもの家事用とす (門司市)

一、直接國稅年額十圓以下の納入者又市長に於て家賃十圓以下と認めたる家屋に居住する者にして水質非常に悪しき處 (長岡市)

一、當市公設共用栓は條例規定資格者十戸以上使用見込ある場合街路適當の場所に設置することの内規とせり (仙臺市)

一、共用栓使用戸數の多寡を標準とし場所は使用者の便否下水等を顧慮すべし (大牟田市)

一、成るべく公道に接し排水の利便よき場所を選べり (上諏訪町)



- 一、中産以下の者拾戸以上の需用あるとき既設栓と約四十間を隔て、設置す (別府市)
- 一、戸数割平均額未滿直接國稅五圓未滿の納稅者及家賃十圓未滿の者 (宇部市)
- 一、私設共用栓にありては條例に依る資格者にして且つ三戸以上使用し得る状態にあるを要し公設共用栓にありては主として細民部落に設置することとせり (仁川府)
- 一、設置場所の撰定は市長及町總代等と協議の上設置し資格は左の如し
  - 1、直接國稅年額五圓以下のもの
  - 2、一ヶ月賃賃額拾五圓以下の家屋に住居するもの
  - 3、建坪拾五坪以下の家屋に住居するもの (福井市)

一、設置場所

(公設)五戸以上使用し得る場所

(私設)三戸以上使用し得る場所

資格

(公設)賃賃價格拾圓未滿の家屋に住居するもの

(私設)賃賃價格貳拾圓未滿の家屋に住居するもの

土地の狀況其の他の事情に依り専用給水栓を装置し難き者 (群山府)

- 一、當府に於ては私設共用栓は主として工事請求者の指定する場所に設置するも放任水にて盗水等の恐れある時は相當の設備を要求するか或は府に於て適當と認むる所に設置せしむる事あり然して之が資格の標準は條例上に規定なきも大體に於て賃賃額二十圓未滿の家屋に住居するものとす次に公設共用栓は設置費全部府負擔にして府に於て適當と認むる處に設け大體賃賃額月額十圓未滿の家屋に住居するものに適用す (平壤府)
- 一、設置場所は公道外の空地にして可成住家に接近せざる位置を選定す

資格は一ヶ月賃賃額五圓未滿の住宅に住居するもの又は直接國稅納額一ヶ年三圓未滿の者にして十戸以上の組合を組織したるもの (佐世保市)

一、共用栓使用資格者多き場所

資格 市稅戸數割年額八圓未滿者 (福岡市)

一、認定家賃に依る (徳島市)

一、共用栓を設置する場合或は家屋の面積により或は間口により或は稅額により其資格標準一定ならざるが如し孰れが最も適當なりとなすや (前橋市)

一、資格 私設共用栓は賃賃額月額二十五圓未滿又は建坪十五坪未滿の家屋に住居するもの

公設共用栓は同上十五圓未滿又は十坪未滿 (京城府)

一、公設共用栓は布設當初に於て設置したる以上は可成設置せざる方針を執り居れり然して私設共用栓は申込に依り調査を遂げ許可し居るも之が資格は條例に規定する共用栓使用資格に依るは勿論なり (福山市)

一、設置すべき場所は公設に在りては主として道路に私設にありては請求者の所有地又は承諾を得たる他人の所有地とする見込共用者の資格としては特に承認したるもの外家賃一ヶ月金十二圓未滿の家屋に住居するものとする見込 (八王子市)

一、當市は公設共用栓は道路上に私設共用栓は私有地に設置するを本旨とせり資格とは如何なるものを意味するや不明なるも當市は私共にありては二人以上共用使用者ある場合請求により設置す

一、公設共用栓は市に於て必要とする倍所に設置す (上田市)

一、公設共用栓

(イ)公道上なること



(ロ) 専用栓若くは私設共用栓設置の資力なしと認むる者の生活上又は衛生上の見地より必要ありと認むる場所

私設共用栓

(イ) 三戸以上の請求あること

(ロ) 専用栓引込の資力なきもの請求にして必要と認むるもの

(ハ) 使用者は家賃十五圓以下のもの

(ニ) 直接國税十圓以下の納税者たること (熊本市)

當地は引用者の資格場所には關係なし單に二戸以上なることを條件とせり (臺北州)

條例に依り私共三戸以上公共十戸以上の申込の場合係員適當なると認めたる個所に設置す

(大邱府)

一、屋外に限る 十坪未満の家屋三戸以上の使用者あるもの (江戸川上水町村組合)

二、受給水者少くとも十戸以上ありたる場合調査の上設置する方針とせり (倉敷町)

場所は制限せず 左の一に該當するものは共用栓を使用し得ず但し専用使用料を納附するものは此の限りに非ず

一、自己所有の建坪十五坪以上の家屋に住居するもの

一、一ヶ月賃借料十圓以上と認むべき家屋に住居するもの (高砂町)

私設共用栓には使用者の資格を定めず請求に應じ指定の場所に於て工事を施行せり又公設共用栓は装置費負擔の資力なき者二十戸内外ある場合に設置するの方針を執れり (釜山府)

私設共用栓にありては公道上以外に於て請求者の希望の場所資格は建坪十坪未満の家屋三戸以上聯合の場合に限る (目黒町)

本市の公設共用栓は公道に於て附近汲水者の便利よき場所(主として十字路)私設共用栓は

私有地内に設置す

資格は特別税戸數割一戸平均負擔額未満のものに使用せしむるを本則とせり (郡山市)

一、市長は適當と認めたる箇所に設置す尙私設は申込により之を設置す (山形市)

一、五戸以上の家屋外に設置す但し賃貸價額拾貳圓以上の家屋に住居するものは専用栓の料金を徴收す (堺市)

一、賃貸價額一ヶ月金拾五圓以内の家屋に住居するもの、直接國税年額金拾五圓以内を納むるもの、家屋税年額金拾五圓以内を納むるもの、場所は請求者に於て指定せしめ不適當と認むるときは變更せしむ (鹿児島市)

一、共用栓は私設のみにして場所等は請求者に於て決定す (南滿洲鐵道株式會社)

一、家賃十五圓未満のものにして給水戸數二十五戸以上ある場合一丁毎に一基を設置す(高崎市)

一、當市は公設共用栓設置するに當り土地の實況を參酌し最初七十間より百間位の間隔を以て設置せり其後人口増殖に伴ひ該標準に依り漸次増加設置す (室蘭市)

一、建坪十坪未満三戸以上ある場所に設置す (澁谷町)

一、共用栓を設置すべき場所は比較的家屋密集し且下水吐により交通の支障とならざる場所を選定するの外道路の交叉狀況をも斟酌す其資格標準は直接國税四圓以上若くは家屋税五圓以上を納むるもの及直接國税と家屋税とを合算し七圓以上納むるもの又は市長に於て査定したる賃貸價額一ヶ月十六圓を超える家屋に住居するもの等は公私共用栓使用者たることを得ざることをせざるが但し市長に於て己むを得ざる事由ありと認めたるものに對しては期間を定めて特に承認することとせり (川崎市)

一、當市私設共用栓は屋内又は構内に公設共用栓は道路敷に設け資格標準は次の通りとせり

一、私設共用栓は三戸以上



- 一、公設共用栓は十戸以上
- 一、賃貸価格一ヶ月六圓以下の家屋居住者
- 一、直接國稅又は家屋稅年額五圓以下の者
- 一、既水支管布設なき場所に居住する者
- 一、當市私設共用栓は屋内又は構内に公設は道路敷に設け資格標準は次の通りとせり
- 一、私設共用栓は三戸以上
- 一、公設共用栓は十戸以上
- 一、賃貸價格六圓以下家屋居住者
- 一、配水支管布設なき場所に居住するもの
- 一、給水装置をなすこと能はずと認むるもの
- 一、直接國稅又は家屋稅年額五圓以下のもの(家族者合算) (廣島市)
- 一、設置場所は共用栓の用途に鑑み共用者相互に便利なる地點を選定するを可とす又共用資格者は家屋の階上階下を通し建坪十四坪未満の家屋居住者に限定す但し十四坪未満の家屋と雖も土地建物共又は建物のみ給水使用者のものなるとき及共用使用者中市長か特に専用資格者と認めたるときは共用栓使用資格を缺く (名古屋市)
- 一、資格標準に付ては上水道統計及報告第七號附錄第十六表、第十七表參照 (東京市)
- 一、設置場所は本市に於ては屋外にして希望の場所家賃十五圓以下とす (西宮市)
- 一、専用栓使用の資力乏しきものと認むるもの、多く居住せる地區を選定し路傍に設置す但使用者資格は一ヶ月賃貸價格六圓以下の家屋に居住し直接國稅年額五圓以下の納付者とせり (鳥取市)
- 一、地方の狀況によりて定むるを適當と考ふ (臺南州)

(四一)

一年以上に渉るべき重要案件の委員は單に市を以て委員とせず人を以て委員とし之に囑託して目的の進行を期するの必要なきや (前橋市)

答

一、同感 (秋田市、沼田町、倉敷町、郡山市、山形市、長岡市、平町、尾道町、福井市、高砂町、鳥取市、臺中州、臺北州)

- 一、重要案件促進に付ては第八一問にて意見提出せり (和歌山市)
- 一、經費等の點を考慮し速に賛意を表し難し (大阪市)
- 一、市と人との委員責任區別ある理由等説明を承りたる上賛否を決す (佐賀市)
- 一、必要に應じ囑託員を設くるは差支なきものと認む (松江市)
- 一、人を以て委員とせし場合其委員異動の都度更に囑託等の手續をなさざるべからず依て市を以て委員とする方可と認む 市を委員として不可ありや (小倉市)
- 一、詳細なる御説明を承らざれば所見を述るを得ず (仙臺市)
- 一、市を以て委員とするを相當と認む (甲府市、臺南州)
- 一、轉任退職等あるを以て考慮の必要なきや (別府市)
- 一、研究を要す (熊本市、長崎市、宇都宮市、堺市、上田市)
- 一、人を以て委員とし云々の意味判明せざるも趣旨は大體賛成なり但第八一問と併合審議を可とす (名古屋市)
- 一、現在に於ける本會の組織に於ては實行困難なるべし (東京市)
- 一、考慮 (西宮市)
- 一、實行困難にあらざれば良法と認む (宇部市)
- 一、市を以て委員とするも目的の進行上支障なきものと思せらる (水戸市)
- 一、御意見の通り長日月を要する重要案件は市を委員とするより人を以て委員とし之に囑託する



ときは目的の進行を期する上に必要と認め囑託手當の出所に考慮を要す (宇和島市)

- 一、進捗を計る上に於て出題の方法は宜しと認む (福岡市)
- 一、重要案件に關する調査及實行委員は從來會員名が公共團體又は會社となり居る爲其水道經營團體を以て委員としたれども水道従業員は任期至て短きを普通とするを以て従業員の轉任により其の委託案件の實行に支障を來たすこと多きやに考へらるゝが故に本問題を提出せる所なり (前橋市)

- 一、案件に應じ決定することにしたし (金澤市)
- 一、同様ならん(要なしと思ふ) (京城府)
- 一、目的の進行を期するの必要あるは同感なり委員は市を以てするも人を以てするも同様ならん殊に委員に於て最善を盡されたし (福山市)
- 一、人を以てせば更迭の場合不便なるべし乍併案件の内容によりて提出者の通りとするを可と思惟す (八王子市)

- 一、必要なりと認む (目黒町、徳島市、川崎市、小樽市)
- 一、必要を認めず (京都市)
- 一、人を以て委員とすることに賛成 (室蘭市)

(四二) 答 緩速濾過池の汚砂鋤取に就て各市の實施せらるる方法承りたし (神戸市)

- 一、人夫を使役し汚砂を鋤取り人工洗滌をなし居れり (秋田市)
- 一、濾過面積少なるため巾廣の木製鋤にて搔取る (丸龜市)
- 一、木製の鋤取器(鍬形のもの)にて鋤取る (和歌山市)
- 一、源水を砂層以下一尺位に下げ汚砂を厚さ五分位鋤簾又は「シヨベル」を以て搔取ることゝせり此場合は多數の木板を布き砂面を踏み固めざる様注意を要す (長崎市)

- 一、スコップを使用し必要の厚さを剥き取ることゝす (松江市)
- 一、汚砂鋤取は二寸乃至三寸にして尙一ヶ年に一回深鋤として六寸乃至八寸とせり (小倉市)
- 一、角形「スコップ」又砂搔均器具にて汚砂を鋤取は搔取方法による (門司市)
- 一、當市は緩速濾過にして汚砂は厚五ミリ乃至二〇ミリを搔き取り洗滌す而して夏期は濾床干燥し掃除に便なるを以て鋤取りには薄刃鋤簾を用ゆるも冬期氷結の際は凍砂隆起を利用し木製鋤簾の如きものを以て之を鋤き取り居れり (仙臺市)
- 一、二八に同し (甲府市、別府市、廣島市、川崎市、大阪市、關東廳、仁川府、平町、高崎市、釜山府、京城府、小樽市、佐世保市、堺市、宇都宮市)
- 一、歩板を敷きスコップにて鋤取り然る後擔送す昨年同問題参照 (臺北州)
- 一、人力に依り木製鋤を以て削り採る (澁谷町)
- 一、本市に於ける汚砂鋤取りは約一「センチメートル」より一・五「センチメートル」とす第二十八問と併合審議を可と認む (名古屋市)
- 一、當府に於ては第二八問に回答せし如く使役夫の健康診斷を爲したる後着手す汚砂削取は年平均五六回施行し一回に五分つゝ「シヨベル」を以て削取るものとす (平壤府)
- 一、鋤簾鋤取の方法に據る (福岡市、宇部市)
- 一、角型「シヨベル」を以て汚染深度丈け全面平等に鋤取り約一平方面坪に一ヶ所宛位を堆積す (福山市)
- 一、一年六回汚砂鋤取をなし一年一回淨砂補充をなす (鳥取市)
- 一、本市濾過池は三ヶ所にして一ヶ宛交代二年三回三月より十月迄の間に於て砂洗場に於て汚砂を洗滌再び濾過地に配砂す消耗したる砂は其都度豫備砂を補足す (上田市)
- 一、三分より五分迄「スキ」の如きものにて鋤取る (大邱府)



- 一、濾床汚染の程度により鋤簾を以て掻き寄せ池外に搬出しつゝあり (郡山市)
  - 一、濾過池乾水後鋤簾にて厚約三分の砂層を削り數連の「ウ子」を作り擔籠にて濾面敷板上を擔ひ掲げ又はゴム輪付手押二輪車にて運搬す (東京市)
- (四三) 職夫の業務に起因する負傷又は疾病により癱疾若くは不具者となりたるものに對し各市の取扱はるる待遇方法承りたし (神戸市)

答

- 一、其都度伺の上手當金を給すること、し規定を設けず (秋田市)
- 一、解職の場合一時限り日給九十日以内を給す (和歌山市)
- 一、職夫の業務に基因する負傷又は疾病に依り癱疾若くは不具者となりたる者に對しては相當療養料を給するの外扶助料年額參拾圓を支給す (長崎市)
- 一、本市は職工工夫扶助規程を設け大體左の扶助をなせり
  - 一、終身自由を辨ずること能はざるもの 賃金 五百四十日分
  - 二、終身勞務に服すること能はざるもの 全 三百六十日分
  - 三、從來の業務に服すること能はざるもの 全 百八十日分
  - 四、身體を障害し舊に復する能はずと雖引續從來の勞務に服することを得るもの 健康舊に服すること能はざるもの又女子の外貌痕を残したるもの 全 四十日分
- 一、一般會計は同様扶助金給與規定を設け療治料遺族扶助料給助料葬祭料を支給せり (大阪市)
- 一、日給額百日以上二百日以内の金額を支給す (門司市)
- 一、公務負傷者には可成市に於て醫藥料を支辨す其他實例なし (松本市)
- 一、當府に於ては差當り備人特別賞與規程に依り一時金を支給しつゝあり (鎮南浦府)
- 一、本市規定の定むる所に依る程度に依り等差を定め年金又は一時金を給す (西宮市)

一、不具癱疾となりたる者は給料又は手當二ヶ月分乃至五ヶ月分の範圍に於て給助料を支給し其他に對しては療治料の實費を支給す (鳥取市)

- 一、市一般の規定として職工工夫及人夫共一時的給與金の制定あり (仙臺市)
- 一、備人特別給與規定を設け手當金を支給す
  - 手當金の種別左の如し
    - 一、療治料 二、救助料 三、退職給與金 四、死亡賜金 (甲府市)
  - 一、職夫規定に依り相當扶助料を給與す (大牟田市)
  - 一、實例なく又規定したるものなし但し公務に基因し死亡したるときは日給額の九十日分に退職一時給與金規程に依る支給額を加算支給す (別府市)
  - 一、目下大正七年十一月勅令第三八二號備人扶助令を準用せり (高田市、鳥取市、臺北州、臺中洲、京城府)
  - 一、市吏員と同様の取扱を爲す (宇部市)
  - 一、公務の爲めの負傷に對しては醫療の實費を支給す癱疾若くは不具者となりしもの又は死去したるものに對しては町會の決議に依り弔慰料及一時手當金を支給する規程なるも後者に就ては事例なし (平町)
  - 一、一、傷病疾病中の治療費は實費を支給す
    - 二、死亡者 日給 三百六十五日以内
    - 三、疾病重傷終身自由を辨する能はざる者 全 三百日以内
    - 四、自由を辨するも終身勞務に服する能はざる者 全 二百五十日以内
    - 五、勞務に服し得るも身體毀損して舊に復せざる者 全 二百日以内 (福井市)
  - 一、當町に於ては職務の爲傷病を受け又は疾病に罹りたるときは其療養に要したる諸費を給與し



尙醫師に於て休養の必要ありと認むるときは其休養期間中の日給を支給す但し休養日數五十日以上に及びたるとき又は死亡不具癱疾となりたる場合は適當と認むる程度に於て町長之を定めつゝあり (豊原町)

一、一般官吏扶助法に準し支給す (高雄州)

1、終身自由を辨せざるもの

賃金 五百四十日分支給

2、終身勞務に服すること能はざる者

全 三百六十日分支給

3、從來の勞務に服すること能はざる者

全 百八十日分支給 (谷村町)

一、當府に於ては該當事項ありたる場合は其都度決裁を経て待遇法を講じ居れり (平壤府)

一、町扶助規定に係り治療料並に扶助料を支給す (飯塚町)

一、日給百五十日以内の救助料及療治料(實費)を支給す (佐世保市)

一、本市待遇方法の規定なし其都度市長に於て證議の上相當金額を給與することとせり(福岡市)

一、本市左記死傷手當を支給す

1、死歿手當弔祭料 二十圓 遺族扶助料 百圓以内

2、兩眼を盲し若しくは二肢以上を失ひたるもの 百圓以内

3、前項に準じたる傷疾を受け若しくは疾病に罹りたるもの 九十圓以内

4、一眼を盲し若しくは二肢の用を失ひたるもの 八十圓以内

5、前項に準すべき傷疾を受け若しくは疾病に罹りたるもの 七十圓以内

6、一眼を盲し若しくは一肢の用を失ひたるもの 六十圓以内

7、前項に準じたる傷疾を受け若しくは疾病に罹りたるもの 五十圓以内

8、傷疾々病前項より輕きも全治後自己用辨に妨礙あるもの 四十圓以内

前項の傷疾々病には治療料として三十日以内にて於て治療に要する實費及日給の半額を支給す

(横須賀市)

一、不具の癱疾に陥り終身勞務不能のものは日給百日以上自七十日分以下の扶助料を一時に之を支給す (小樽市)

一、職夫の業務に基因する負傷は醫治料を負擔し治療せしむ不具又は疾病となりたる實例なし (福島市)

一、職務の爲基因する負傷を受けたる職夫に對しては現認證の監督員の提出ある場合醫師の治療實費を支給す

右負傷に起因し不具癱疾となりたる者なきも市會の決議に依り待遇方法を決することにせんとす (上田市)

一、職務の爲負傷又は疾病に罹りたるときは全治に至るまで一日參圓以下の治療手當を給すれども之に基因せる癱疾不具者に對しては未だ救濟方法を講じ居らず (釜山府)

一、負傷又は疾病等の場合は治療費の實費を支出し給料は缺勤中と雖も支給す癱疾若しくは不具者となり退職のものに就ては相當手當を支給す (郡山市)

一、傷疾々病に對しては實費

死亡者に對しては弔祭料

遺族扶助料

本市退職死亡並に療治料給與條例を準用す (鹿児島市)

一、業務上に基因する負傷又は疾病は實費を支給することとせり (高崎市、長岡市)

一、市職工扶助規定に基き左の如き障害扶助料を支給す

一、終身自由を辨ずること能はざるもの 賃銀日額五四〇日分以上七〇〇日分以下

二、終身勞務に服すること能はざるもの 三六〇―五〇〇日分以下

遺族扶助料 七拾圓 (堺市)

遺族扶助料 貳百圓 (鹿兒島市)

遺族扶助料 貳百圓 (堺市)

遺族扶助料 貳百圓 (鹿兒島市)

遺族扶助料 貳百圓 (堺市)

遺族扶助料 貳百圓 (鹿兒島市)

遺族扶助料 貳百圓 (堺市)

遺族扶助料 貳百圓 (鹿兒島市)

遺族扶助料 貳百圓 (堺市)

遺族扶助料 貳百圓 (鹿兒島市)

遺族扶助料 貳百圓 (堺市)

遺族扶助料 貳百圓 (鹿兒島市)

遺族扶助料 貳百圓 (堺市)

遺族扶助料 貳百圓 (鹿兒島市)

遺族扶助料 貳百圓 (堺市)

遺族扶助料 貳百圓 (鹿兒島市)

遺族扶助料 貳百圓 (堺市)

遺族扶助料 貳百圓 (鹿兒島市)



三、従前の勞務に服すること能はざるもの健康舊に復すること能はざるもの又は女子の外貌に醜痕を残したるもの  
一八〇—三〇〇日分以下

四、身體の障害舊に復すること能はざるも引續き従前の勞務に服することを得るもの  
四〇—一五〇日分以下

(京都市)

一、俸給月額七ヶ月分迄を給與す (澁谷町)

一、療治料一日一圓五拾錢以内にて實費支給す。一、休業中日給全額支給一、死亡したるときは日給一八〇日分支給 (廣島市)

一、癱疾若くは不具者となりたる者に對しては雇傭人扶助規程に定むる處に依り現給月給二十ヶ月分以内にて市長之を定む (名古屋市)

一、職に堪へずして退職せしめたるときは日給九十日分迄の金額を支給し尙一肢以上の用を失ひ又は之に準すへきものとなりたる者には左記の種別に従ひ日給七十日分迄を加給す

(一) 兩眼を盲し又は二肢以上失ひ若しくは之と同等なる傷痍疾病に罹りたるとき

(二) 前號に準すへき傷痍を受け若しくは疾病に罹りたりるとき

(三) 一肢を失ひ又は二肢の用を失ひ若しくは之と同等なる傷痍疾病に罹りたるとき

(四) 前號に準すへき傷痍を受若くは之と同等なる傷痍疾病に罹りたるとき

(五) 一眼を盲し又は一肢の用を失ひ若しくは之と同等なる傷痍疾病に罹りたるとき

(六) 前號に準すへき傷痍を受け若しくは疾病に罹りたるとき

尙工場法の適用を受くる箇所(作製工場、量水器修繕工場、材料、試験所、製材工場)に従事するものに對しては工場法の規定に基き支給す

(附記) 本規定は改正の必要を認め目下研究中なり (東京市)

(四四) 協定試験法中生物學的検査の一項を設くる必要なきや (神戸市)

答

一、生物學的検査の項を設けて従來の理化的細菌學的検査を補足することは必要ならんも其標準を浮遊生物の種類に置くか又數量に置く等研究すべきもの多々あるべし (長崎市)

一、必要ありと認む本市に於て行ひつゝある検査方法あるを以て會議の席上にて報告すべし (大阪市)

一、各地事情を異にするを以て必要に應じ各地が個々に研究調査するを可と認む (名古屋市)

一、趣旨賛成なるも協定法として其検査項目を決定すること頗る困難なりと思考す (東京市)

一、試験の制定により以上確實性を帯びしむる點より必要を認むるも實行に當りては相當困難 (鳥取市)

一、必要なきものと認む (松江市、佐賀市、仙臺市、高砂町、熊本市)

一、生物學的の意義及範圍の程度解釋困難なる爲回答し難し

参考 本市は動物學的検査として濾過池附近に小池を設け濾過水の流入を以て目高(魚)を飼育しあり (小倉市)

一、必要あるべし但し差迫り必要な事情當市になし (甲府市)

一、施設及經費等調査の上賛否を決すべし (平町)

一、必要にして有益なり 但し常設検査機關のなき所に於ては完全なる試験は實行困難なるべし (福井市)

一、要研究 (宇都宮市)

一、必要ありと認む (佐世保市、水戸市、尾道市、郡山市、福山市、臺北州、鎮南浦府、川崎市、堺市、倉敷町、廣島市)

一、本市に於ても未濾過水中には多様の微生物を發生し試験の都度之が調査に甚だ困難せり検査

條項を設くるの件賛成す (福岡市)



一、設くる方可なるべし (前橋市)  
一、必要あり特に水質の異臭異味を興ふる水中微生物に就て其種類及成育状況防止方法等の研究をなすの必要あり

一般的の生物學検査は多種多岐に亘りて制定並實施困難ならん (京城府)

一、培養上に發生聚落少數にして別に一項を設くる必要を認めず (釜山府)

一、生物學的検査の必要あるも特に協定試験法中に一項を設くる必要はなかるべし (南滿洲鐵道株式會社)

一、必要ありと認む要は方法の如何にあり (京都市)

(四五)

當地水道に於て使用中の耐寒給水栓は和田式と佐野式の二種あり和田式は公共栓にのみ使用し其他は全部佐野式を使用せるが結氷期に於て破損回数及「フロスト」より流出水量甚だ多し各地に於て和田式及佐野式の改良又は新しき給水栓を使用せられたる所あらば其成績等承りたし (平壤府)

(平壤府)

答

一、本市にては防寒活弁を利用し水栓取付けの個所に本市考案の空氣を通ずる通氣栓を取付け水の使用を要せざる場合は活弁にて水を止め上部の通氣栓より空氣を入れ完全に鉛管内の水を排除し氷結を防ぎ効果を收め居れり和田式佐野式何れも缺點ありて之を廢止せり (秋田市)  
一、兩者共價格に於て一般的には使用不能に付三谷式耐寒給水栓を使用するも成績良好ならず其他試験中なり (松本市)

一、(一一)問の通りにして他の耐寒式を使用せず (仙臺市)

一、本年度より根岸式耐寒給水栓を試用中なるも時期の關係上未だ其成績を見るに到らず (鎮南浦府)

一、(一一)問に全し (川崎市)

一、佐野式は成績良好なるが如し (鳥取市)  
一、本市は冬季最低氷點下攝氏十度内外なるを以て耐寒栓の結氷せしものなし

使用栓は佐野式、和田式、仲田式等使用せり (甲府市)

一、當町耐寒給水栓は全部和田式を使用なし居れり結氷期に地盤凍結のため給水栓抽出せられために給水栓下部鉛管との接合個所破損せること數回ありたり其他は成績良好なり (豊原町)

一、耐寒給水栓は一般に使用せず共用栓に西出式を採用其成績良好 (宇都宮市)

一、和田式は良好と認むるも佐野式は栓外に排水するが故に粘土質にありては排水充分ならざる感あり汚水の流入することあり是が改良を要するものありと認む (上田市)

一、耐寒共用栓としては日本鑄造株式會社製造に係る仲田式耐寒共用栓を採用しつゝあり (目黒町)

一、共用栓は關東式、和田式、本橋式の三種を使用何れも成績良好 (郡山市)

一、小田倉式、知田式、西出式を使用し比較的西出式は故障程度少きも他は押輪ゴムの破損多く未だ改良加工せしことなし (山形市)

一、當市は兩式公共栓其他にも使用せり而して結氷期に於て破損回数を調査せしことなし又從來の和田式佐野式の改良せし新式給水栓を使用せしことなし (室蘭市)

(四六)

硫酸礬土は始終同一量を源水に混合する場合と沈澱池に一定の源水を充たしたる後一時に適當量を混合する場合と何れか有効にして經濟的なるや (平壤府)

一、後者を有効なりと認む、但し沈澱池の設備充分なるべし (長崎市)

一、硫酸礬土は源水池の沈澱池流入前に注加し兩者の充分混和したる後沈澱池に於て沈澱せしむる方有効にして經濟的なるべし (大阪市)

一、水路状態により差あらんも水路の餘水ある場合に於て硫酸礬土注入後の餘水を放流するより



は可成沈澱池接近水路に注入するを有効にして經濟なりと思考す又沈澱池に一定の源水を充たしたる後注入するときは面積容量大なるを以て自然其効果遅引する様思料す (仙臺市)

一、沈澱池一個に付源水七割注入の頃より混入を開始し満水迄の間に全水量の注入量を注入するを可とす (仁川府)

一、本市は沈澱池の特設なく一時に適量の硫酸礬土を使用せしことなし然れども一定の源水を充したる後一時に注入する時は充分の混和を欠く恐れなしとも信じ難く稍々もすれば混合目的を達せんとして却て多量の礬土を使用するの嫌なきかを疑ふ (尾道市)

一、沈澱池の構造及容量等にも關係あらんも常に源水の濁度を檢し之れに對し最小限度を始終投入するか有効にして且つ經濟ならん (臺北州)

一、硫酸礬土は始終源水濁度に應ずる適量に源水に混合する場合を結果良好なりと認む (川崎市)

一、本市は原水を沈澱池に注入する前送水開渠に於て其の濁度に應じ硫酸礬土の量を増減して注入し作業上の効果を擧げつゝありて問題前後段の如き方法を施したる實例なし (名古屋市)

一、効力經費共に沈澱池外取水水路に於て原水量並に濁度に應じ注入するを有利と思考す (東京市)

一、硫酸礬土の混合量は源水混濁の程度によりて増減すべきを當然と信ず沈澱物は一時に注入するも完全に混合するものにあらず (前橋市)

一、始終混入するを以て原則とし且効力多かるべし何となれば化學作用最も速にして且精確なればなり從て其効の速にして經濟的なり (京城府)

一、適量を始終(濁度に依り)源水に混合する方經濟的ならんか (玉川水道株式會社)

一、常に一定量を源水に混入するを有効と認む (京都市)

一、沈澱池に餘裕あらば一定量の源水を充たし後一時に適量を混合するを最も有効並經濟的ならん (臺中州)

(四七)

地盤凍結深度(最大一、三三〇) 程度にある各地量水器人孔土留個の經濟的工法並に取付後の成績に就き承りたし (平壤府)

答

一、本市は重に栗板製を用ひ居れり板は正五分長さ一尺二寸巾九寸深さ一尺一寸蓋板は正八分なり當地にての製造價格一ヶに付金壹圓内外なりとの希望に依り鐵製の圍函をも取付け居れり一ヶの代價金參圓八拾五錢なり (秋田市)

一、當市に於ける凍結程度は大略〇、三〇米突なるを以て量水器は餘り深さを要せず且多くは屋内装置なればなり (仙臺市)

一、鐵筋混凝土製にして一個の價格三圓以内とし埋設後の破損少なし (仁川府)

一、京城にありては「フオド」氏考案に一部補足をなし使用せり効果あり (京城府)

一、谷崎式覆函を使用するを以て工事は極めて經濟的にて取付前後の成績良好なり (上田市)

一、經濟的生命期間を考慮し「コンクリート」物を有利とし採用せり而して其成績良好なるを認めたり (鎮南浦府)

一、本市にては谷崎式量水器を使用し冬期間は積雪の爲め地盤凍結は割合に淺く地盤凍結に依る不便を感じたることなし (山形市)

一、地盤凍結の實例なきを以て煉瓦樹積上の外は使用せず (堺市)

一、研究の結果別圖の通り決定せり (南滿洲鐵道株式會社)

一、本市地盤凍結深度は最大約〇、五メートル内外に付實例なし (室蘭市)

一、同程度に類似する當地量水器は屋内にて横一尺五寸縦二尺屋外にて横二尺縦三尺深四尺五寸の「モルタル」製樹を以てせり取付後北受特別冷氣に接し凍結の恐れあるものは右箇内に中蓋を設け向必要に應じ蓆又は藁布圍に入れ居れり (關東廳)

(四八)

電動唧筒に依る水道に於て唧筒運轉中に於ける停電に對し電力供給會社に如何なる處置を採ら



答

- れつ、あるや (平壤府)
- 一、(一六)に同じ (岡山市)
- 一、二時間以内の停電は承認するも二時間以上の停電に依り生ずる損害は會社の責任とす (和歌山市)
- 一、停電の原因を究め善後の處置をなすに止め會社に對し損害賠償をなさしむることなし (大阪市)
- 一、停電の場合は通電の復活を交渉するの外別段の處置を採る方法を定めたるものなし (佐賀市)
- 一、電話にて送電交渉し極力支障なからんことを努む (松本市)
- 一、停電一回二時間以上に涉りたる時は其月の消費電氣量に相當する電力料より三十分の一を控除す (長岡市)
- 一、會社の故障に依り連續二時間以上停電の場合其故障時間の五倍に相當する時間に於て補充的操作に消費する電力は契約最高消費量の標準となさざる約 (大牟田市)
- 一、供給電力の故障に對しては補助機關を使用し別に處理の方法を定めざるも故障に對しては供給會社をして申告せしむ (高田市)
- 一、不可抗力に依るの外絶體に停電せざる契約にして之に違反したるときは損害賠償の責に任ずるものとす (宇部市)
- 一、(1)天災事變又は法律命令に依る爲の停電は一回一時間以上又は一ヶ月通算六時間以上に互るときは停電一時間に付一七五「キロワット」時の割合を以て責任使用電力量を減ず
- (2)供給會社の責に歸すべき事由により一回十五分以上又は一日を通じて一時間以上若くは一ヶ月を通じて六時間以上の停電を爲したるときは賠償額は一月の延時間に一七五「キロワット」を乘したるものに對しては一「キロワット」時につき參錢九厘と同延時間に一七五「キロワット」

「ワット」を乘したるものに對しては一「キロワット」時に付四厘の割合にて算出したる和とす (仁川府)

- 一、本年冬季に於て屢々停電せしことあるを以て嚴重なる交渉を遂げ將來絶體安全を誓はしめ停電に依り生したる不要電力料を賠償せしめたり (福井市)
- 一、停電時間の電力料減額交渉中 (水戸市)
- 一、電力供給會社と供給契約を爲す際に協定し置くべきものと信ず (前橋市)
- 一、電力使用後日淺く停電の事なし今後當該事項生ずる時は電力供給契約條項により料金の低減又は賠償をなさしむ京城は豫備として蒸汽力によるの設備あり (京城府)
- 一、不時停電に就ては相當責任を負はしむるを至當と信ずるも特に具體的契約なきを以て爾後を戒飭するに過ぎず (福島市)
- 一、電力供給契約に於て二ヶ所以上より送電する設備をなさしむる時により一時間又は半日位の停電の爲水料不足を生ずると認むる場合は夜間送電せしめ此の爲の電力料金は別に支拂をなさず (上田市)
- 一、天災地變其他不可抗力により電氣工作物を使用し能はざる時及電氣工作物に故障を生じ又は生ぜんとする虞ある場合に於ける停電に對しては會社に其責を任せざる契約とす (倉敷町)
- 一、天災又は不可抗力に據らざる停電の場合は電力供給契約に基き供給者に賠償金支拂を要求す但し一時間以上の場合にして一時間未満の際は要求せず (郡山市)
- 一、甲乙兩工場へ丙丁兩會社をして四ヶ月交代にて電力を供給せしめ丙會社停電の場合は丁會社をして代を供給せしめ其原因が懈怠等に出づるは過怠金を徴す (新潟市)
- 一、停電の場合に處する方法としては二會社以上と送電契約を結ぶ必要ありと認む但し停電當時の方法としては會社へ送電を速ならしむべく嚴促するの外なし (堺市)



- 一、本社に於ては系統の異なる二會社より供給を受け居るを以て一會社の電力停電する時は直ちに他に切替へをなし同時に前會社に交渉し優先権に依り供給を受く（玉川水道株式會社）
- 二、不可避又は不可抗力若くは業務上に依る停電の場合供給者に於て何等の責を負はざる契約を締結す其の他の場合に於ては其の原因程度に依り接衝餘地あらん（熊本市）
- 三、正當の理由なく送電を中止したる場合のみ其損害を賠償せしむ（澁谷町）
- 四、唧筒運轉中左の場合送電し能はずして假令水道部に於て損害を受くることあるも會社に其責を負はしめず極力復舊方に付交渉するに止む但し出來得る限り停電理由及時間等を併せ豫告を爲さしむ
  - （一）天災事變其他不可抗力に因るとき
  - （二）機械又は線路に故障を生じ又は生ぜんとする虞れあるとき或は之を修繕するるとき
  - （三）法令の規程又は官廳の命令に據るとき（川崎市）
- 五、本問題に關しては供給會社と左の契約をなし居れり但し第十條に付ては之を適用すべき事件に遭遇せず

契約 拔萃

- 一、第七條乙が不可抗力に因り第四條規定の送電をなす能はざるため其の當月分の使用電力が拾參萬「キロワット」時未滿に下ることあるときは乙の停電時間内に於て甲の使用に要すべき時間に平均供給電力（停電前後各五日間分統計に依る）を乗して得たる電量を十三萬「キロワット」時より控除したるものを以て其月分の最低使用量となし計算するものとす
- 二、第十條乙が正當の理由なくして電力を供給せず又は正當の理由なくして送電遲滞の爲市の水道事業に損害を生じたる場合は乙に於て相當賠償の義務あるものとす（廣島市）
- 三、本市は電力會社との電力供給契約に基き會社が電力を供給せざるか又は送電遲滞のため水道

(四九)

- 一、事業に支障を生せしめたるときは市の認定に依り一回毎に二百五十圓以上千圓以内の過怠金を徴收し一面停電理由書を提出せしむる取扱とす但し短時間の停電にして水道事業上格別支障を來さざりし場合は將來の注意を促す程度に止め過怠金を徴收せず（名古屋市）
- 二、本市に於ては停電の經驗なきも電動唧筒は數個の送電系統より供給を受け居るを以て全送電系に故障なき限り安全なり（東京市）
- 三、電量は計量器に依るを以て他に方法なし（高雄州）
- 四、給水を全部計量器に改むるに當り左の得失可否を伺ひたし
  - （イ）基本料金は最低水料を含みたるものと又單に基本のみとし水料を別に計算するものとの比較得失（ロ）貸付量水器は使用料として別に徴收するか或は前項に加味せしむるか可否
  - （ハ）使用水量を徴收毎期末に點檢するの可否（ニ）給水料豫納金は使用中据置となすか又は一年度毎に精算するか其可否（ホ）量水器貸付の場合は同筐代と取付費用は市の負擔とするを相當とするか又は使用者の負擔とするや（仙臺市）
  - （イ）別に基本金の制なく一ヶ月使用量四十石を限度とし使用料八拾錢超過一石金壹錢五厘を徴收し居れり（ロ）量水器貸付料は水料と別にするを可と認め區別して納入告知書に記入し徴收し居れり（ハ）年々移轉の激しき爲め毎月末に點檢を可とせり（ニ）其月分の限度に對する使用料其月廿五日まで徴收し點檢後の超過水料は翌月分の限度使用料に合算して徴收し居れり（ホ）給水栓所有者の負擔を至當と認め實行し居れり（秋田市）
  - （イ）最低水料を含みたるは利益（ロ）使用料として別に徴收するは可（ニ）概算にて徴收し給水廢止の際精算す（ホ）使用者の負擔とす（和歌山市）
- 五、本件の可否得失に就ては各地の事情に依りて定まるべきものと思考せり故に茲には本市の取扱振りを述ぶることにせり



(イ)最低料金を定め使用水量に料率を乗じたる金額が最低料金以内なるときに限り最低料金を徴せり(ロ)無料貸與せり(ハ)毎月及毎期末とも點檢せり(ニ)前段の通り据置とせり(ホ)市負擔とせり(大阪市)

一、(イ)經驗なし(ロ)量水器使用料は別に區分して徴收するを可と思考す(ハ)毎月末に點檢するを可と思考す(ニ)經驗なし(ホ)量水器貸付の場合には償代取付費用は市の負擔とするを可と思考す(佐賀市)

一、(イ)得失言明し難し(ロ)加味せしむるを可とす(ハ)本市は毎月徴收の方法を探りつゝあるに より毎月末點檢するを可とす(ニ)豫納の方法を探らず(ホ)市の負擔とするを相當と認む(松江市)

一、(イ)實際の使用料を翌月豫納せしむるを可とせむ(ロ)前項に加徴するを可とせむ(ハ)毎月點檢し置くを可とせむ(ニ)年度末に精算するを可とす(但廢止の際は隨時精算す)(ホ)市の負擔となし居れり(小倉市)

一、本市の扱  
(イ)専用基本料金一戸一ヶ月六十石を最低限とし九十錢

共用(私設)一戸一ヶ月三十石を最低限とし參拾錢  
(公設)一戸一ヶ月二十石を最低限とし貳拾錢  
(ロ)量水器は無料貸付(ハ)毎月使用水量點檢(ニ)使用中据置(ホ)量水器取付費用は市の負擔とす(門司市)

一、(イ)使用水量により給水料を徴し基本料金は各別に計算するを可とす(ロ)量水器使用料を廢し基本料金を加味するを可とす(ハ)毎月末點檢し使用者に通知するを以て前月と對照し使用量を按配するにより毎月點檢を可とす(ニ)使用中据置を可とす(ホ)市負擔を相當と認む

(甲府市)

一、本町は共用栓給水の外最近計量制に改正せり依て要領左の如し  
(イ)意味明確ならず(ロ)貸與量水器は使用料として別に徴收するものなり(ハ)の利益なり(ハ)加味せしむる時は一時休止の場合(本町は貸與中料金の徴收するものなり)の利益なり(ハ)本町給水料金は月別計算なるを以て毎月點檢を要す故に要は給水條例に依るべしと雖も量水器の故障等を慮り可成短時間毎に點檢するを可と思考す(ニ)給水料豫納金に對しては會計年度毎に精算し居れり(ホ)本町は全部量水器貸與制度とし同償代は使用者の負擔を以て施設せしめたり而して量水器貸與にありては同償代は附屬せしむるを相當と思考すも裝置上(固定せしむ)の關係上使用者の便宜を參酌する時は却て便利なるを以て使用者負擔と一定したり(平町)

一、(イ)最低水料を含みたるものを可と認む(ロ)給料に加味するを可と認む(ハ)毎月末に點檢するを可と認む(ニ)理論上は一年毎に精算するを可とするも實際の取扱は使用中据置するを便利と認む(ホ)償代は使用者の負擔としつゝあり(尾道市)

一、(イ)問題意味不明(ロ)貸付量水器使用料は徴收せざるを穩當とす(ハ)徴收毎期末を可とす(ニ)使用中据置を可とす(ホ)材料は水道經營者其の他の費用は使用者の負擔とす(群山市)

一、(イ)目下研究中(ロ)貸付量水器は使用料として別に徴收するを可と認めらる(ハ)目下研究中(ニ)給水豫納金は使用中据置となすを可と認めらる(ホ)量水器貸付の場合には同償代と取付費用は使用者の負擔とすを可とす(豊原町)

一、(イ)研究中(ロ)貸付量水器の使用料は別に徴收す(ハ)計量給水使用料は毎月徴收するを以て毎月末點檢す(ニ)使用中据置(ホ)使用者の負擔となし居れり(水戸市)

一、(ロ)貸付量水器は給水工事とは性質を異にせるを以て器物貸付使用料を徴收し使用せしむ(ニ)給水料豫納金は使用條例の定むる處にして使用中据置きを以て其の豫納の目的に合致す



るものとす(ホ)量水器を貸付するに於て其市有物品の保存器具量水筐及取付費用は市の負擔とするを相當と思考す(米子市)

- 一、(ロ)量水器は全部貸與にして其使用料は料金に含まれたるものなり(ハ)使用水量は毎月點檢し毎月徴收するを可とす(ニ)給水料豫納金は請負販賣制なる特定栓に限り徴收し中止廢止の際及年度末に於て精算する事とせり(ホ)量水器は貸與にして其取付費用は使用者の負擔とし徳代は當府の負擔とせり(平壤府)

- 一、(イ)最低水料を以てするを至當と認む(ロ)量水器は無料とするを適當と認む(ハ)毎月徴收なるが故月末に點檢しつゝあり成績良好(ホ)實例なし(佐世保市)

- 一、(イ)最低水量に對する最低料金を定め徴收する制度は取扱上便利なるも最低水量以内に於て濫用するの虞あり(ロ)量水器本來の性質上使用料として別に徴收するを可と認む(ハ)使用水量の點檢は水量料金徴收と密接の關係を有するものなるを以て毎月徴收制なれば毎月點檢をなし三ヶ月徴收なれば三ヶ月點檢を可と認む(ニ)豫納金は一年毎精算を可とす(ホ)新設の場合ハは徳代及取付費用は市の負擔とするを可と認む給水者の意志に依り位置變更等の場合其費用は給水者の負擔を可と認む(福岡市)

- 一、(ホ)材料は市負擔とし取付費用は使用者の負擔とす(徳島市)

- 一、(イ)理想としては使用水量に應じ料金を徴すべきも或程度迄收入の確實を計る爲最低料を定む(ロ)量水器は理論としては無料貸付すべきものと思ふ若し使用料を徴するとなさんには最低料に加味されては如何(ハ)毎月定期點檢を理想と思料す徴收毎期末一齋點檢は多數ある場合不能ならん(ニ)理論よりすれば毎年度精算すべきものならんも當府(前納金)は給水廢止の際精算す(ホ)量水器は貸付するも之れが勞力費は給水請求者負擔とせり(京城府)
- 一、(イ)研究したることなし

本市は單に基本のみとし水料を別に計算し居れり

- (ロ)別に徴收するを可とす(ハ)毎月末點檢し多量に使用するヶ所は尚ほ中途點檢するの要あり(ニ)年度末に精算す(ホ)市の負擔とす(條例)(福山市)

- 一、(イ)水道經營者に取りては前者を得と思料す(ロ)別に徴收するを可とす(ハ)毎月末を可とするも各地の狀況及事務の都合等により同様ならざらん(ニ)年度毎に精算可ならん(ホ)市の負擔とす(小樽市)

- 一、(イ)測定を明細に整理せば合算徴收するを可とす(ロ)給水料徴收回數に順應して徴收するを可とす當市は毎月徴收するが故に計量にありては前月點檢により本月徴收することに定めあり即ち毎月點檢を可とす(ニ)水道使用中据置くを可とす(ホ)當市は量水器表函代は市負擔とし取付費用は請求者(家主若くは地主)より徴收す(上田市)

- 一、(イ)最低料金を含みたるものとす(ロ)前項の最低料金に併算す(ハ)毎期末に點檢料金は毎月徴收するを可とす(ニ)据置を爲すを便宜とす(ホ)取付費用のみ給水者の負擔す(大邱府)

- 一、(イ)當府は前段に依る基本料金を定めたり(ロ)給水料算定上の必要に依り取付をなすものに付表面之が使用料を徴收するは妥當ならざるものと認む但し給水料中に之を包含せしむることは差支なかるべし(ハ)量水器の破損不轉の場合を考慮し毎月點檢を必要とす(ニ)當局は豫納金の制度なきも毎年度精算すべきものと認む(ホ)ロの場合と同一理由にして其費用は市負擔を妥當とす(釜山府)

- 一、(イ)最低水料を含みたるものを有利とす(ロ)別に徴收するを可なりと認む(ハ)一ヶ月毎に點檢するを可なりと認む(ニ)給水装置新設請求者に負擔せしむるを可なりと認む(目黒町)
- 一、(イ)基本料金は最低水量を含みたる方可ならん(ロ)別に徴收する方可と思料す(ハ)毎月末に點檢する方可、量水器故障等發見に便なり(ニ)年度毎又は年二期位に精算したし(ホ)貸



付量水器なるにより市負擔を相當と認む (郡山市)

- 一、(イ)最低限度を定め其の水量に相當する金額を徴收しあり差支を認めず(ロ)使用料として徴收しあり(ハ)毎月末に點檢しあり若し期末に於て點檢せば手數を除くの利あるも故障を生じたる場合之を發見するに不便なるのみならず使用料の算定に困難ならん(ニ)使用中据置きとなすも各期毎に過不足を計算し又年度末の殘餘は翌年度に繰越し整理しあり(ホ)使用者の負擔となしあり(山形市)

一、(ホ)賣渡の場合は筐代量水器共請求者の負擔とす貸付の場合は全部市負擔 (奈良市)

- 一、(イ)改正に當り前段の通りとせり(ロ)別に量水器使用料として徴收するを可なりと認む(ハ)故障等を發見するため毎月末に點檢し以て使用料徴收上の精確を期するの必要ありと認む(ニ)手數を省くため使用中据置きとなすを可なりと認む(ホ)全部市費負擔とするを適當と認む (堺市)

一、(イ)最低水料を含ましむるを可と認む(ロ)加味するを可とす(ハ)計量の正確を期する爲には毎月末とするを可と認む(ニ)一年度毎に精算するを可と認む(ホ)市負擔とするを相當と認む (南滿洲鐵道株式會社)

一、(イ)前項を可とす(ロ)使用水量に加味して徴收するを可とす(ハ)毎月點檢するを可とす(ニ)据置きを可とす(ホ)使用者の負擔とするを可とす (京都市)

一、(イ)本件は經濟上の問題にして當市の如きは基本料は最低水量を含またるものを徴收す得失は水量單位の如何に依るものと思料せらる(ロ)量水器料を加味するを可と存ず(ハ)量水器點檢の誤り又は破損濫用等を發見するの必要上當市は毎月末點檢するを可とす(ニ)豫納金は歳入歳出外の收入として使用中据置きを可とす(ホ)本件は給水申請者の負擔として其工費を徴收す (室蘭市)

一、(イ)基本料金と共に責任使用水量を定むるを可とす

(ロ)後段を可とせん

(ハ)期納制にすれば手數を省略し得るの便あるも殖民地の如きは移動多く反つて困難の點もあり

(ホ)に對する該當事項なし (臺北州)

一、(イ)水道經營の歲計と最低料金を含みたるものを有利とす

(ロ)徴收するにせば給水料を加算せること利便ならん

(ハ)毎月末に點檢するを可とす

(ニ)執務の繁多を避くる爲使用中は据置くこと

(ホ)給水制度の改正は水道經營者に於て其經營の必要上生じたるものなるに付之に附帶せる施設費即ち量水器取付費は經營者の負擔とするを可とす (鎮南浦府)

一、(イ)當市は最低水量を定め超過水量に對しては各給水栓及使用目的により異りたる料金率に依り計算す

(ロ)貸付量水器の使用料は給水料と區別し之を徴收す但し最小口徑十三耗器は無料とす(市外給水は徴收す)使用者の業務上使用水量の程度、設備場所等の關係に依り口徑同一ならざるものあるべきに依り水料と區別するを可と認む

(ハ)量水器點檢は毎月一回行ふを可と認む

(ニ)理由 量水器の故障其他の事故の發見容易なるを以てなり

(イ)豫納金は壹ヶ年度毎に精算するを可とす

(ホ)取付費用管代も市負擔とするを可と認む (熊本市)

一、本市に於ては布設當初より計量制なるが御質問の箇所を當部に於て取扱ひつゝある見地より